

包括外部監査結果報告書

令和元年度

松 江 市

松江市包括外部監査人
弁護士 福田 真也

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 選定した特定の事件（テーマ）	1
第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第4 監査対象期間	2
第5 監査の方法	2
第6 監査の実施時期	3
第7 監査従事者	3
第8 利害関係	4
第2章 監査対象の概要	5
第1 松江市における高齢化の状況	5
第2 松江市における高齢者福祉施策	7
第3 介護保険制度の概要	9
第4 随意契約	15
第3章 高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保	19
I 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保	19
第1 公営住宅の供給	20
第2 安心ハウスの提供	21
第3 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等の質の確保	25
II 安心して暮らせる住・生活環境の整備	27
第1 公営住宅のバリアフリー化	27
第2 住環境のバリアフリー化	30
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上	31

I	地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供	31
第1	現在提供している介護保険サービスの充実	32
第2	市町村特別給付（在宅復帰支援）	33
第3	地域共生型サービスの充実	35
II	介護保険施設等の整備	37
第1	特別養護老人ホームの整備	37
第2	医療系サービスの整備	40
第3	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	41
第4	生活支援ハウスの入所措置，養護老人ホームの入所措置	42
III	第三者評価の充実	51
第1	事業所への介護相談員派遣	51
第2	地域密着型運営推進会議への参加とグループホームの外部評価 ...	56
IV	事業所の指定・指導	59
第1	地域密着型サービス事業所の指定及び指導	59
第2	介護保険事業所の指定及び指導	61
第3	給付適正化事業の充実	66
第4	老人福祉法に基づく老人福祉施設（事業所）の指定及び指導	67
V	介護保険サービス事業所等関係機関の連携	72
第1	介護保険事業所連絡会の開催を通じた事業所の組織化	72
第2	ブロック連絡会への参加・連携	75
第5章	介護人材の育成・確保の取り組みの強化	76
I	介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保	76
第1	ケアマネジャー等研修会の開催	77
第2	医師やケアマネジャー等多職種のコラボ研修会の開催	78
第3	地域包括支援センターによるケアマネジャー支援	80
第4	介護職員等による，たんの吸引等の適切な実施に向けた支援	80

第5	介護に携わる専門職のスキルアップ研修	83
第6	(仮称) 介護人材確保検討会議の開催	84
第7	小中学生への社会教育の推進	86
第8	各種資格取得・研修参加に対する支援	87
II	介護職場の環境整備	89
第1	介護ロボット等の導入支援	89
第2	介護事業所認定制度の創設	90
第3	介護従事者の表彰制度の創設	92
第4	「介護の日」のPR及び介護職場に関する情報提供	93
第6章	介護予防・重度化防止の取り組みの推進	95
I	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	95
第1	介護予防の充実による高齢者の自立支援, 重度化防止	96
第2	介護予防ケアマネジメントの実施	97
第3	サービスA (緩和型) への移行促進	99
第4	サービスB (住民主体型) への移行促進	101
第5	サービスC (短期集中型) の推進	104
第6	サービスD (移送サービス) の新設に向けた研究	105
II	一般介護予防事業の拡充・推進	107
第1	なごやか寄り合い事業による介護予防の推進	108
第2	運動教室や介護予防教室の開催等による介護予防の普及	113
第3	口腔・低栄養重症化予防事業による介護予防の推進	114
第4	健康づくり活動の推進	116
第5	地域リハビリテーション活動の促進	116
第6	介護予防事業の評価	117
III	介護予防の啓発促進	119
第1	介護予防に関する意識啓発の促進	119

第7章 認知症対策の強化	121
I 認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止	121
第1 認知症予防に関する取り組みの推進	122
第2 認知症初期集中支援事業の充実・強化	124
第3 アセスメントツール等の活用による早期対応	125
第4 認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用	127
第5 認知症にかかる医療機関との連携	129
II 当事者・家族の支援	131
第1 認知症ケアパスの見直し、普及	131
第2 当事者や家族への支援の強化	133
第3 若年性認知症施策の強化	134
第4 認知症地域支援推進員による支援体制の強化	135
第5 認知症にかかる医療機関との連携	137
III 啓発・ネットワークづくり	138
第1 認知症サポーターキャラバンの強化	139
第2 認知症に関する情報発信の強化	140
第3 地域の見守りネットワークの充実・強化	142
第4 徘徊SOSネットワークの強化	143
第5 徘徊高齢者対策の強化	145
第8章 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備	148
I 在宅医療・介護サービスの提供体制の構築	148
第1 多職種連携会議を活用した切れ目ない在宅医療と在宅介護の一体的な提供体制の構築	149
第2 医療・介護関係者間の情報共有ツールの普及	151
第3 在宅医療・介護の提供体制の整備	153
第4 在宅医療・介護を支えるための居宅サービスの整備	154

第 5 介護職員等による, たんの吸引等の適切な実施に向けた支援 (再掲)	156
II 多職種連携による生活支援	157
第 1 多職種連携会議の活性化	158
第 2 松江市在宅医療・介護連携支援センターの活動促進	159
第 3 入退院支援の連携強化	161
第 4 医療依存度の高い在宅介護サービス利用者への支援強化	162
第 5 リハビリテーションの充実	163
III 介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保 (再掲)	165
IV 地域住民への普及啓発	165
第 1 地域住民に対する研修会の開催	166
第 2 在宅医療介護ガイドブック, 終活支援ハンドブックの活用	167
第 9 章 総合相談・支援体制の充実強化	169
I 我が事・丸ごとの相談支援体制の整備	169
第 1 なんでも相談所の機能強化	170
第 2 コミュニティソーシャルワーカーの活動推進	172
II 地域包括支援センター機能の充実強化	173
第 1 地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化	173
第 2 地域包括支援センターの評価・点検の取り組み強化	179
第 3 地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報の公表	180
第 4 ケアマネジメント支援	181
III 地域ケア会議の充実	182
第 1 地域ケア会議の推進	182
第 2 地域課題の把握・共有	184
第 3 地域ケア推進会議の推進	185
第 10 章 地域における支え合う体制づくり	187

I	地域住民による支え合い体制づくり	187
第1	協議体の立ち上げ, 活性化	188
第2	生活支援コーディネーターの活動推進.....	193
第3	くらし安心サポーターの養成.....	194
II	地域における見守り・相談体制の充実(再掲)	196
III	要配慮者支援体制の強化	196
第1	要配慮者支援組織の立ち上げや地域での見守り助け合い事業の推進	197
第1 1 章	高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実	201
I	在宅サービスの充実	201
第1	「食」の自立支援事業の実施	202
第2	緊急通報装置設置費助成事業の実施	205
第3	外出支援事業(移送サービス・移送タクシー)の実施.....	206
第4	安心ライフ援助事業の実施	213
第5	救急医療情報活用事業の実施	216
第6	生活援助員派遣事業の実施	218
第7	訪問理美容事業の実施.....	220
第8	ゆうあいヘルプサービスによる支援.....	223
II	家族等介護者に対する支援.....	226
第1	家族介護用品支給事業の実施	226
第2	家族介護者交流事業の実施	228
第3	介護離職防止対策等の推進	231
第1 2 章	権利擁護の充実強化	233
I	成年後見制度等の利用促進.....	233
第1	成年後見制度利用支援の実施	234
第2	成年後見制度の利用促進に向けた取り組み	235

第3	市民後見人の養成.....	236
第4	法人後見の実施.....	241
第5	日常生活自立支援事業による支援.....	243
第6	権利擁護推進委員会の開催.....	244
II	虐待の予防・対策.....	246
第1	高齢者虐待防止に向けた啓発の充実.....	246
第2	高齢者虐待防止相談窓口の連携強化.....	248
第3	高齢者虐待事例検討会の開催.....	249
第4	虐待・困難事例等の緊急保護体制の強化.....	250
第13章	生きがいつくり・社会参加の促進.....	251
I	生きがいつくりや社会参加の促進.....	251
第1	なごやか寄り合い事業による交流の場の充実.....	252
第2	高齢者クラブを通じた交流の場の提供.....	252
第3	高齢者の生きがいつくりに向けた活動の支援.....	255
第4	まめなかポイント事業の推進.....	260
II	雇用・就業対策とボランティアの推進.....	269
第1	ボランティアの発掘・育成.....	269
第2	ボランティアのコーディネート機能の促進.....	271
第3	シルバー人材センターへの支援.....	271
III	効果的な情報の提供.....	276
第1	効果的な情報提供・情報共有化の推進.....	276
第2	「高齢者お役立ち情報」の情報提供.....	278
IV	移動手段の確保.....	280
第1	外出支援事業（移送サービス・移送タクシー）の実施（再掲）.....	280
第2	市内路線バスの運賃助成.....	281
第3	福祉バスの運行.....	282

第4 一畑電車沿線地域への運賃助成	286
第5 バス路線の見直しやデマンド交通の導入	289
第6 サービスD（移送サービス）の新設に向けた研究（再掲）	290
指摘及び意見一覧表	291
おわりに	314

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

高齢者福祉に関する事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

わが国の総人口は、平成31年3月31日時点で、126,248千人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は35,716千人となっており、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合。）は、既に25%を超えている。

松江市においても、平成31年3月31日時点で、総人口は201,887人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は58,961人となっており、高齢化率は、29.20%に及んでいる。松江市の高齢化率は、年々増加してきており、10年前の平成21年は24.17%であり、ここ10年で実に5.03%も上昇している。少子高齢化が進行する中で、高齢化率は、今後も継続的に上昇するものと予測される。

また、松江市における介護保険制度においても、要介護・要支援の認定者数は、平成31年4月時点で、11,710人であり、今後も増加していくことが予測される。

このような少子高齢化社会の中で、高齢者福祉に関する行政に対する需要は、ますます増大していくものと考えられ、限られた予算の中で効率的な行政運営を行っていく必要がある。

このような状況の中で、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、

医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が目指されている。

松江市においても、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を推進するとして、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する、「松江市高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定している。

そこで、本計画に挙げられた高齢者福祉の取り組みについて、その合規性のみならず、本計画における高齢者福祉施策の必要性や事業計画の策定過程とそれに基づく事業運営が適切に実施されているかについて、経済性・効率性・有効性の観点から、総合的な検証を行うことは有用であると考え、令和元年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

第4 監査対象期間

平成30年度。但し、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

第5 監査の方法

1 監査の視点

高齢者福祉施策は、福祉の分野であり、その性質上、単純に経済的合理性のみでその当否を判断することはできない。また、福祉施策について、何を実施するか否かの判断は、多分に政治的な判断であって、最終的には、民主的な方法（選挙等）により、その当否を判断すべき問題である。

とはいえ、高齢者福祉施策の事務の実施に当たっては、それが法律・条例・規則に合致している必要があり、また、限られた予算の中で多様な需要に対応しなければならない分野であるため、経済性・効率性・有効性が認められる方法で行われる必要がある。

そこで、監査の視点として、以下の3つを設定した。

(1) 高齢者福祉施策に関する事務の合規性

本計画及び本計画に基づく高齢者福祉施策の事務が、法律、条令、規則等に従って適切に行われているか。

(2) 高齢者福祉施策に関する事務の経済性、効率性及び有効性

本計画及び本計画に基づく高齢者福祉施策の事務が、経済的、効率的及び有効に行われているか。

(3) 高齢者福祉施策に関する事務の公平性

本計画及び本計画に基づく高齢者福祉施策の事務が、公平性の観点から問題がないか。

2 主な監査手続

本計画及び本計画に基づく高齢者福祉施策を実施する所管課に対する口頭及び文書によるヒアリングを行い、関連資料やデータの提供を受け、監査を実施した。

3 監査の対象

本計画及び本計画に基づく高齢者福祉施策の事務（ただし、本計画の施策の柱（4）健康づくりの取り組みの強化については高齢者のみを対象とした施策ではないため、監査の対象から除く。）。

第6 監査の実施時期

令和元年6月20日～令和2年2月18日

第7 監査従事者

包括外部監査人	福田 真也（弁護士）
同補助者	遠藤 郁哉（弁護士）
同補助者	大西 智之（弁護士）

第 8 利害関係

選定した特定の事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 松江市における高齢化の状況

1 松江市の人口構造

(1) 人口推移

松江市の人口推移は、以下のとおりである。

年	総人口 (人)	高齢者人口 (65歳以上) (人)	高齢化率 (%)	65歳以上の 独居世帯数 (世帯)
平成22年	192,055	47,225	24.59	9,092
平成23年	191,492	47,042	24.57	9,640
平成24年	205,826	51,316	24.93	10,524
平成25年	206,235	53,115	25.75	11,340
平成26年	205,544	54,540	26.53	11,921
平成27年	204,785	56,009	27.35	12,642
平成28年	204,247	57,285	28.05	13,305
平成29年	203,716	58,097	28.52	13,824
平成30年	202,965	58,510	28.83	13,932
平成31年	201,887	58,961	29.20	14,401

出典：松江市高齢者人口等統計表年次推移

松江市の人口は、平成26年をピークに緩やかに減少に転じている。高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率も年々上昇している。

(2) 被保険者数及び要介護認定者数の推移

①被保険者数の推移

年度	市全体		第1号被保険者		割合 (B÷A)
	世帯数	人口 (A)	世帯数	人口 (B)	
平成 27 年度	87,477	204,247	39,904	55,855	27.3
平成 28 年度	88,254	203,716	40,410	57,113	28.0
平成 29 年度	89,056	202,965	40,679	57,882	28.5
平成 30 年度	89,551	201,887	41,053	58,254	28.8

※第1号被保険者の世帯数は各年度末、人口は各年度の賦課期日時点の数。

②要介護（要支援）認定者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第1号 被保険者数	55,855	57,113	57,882	58,254
認定者数	11,433	11,897	11,886	12,055
割合	20.5%	20.8%	20.5%	20.7%
(認定者数の内訳)				
要支援 1	1,720	1,865	1,721	1,757
要支援 2	1,314	1,364	1,307	1,467
要介護 1	2,797	2,902	3,007	3,031
要介護 2	1,756	1,826	1,865	1,895
要介護 3	1,355	1,361	1,388	1,378
要介護 4	1,385	1,485	1,535	1,490
要介護 5	1,106	1,094	1,063	1,037

第2 松江市における高齢者福祉施策

1 本計画の位置づけ

松江市では、高齢者への総合的なサービス提供を行っていくため、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものとして、本計画を策定している。

本計画の策定にあたっては、松江市総合計画（2017～2021）及び第4次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画を上位計画として、関連する各分野の計画や県の医療計画等との整合性を図っている。

本計画は、平成30（2018）年度を初年度とする令和2（2020）年度までの3年間を計画期間とし、第6期計画（2015～2017）の「地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み」をさらに深化・推進させながら、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えて、長期的視点に立って策定されているものである。

2 本計画の性質

本計画は、地域社会における社会資源の適正配分を位置づけ、各種サービスの有効活用や福祉活動の活性化によるニーズ充足を図るという意味では公共計画（地域が進むべき方向性とその実現に向けた関係主体の役割を示した計画）の側面も有するが、基本的には、本計画は、老人福祉法及び介護保険法により市町村に策定が義務付けられた計画であり、国の施策動向とも密接な関連を有し、高齢化社会に対応した施策に関する具体的な整備目標を含んだ行政計画（首長を長とする行政が計画の策定主体となり、目指す地域社会像とその実現に向けて行政が実施することを明示したものであり、計画目標の実現に行政が責任を負う計画。）である。

そのため、本計画では、松江市において、高齢者にかかわる福祉サービスの実効性ある計画を住民に明示し、包括的なサービス供給を公的責任にお

いて推進するものである。サービス供給体制の確立にあたって、社会福祉法人等の公益法人やシルバーサービス等の民間事業者への事業委託といった手法を活用する場合でも、地域の実情を踏まえ、適切なサービス提供のあり方を松江市において確保するものである。

3 本計画の概要

(1) 本計画の基本理念

本計画の基本理念は、「地域でともに支えあい いきいき暮らせるまちづくり」である。

(2) 本計画の基本方針

本計画の基本方針は、次の4つである。

- ①高齢者の住まいと介護サービスの充実強化
- ②健康づくりと介護予防の推進・認知症対策
- ③医療と介護の連携
- ④様々な生活支援サービスの充実強化

(3) 本計画の施策の柱

本計画では、上記4つの基本方針のもと、次の12の施策の柱を掲げて基本施策に取り組むとされている。

- ①高齢者の住まいと介護サービスの充実強化
 - (1) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の確保
 - (2) 介護保険サービスの充実と質の向上
 - (3) 介護人材の育成・確保の取り組みの強化
- ②健康づくりと介護予防の推進・認知症対策
 - (4) 健康づくりの取り組みの強化
 - (5) 介護予防・重度化防止の取り組みの推進
 - (6) 認知症対策の強化
- ③医療と介護の連携

(7) 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備

④様々な生活支援サービスの充実強化

(8) 総合相談・支援体制の充実強化

(9) 地域における支えあう体制づくり

(10) 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実

(11) 権利擁護の充実強化

(12) 生きがいづくり・社会参加の促進

(4) 本計画の重点項目

本計画では、12の施策の柱のうち、6つ((3)介護人材の育成・確保の取り組みの強化、(5)介護予防・重度化防止の取り組みの推進、(6)認知症対策の強化、(7)在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備、(8)総合相談・支援体制の充実強化、(9)地域における支えあう体制づくり)を重点項目に位置づけ、取り組みを進めるとされている。

第3 介護保険制度の概要

1 介護保険制度の概要

介護保険制度とは、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき創設された社会保険制度である(介護保険法第1条)。介護保険制度は、平成12年4月から開始された。

平成27年4月、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、介護保険の予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、市町村の事業として行われている。

介護予防・日常生活支援総合事業については、後記3で述べる。

2 介護保険制度の仕組み

(1) 保険者

保険者は、市町村及び特別区である（介護保険法第3条第1項）。保険者は、介護保険料を徴収し、要介護等の認定事務を行い、介護サービスの確保・整備を行う。

(2) 被保険者

被保険者は、市町村の住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）である（介護保険法第9条第1項、第2項）。

第1号被保険者は、寝たきりや認知症等により入浴、排せつ、食事等の日常の生活動作につき常時介護を要する状態（要介護状態）と認定された場合、又は、掃除、洗濯、買物など身の回りのことができないなど日常生活に支援を要する状態（要支援状態）と認定された場合に、介護保険サービスを利用することができる。

第2号被保険者は、初老期認知症、脳血管疾患等の老化が原因とされる16種の疾病により要介護又は要支援状態と認定された場合に、介護保険サービスを利用することができる。

(3) 介護サービス事業者

介護サービス事業者は、都道府県又は市町村の指定・監督を受けて介護サービスを提供する事業者であり、指定居宅サービス事業者（介護保険法第70条）、指定地域密着型サービス事業者（同第78条の2）、指定居宅介護支援事業者（同第79条）、介護保険施設（同第86条、第94条、第107条）、指定介護予防サービス事業者（同第115条の2）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（同第115条の12）、指定介護予防支援事業者（同第115条の22）の7類型が定義され（同115条の32第1項）、さら

に各類型の中で細分化されている。

(4) 介護保険で利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスは、大別すると、在宅で生活しながら、自宅への訪問を受けたり、施設に通所するなどして受ける「居宅サービス」、施設に入所・入院して受ける「施設サービス」、居住する地域の身近なサービス事業所を利用して受ける「地域密着型サービス」に分けられる。

居宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（医療型ショート）、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護などがある。

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院などがある。

地域密着型サービスは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護などがある。

(5) 介護サービスの利用の流れ（要介護認定申請）

ア 申請

介護サービスを利用するにあたっては、市町村の窓口にて要介護認定の申請を行う。申請は居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできる。

イ 訪問調査

市町村は、申請受付後、調査員により自宅や施設を訪問し、本人と面談し、厚生労働省の定めた全国共通の調査票に基づき、動作確認・聞き取り調査等を行う。

また、松江市では、申請者から主治医に対し、主治医意見書の作成を依頼

してもらおう（主治医が市外の場合は、松江市から主治医に対し、主治医意見書の作成を依頼する。）。

ウ 一次判定

訪問調査の結果から、全国共通の基準により、コンピュータで一次判定がなされる。

エ 介護認定審査会・二次判定

この一次判定の結果と主治医意見書、訪問調査の特記事項をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において、どの程度の介護が必要な状態であるかを総合的に審査・判定し、要介護度が決定される（二次判定）。

認定結果は、介護が必要な度合いに応じて、「要支援1～2」「要介護1～5」までの7段階及び「非該当」に分けられる。

オ 認定結果の通知

市町村から申請者へ要介護度を記載した認定結果が通知される。申請から認定結果の通知までは原則30日以内に行われる。

要介護度に応じて、利用できるサービスや利用限度額が決められている。

カ ケアプランの作成

その後、本人や家族の状況、希望等を踏まえ、介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）を作成する。ケアプランは、「要介護1～5」と認定された場合は居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）に、「要支援1～2」と認定された場合は地域包括支援センターに、依頼して作成してもらうことができる。作成費用の自己負担はない。

そして、作成されたケアプランに基づいて、介護サービス事業者から介護サービスの提供を受けることとなる。

（6）利用者自己負担

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、介護サービスにかか

った費用の1割（ただし、一定以上の所得がある場合は2割又は3割）である。

(7) 利用者自己負担の軽減措置

ア 負担限度額認定

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費は自己負担となるが、所得や資産等が一定以下の場合には、負担限度額認定申請により負担する金額が軽減され、利用者自己負担は負担限度額までとなり、負担限度額を超えた食費・居住費は介護保険から支給される。グループホームや有料老人ホーム等は対象外である。

イ 高額介護サービス費

月々の介護サービス利用者自己負担額が、世帯または個人の所得区分に応じた上限額を超えたときは、その超えた部分が高額介護サービス費として払い戻される。在宅サービス、施設サービスともに対象となるが、食費、居住費、日常生活費、特定福祉用具購入費、住宅改修費などは対象外である。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が65歳以上の高齢者を対象として、それぞれの市町村の基準でサービスを実施する介護予防事業である。介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、これまでの介護事業者によるサービス提供に加え、地域住民やボランティア等による多様なサービスを提供し、また介護予防の自主的な取り組みを支援するものである。

要支援認定を受けた者と基本チェックリストで生活機能の低下がみられた者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上の全ての者を対象とした一般介護予防事業がある。

(2) 松江市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容

ア 介護予防・生活支援サービス事業

松江市独自の「訪問型サービス」と「通所型サービス」がある。

「訪問型サービス」は、①専門のホームヘルパーによる入浴や食事などの身体介護や生活支援を行う「訪問サービス（現行の基準相当）」、②身体介護を含まない、掃除・洗濯・食事の準備・調理等の生活援助を行う「訪問型サービスA（緩和した基準）」、③地域住民やボランティアなどによる生活援助（ゴミ出し・掃除など）を行う「訪問型サービスB（住民主体・ボランティア）」、④保健の専門職が必要な相談指導等を実施する「訪問型サービスC（短期集中型）」がある。

「通所型サービス」としては、①通所介護施設に通い、食事・入浴・排泄などの支援を受ける（1日程度。日帰り）という「通所サービス（現行の基準相当）」、②通所介護施設に通い、食事・入浴・排泄などの支援を受ける（半日程度。日帰り）という「通所サービスA（緩和した基準）」、③地域住民やボランティアが開催する、健康増進や介護予防を主目的とした会へ参加する「通所サービスB（住民主体・ボランティア）」、④約3か月間、運動機能向上のための教室に通う「通所型サービスC（短期集中型）」がある。

(3) 松江市の介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

ア 相談

地域包括支援センターまたは松江市役所の窓口で相談をする。

イ 基本チェックリスト

介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストに回答をする。基本チェックリストは全25項目について「はい」「いいえ」で回答をする質問票である。

基本チェックリストにおいて、生活機能の低下がみられた場合には、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できる。

ウ 介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成）

松江市の窓口へ介護予防ケアマネジメント依頼書を提出することで介護予防ケアマネジメントが実施され、ケアプランが作成される。

なお、要支援認定を受けた者で予防給付を利用せず、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する者も同様に介護予防ケアマネジメントが実施され、ケアプランが作成される。

ケアプランに基づき、サービス利用が可能となる。

エ 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、全ての65歳以上の高齢者が利用可能である。基本チェックリストへの回答をしなくても利用は可能である。

第4 随意契約

1 地方公共団体の締結する契約に係る規律

地方自治法第234条第1項は、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定し、同条第2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定している。このように、地方公共団体の締結する契約は一般競争入札の方法により締結するのが原則であり、随意契約等は例外的方法と位置づけられている。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項各号は、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることのできる場合を、以下のとおり規定している。

- ① 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が以下の額を超えないとき（1号）。
 - (1) 工事又は製造の請負 130万円
 - (2) 財産の買入れ 80万円

- (3) 物件の借入れ 40万円
 - (4) 財産の売払い 30万円
 - (5) 物件の貸付け 30万円
 - (6) 上記以外のもの 50万円
- ② 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（2号）。
- ③ 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約や，障害者施設等，シルバー人材センター連合，シルバー人材センター，母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約をするとき（3号）。
- ④ 新規事業分野の開拓事業者により生産された新商品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約をするとき（4号）。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（5号）。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき（6号）。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（7号）。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき，又は再度の入札に付し落札者がいないとき（8号）。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき（9号）。

2 松江市随意契約ガイドライン

松江市は，上記の規律を踏まえ，「松江市随意契約ガイドライン（随意契約を適切に執行するための指針）」を定めている。

本ガイドラインは，地方公共団体の契約は競争入札が原則であることを確認するとともに，「例外事項である随意契約を行う場合には，個々の契約ごとに技術の特殊性，経済的合理性，緊急性等の解釈を客観的かつ総合的に判断することで，公正性や経済性を確保し，市民に対する説明責任を果たす

とともに、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する指針とするため」に作成されたものである。そして、「市民に対して説明ができるか」という点を基本的な視座として、過去の前例で判断していないか（合理的理由があるかどうか。業務等に精通している、納入実績あり、使い勝手がよいという理由で判断していないか。）、法令の状況はどうか（法令上、限定されているか。長期継続契約による競争入札への変更は可能か。）、工夫すれば競争入札に変更できないか（仕様（内容）の変更や工夫（業務の分離・分割等）はできないか。）、排他的権利（特殊技術・設備等、特許権、著作権等）があるか（既に権利が消滅していないか。新しい同種の業務で一般化されていないか。）、契約の相手方として、その相手方しかいないか、という点を、確認項目として冒頭に掲げている。

なお、随意契約には、複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」と、1者から見積書を徴する「特命随意契約（1者随契）」がある。

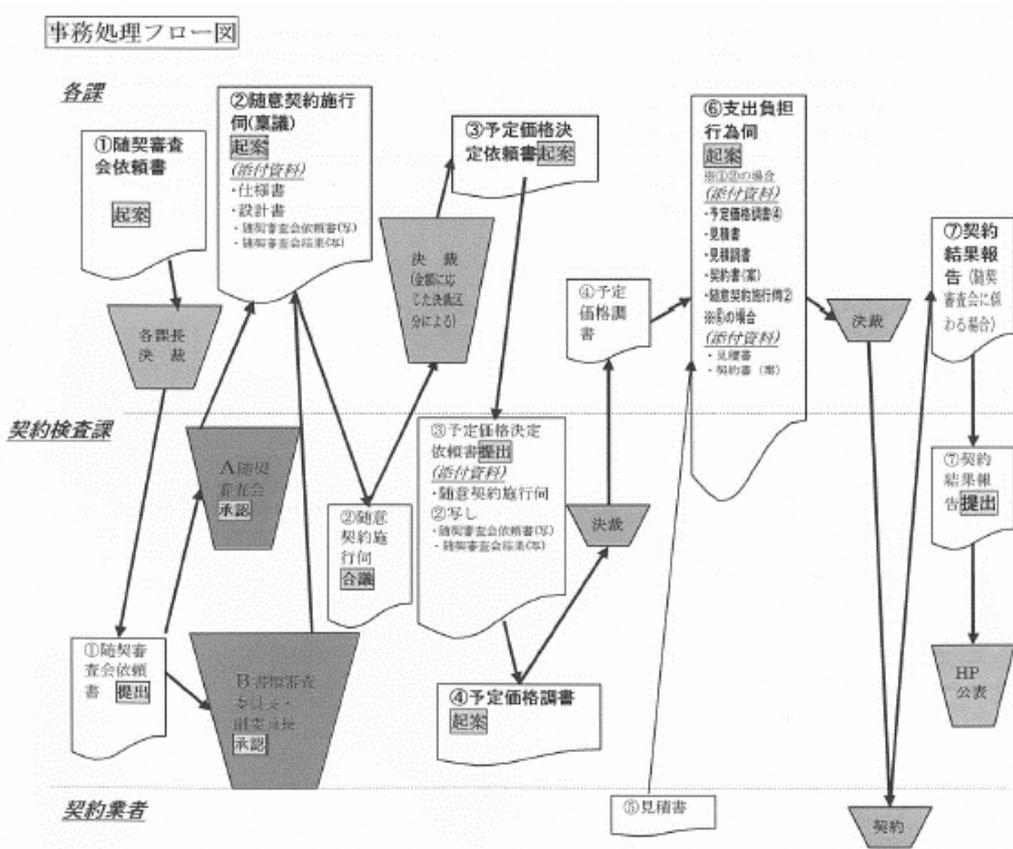
3 随意契約に係わる事務処理の流れ

随意契約に係わる事務処理は、以下の図に示されたとおりであるが、設計額の多寡によって手続の一部が省略される場合がある。なお、事務決済金額は売買、賃貸、請負その他の契約でそれぞれ異なるが、一般的な業務委託に関する契約手続きは下記のとおりとなる。

(1) 設計額100万円以上の場合

下表①～⑦のすべての手続を経る必要がある。

なお、①段階については、④新規事業、契約予定額が前年度比10%以上の増額となるもの、その他担当課が審査を希望するものについては随意契約審査会で審議し、⑤上記以外のものは随意契約審査会委員長・同副委員長・入札係の合議による書面審査を行い、それぞれ承認を得るものとされている。



(出典) 平成30年2月13日付け「随意契約に係わる事務処理の流れの変更について(通知)」

(契第132号)

(2) 設計額50万円以上100万円未満の場合

上表②(随意契約施行伺の起案)以降の手続を経る必要がある。

(3) 設計額5万円以上50万円未満の場合

上表⑥(支出負担行為伺の起案)以降の手続を経る必要がある。

第3章 高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保

松江市は、公営住宅の適切な管理や、公共施設のバリアフリー化を推進するなど、高齢者の暮らしに配慮した住環境の整備を進めることとしている。

また、近年、増加しているサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等については、適正な助言・指導を行うこととしている。

計画では、このような観点から、基本方針1「高齢者の住まいと介護サービスの充実強化」の中の「高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保」において、①高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保のための3つの取り組み、②安心して暮らせる住・生活環境の整備のための2つの取り組みを行うこととしている。

I 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保」の「高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「サービス付き高齢者向け住宅の施設運営事業者及び入居者に対する実態調査（アンケート）を実施した。」としている。

進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「調査結果による利用者の実態を踏まえ、平成31年度にサービス付き高齢者向け住宅の運営状況や介護サービスの提供状況及び入居者の状況等を把握し、事業者及び入居者への働きかけを行う。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保」の「高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保」の取り組みについての平成30年度の課題と対策として、「サービス付き高齢者住宅については、サービス提供実態が施設ごとに異なり、市民にとって分かりにくい状況となっている。事業者と協力しながら利用者への周知徹底を図っていく。」としている。

第1 公営住宅の供給

1 実施事業の位置づけ

計画では、高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保のため、「公営住宅の供給」をすることとされ、具体的には、

高齢者に低廉で良質な住宅を供給するため、引き続き公営住宅の適切な整備と管理を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

建築指導課

【実施事業】

高齢者に公営住宅を供給するための事業としては、本章Ⅱ第1記載の市営住宅高齢者向け住戸改善事業がある。

【実施内容】

本章Ⅱ第1において述べる。

3 実施状況

高齢者への公営住宅の供給という観点からは、本章Ⅱ第1記載のバリアフリー化（市営住宅高齢者向け住戸改善事業）のほか、入居に際しての高齢者に対する優遇措置として、入居者資格の優遇措置、抽選回数の優遇措置が実施されている。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 安心ハウスの提供

1 実施事業の位置づけ

計画では、高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保のため、「安心ハウスの提供」をすることとされ、具体的には、

高齢者に対する賃貸住宅の供給促進と良好な居住水準を確保するため、松江市が認める高齢者向け優良賃貸住宅（松江市安心ハウス）に対し、家賃の補助を行います。

とされている。

2 具体的事業の内容

【担当課】

建築指導課

【実施事業】

松江市安心ハウスの家賃の減額に要する費用の補助金交付事業

【実施内容】

松江市安心ハウスは、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「旧法」という）第3

1条の規定に基づき島根県知事の認定を受けた優良賃貸住宅であって、松江市安心ハウスとして市長の認定を受けた賃貸住宅部分をいう。松江市安心ハウスは、島根県が認定した高齢者向け優良賃貸住宅（バリアフリー化と緊急時対応サービスを備えている。）に、社会福祉施設又は医療施設を合築又は併設した住宅である。

本事業は、市認定事業者が入居者の居住の安定を図るため、松江市安心ハウスの家賃の減額を行う場合において、その減額に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の良好な居住環境の整備促進を図ることを目的とする。

本事業の補助金の交付対象事業は、旧法第43条の規定により、市認定事業者が入居者の居住の安定を図るために高齢者向け優良賃貸住宅の家賃を、補助開始より10年を上限（ただし、市長が特に認めるものについてはこの限りではない。）に減額する事業である。補助金交付期間は、補助開始より10年が上限であるが、「市長が特に認めるもの」については、補助金交付期間の延長が可能であり、最大で20年である。

松江市安心ハウスの家賃の減額に要する費用の補助金は、松江市から市認定事業者に交付される。

本事業は、平成17年4月1日から開始された。松江市安心ハウスの家賃の減額に要する費用の補助金交付要綱、松江市安心ハウスの家賃の減額に要する費用の補助金交付事務に関する取扱い要領が整備されている。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市安心ハウスの家賃の減額に要する費用の補助金交付事業の平成30年度の予算は36,000千円、同年度の決算は35,344千円であった。なお、本事業には、国からの家賃対策調整補助金7,033千円、社会資本整備総合交付金9,575千円が充てられている。

【実施状況】

現在、市認定事業者は5事業者である。松江市安心ハウスは、島根県が認定した高齢者向け優良賃貸住宅であることを要件としているが、高齢者向け優良賃貸住宅は、平成23年の法改正により、サービス付き高齢者向け住宅に制度改正されており、制度改正以降に新規に松江市安心ハウスとして認定できる住宅はない。今後、市認定事業者が増えることはない。

5事業者の状況は次の表のとおりである。補助金交付期間の上限である10年を経過した事業者もいるが、松江市は、「市長が特に認めるもの」として、補助金交付期間を毎年1年間ずつ延長している。また、No. 3の事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の認定も受けている。

No.	戸数	合築・併設施設	補助開始年月日
1	12戸	通所介護（デイサービス）施設	平成17年4月1日
2	9戸	医療施設	平成17年10月1日
3	30戸	通所介護（デイサービス）施設	平成18年6月1日
4	30戸	通所介護（デイサービス）施設	平成22年4月1日
5	40戸	通所介護（デイサービス）施設	平成24年4月1日

過去3年間の入居者の推移は次の表のとおりである。

各年度当初の入居戸数（カッコ内は年度途中の入退去戸数）

No.	戸数	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	12	11（入2・退3）	10（入2・退2）	10（入3・退1）
2	9	7（入1・退1）	7（入1・退2）	6（入3・退0）
3	30	30（入4・退7）	27（入8・退6）	29（入9・退8）
4	30	29（入9・退10）	28（入8・退8）	28（入6・退7）
5	40	38（入12・退11）	39（入9・退8）	40（入7・退7）

松江市としては、近年、同様の住宅として、サービス付き高齢者向け住宅の整備がすすんでおり、松江市安心ハウスは、家賃減額補助金が交付されるのに対し、サービス付き高齢者向け住宅にはそのような制度はなく、バランスが悪いとの認識はある。

4 監査の結果

【本事業の存続の可否の早期検討（意見）】

ア 現状

本事業は、今後、市認定事業者が増えることはない。現在の5事業者のうち、3事業者は、原則的な補助金交付期間である10年を経過している。近年、同様の住宅として、サービス付き高齢者向け住宅の整備がすすんでいる。

イ 規範・基準

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。

事業の実施においては、松江市が事業を実施する必要性・公共性、事業の有効性、効率性が求められる。

ウ 意見

(ア) 近年、松江市安心ハウスと同様の住宅として、サービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでおり、代替施設が存在する。

よって、松江市が本事業を実施する必要性・公共性は薄れている。

(イ) 本事業は、入居する者にとっては有益なものであるが、本事業に要する費用は年間3500万円以上であるところ、定員は121名である。国からの補助金・交付金でその一部が賄われているとしても、費用に対して、その効果（サービス）を受けることができる市民が多いとはいえない。

よって、費用に対して十分な効果が得られているとまではいえず、事業の

効率性は高くない。

(ウ) また、松江市安心ハウスと同様の住宅であるサービス付き高齢者向け住宅に入居している者との公平性を欠く側面もある。

(エ) 仮に、本事業を廃止した場合には、入居者の受け入れ先の確保には十分配慮する必要はある。121戸の居住者全員につき同時に受け入れ先を確保するというのは困難を伴う可能性があるが、直近3年間の退去状況をみると、平成28年度は32名、平成29年度は26名、平成30年度は23名が退去している。仮に3年前から新規入居を停止していたとすれば、3年間で81名が退去し、入居者は40名程度になっていたはずである。本事業を廃止する場合は、計画的に行うことで、入居者に与える影響を抑えることは可能である。

(オ) 以上のことから、本事業は存続の可否について早期に検討することが望ましい。

第3 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等の質の確保

1 実施事業の位置づけ

計画では、高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保のため、「サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等の質の確保」をすることとされ、具体的には、

入居者が安心して生活できるよう、施設運営事業者等に必要な助言・指導・監督を実施します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

建築指導課，福祉総務課

【実施事業】

社会福祉法人・施設等監査指導認可事業

【実施内容】

サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等の質の確保のため，施設運営事業者等に必要な指導等を実施するものである。

3 実施状況

【予算・決算】

社会福祉法人・施設等監査指導認可事業の平成30年度の予算は1,019千円，同年度の決算は561千円であった。この事業は，老人ホームの他，介護保険事業所，保育や障がい者関係の事業所等の監査指導認可についての費用も含まれている。

【実施状況】

ハード面（施設整備面）は建築指導課，ソフト面（サービス面）は福祉総務課が担当している。

サービス付き高齢者向け住宅の登録・更新（5年毎）・変更については，建築指導課が担当している。

4 監査の結果

松江市に存在するサービス付き高齢者向け住宅は，全て老人福祉法に基づく老人福祉施設であることから，福祉総務課担当部分については，第4章IV第4で述べる。

建築指導課担当部分については，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

Ⅱ 安心して暮らせる住・生活環境の整備

【平成30年の実施状況】

松江市は、「高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保」の「安心して暮らせる住・生活環境の整備」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、

市営住宅3戸のバリアフリー化を実施。

改修率：25.2% 89／352戸

市営住宅戸数：2,238戸

うち高齢者向け改善工事が可能な住宅：352戸

平成30年度末時点の累計改善済み戸数：89戸

としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「年5戸のバリアフリー化を行う。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保」の「安心して暮らせる住・生活環境の整備」の取り組みについての平成30年度の課題と対策として、「年次的に改善工事を実施し、公営住宅の改善を図る。」としている。

第1 公営住宅のバリアフリー化

1 実施事業の位置づけ

計画では、安心して暮らせる住・生活環境の整備のため、「公営住宅のバリアフリー化」をすることとされ、具体的には、

高齢者や障がい者など誰にとっても住みやすい公営住宅を目指して、手すりの設置や車いす通行が可能となる幅員の確保などバリアフリー化に引き続き取り組めます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

建築指導課

【実施事業】

市営住宅高齢者向け住戸改善事業

【実施内容】

市営住宅を高齢者向けにバリアフリー化（手すり設置，ドアレバーハンドル化，トイレ・浴室の非常警報機の設置等も含む）する事業である。

松江市住生活基本計画及び松江市公営住宅等長寿命化計画において，市営住宅における高齢者向け住戸改善は毎年5戸を目標としている。

バリアフリー化する住戸の選定は，バリアフリー化することが可能な住戸（建物1階部分の住戸）のうち，空室となっている住戸から行われている。

3 実施状況

【予算・決算】

市営住宅高齢者向け住戸改善事業の平成30年度の予算は7,512千円であり，同年度の決算は6,795千円であった。なお，本事業には，国からの社会資本整備総合交付金3,057千円が充てられている。

【実施状況】

平成29年度は4戸，平成30年度は3戸のバリアフリー化が実施された。毎年5戸のバリアフリー化が達成できていないのは，バリアフリー化す

ることが可能な住戸（建物1階部分の住戸）の空室状況や社会資本整備総合交付金の配分状況によるものである。

4 監査の結果

【バリアフリー化する住戸の選定（意見）】

ア 現状

平成29年度及び平成30年度にバリアフリー化された計7戸の住戸の供用開始年度は、昭和47年度が1戸、昭和48年度が1戸、昭和49年度が1戸、昭和50年が1戸、昭和55年度が1戸、昭和59年度が1戸、昭和61年度が1戸であった。それぞれの公営住宅の耐用年数は70年である。

イ 規範・基準

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。

ウ 意見

平成29年度及び平成30年度にバリアフリー化された住計7戸の住戸の供用開始年度につき、最も古い住戸は昭和47年度、最も新しい住戸は昭和61年度であり、その差は14年であり、最も古い住戸は最も新しい住戸と比較して、バリアフリー化をした後に耐用年数まで使用できる期間が14年短いということになる。

バリアフリー化する住戸の選定にあたっては、バリアフリー化することが可能な住戸（建物1階部分の住戸）の空室状況に左右される側面があるが、なるべくバリアフリー化をした後に耐用年数まで使用できる期間が長い住戸を優先することが望ましい。

第2 住環境のバリアフリー化

1 実施事業の位置づけ

計画では、安心して暮らせる住・生活環境の整備のため、「住環境のバリアフリー化」をすることとされ、具体的には、

「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、計画的な公共施設の整備や民間施設への指導・誘導などを通じて、だれもが使いやすいスペースの確保や手すりなどの設備を充実し、公共的施設や住宅などの生活環境の整備を進めます。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

建築指導課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

松江市ひとにやさしいまちづくり条例等に基づく、公共施設等の整備である。

3 実施状況

松江市ひとにやさしいまちづくり条例においては、一定規模以上のスーパーマーケットや宿泊施設等の特別特定施設の新築等にあたって、松江市への届出等が必要であるとされている。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第4章 介護保険サービスの充実と質の向上

松江市では、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者一人一人の尊厳が保持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるサービス提供体制の整備、サービスの充実と質の向上が不可欠であるとし、施設整備や運営推進会議への参加や介護相談員の派遣等の第三者評価や事業所への指導監督を実施し、必要な助言・指導を行い、サービスの質の向上に努めるとしている。また、「サービス内容の適正化」と「介護費用の適正化」という観点から、介護保険サービスに係る様々な主体が連携して、介護給付の適正化に取り組むこととしている。

計画では、このような観点から、基本方針1「高齢者の住まいと介護サービスの充実強化」の中の「介護保険サービスの充実と質の向上」において、①地域の特性に応じた柔軟な介護保険サービスの提供のための3つの取り組み、②介護保険施設等の整備のための4つの取り組み、③第三者評価の充実のための2つの取り組み、④事業所の指定・指導のための4つの取り組み、④介護保険サービス事業所等関係機関の連携のための2つの取り組みを行うこととしている。

I 地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「地域密着型サービス事業所の運営推進会議に400回程度出席し、助言指導を行った。(年間570回予定)」「9名の方に対し市町村特別給付を実施した。」としている。進捗状況の評価としては、「A:順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「引き続き運営推進会議に出席し、サービスの質の向上を目指す。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供」の取り組みについての課題と対策として、「共生型サービスの指定申請を希望される事業所がないため、制度の周知を図る。」としている。

第1 現在提供している介護保険サービスの充実

1 実施事業の位置づけ

計画では、地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供のため、「現在提供している介護保険サービスの充実」をすることとされ、具体的には、

要介護認定者数の増加に対応できるよう、従来の介護保険サービスの提供基盤を充実するとともにサービスの質の向上を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

「介護保険サービスの充実と質の向上」という本章全体のスローガンにあたる。具体的に予算措置が講じられ実施されている事業は、本章の各事業と

ということとなる。介護保険サービスの提供基盤の充実は、「Ⅱ 介護保険施設等の整備」、介護保険サービスの質の向上は、「Ⅲ 第三者評価の充実」「第Ⅳ 事業所の指定・指導」「Ⅴ 介護保険サービス事業所等関係機関の連携」の各事業により実施される。

3 実施状況

本章の各事業の実施状況のところで記載する。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 市町村特別給付（在宅復帰支援）

1 実施事業の位置づけ

計画では、地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供のため、「市町村特別給付（在宅復帰支援）」をすることとされ、具体的には、

介護保険施設等に入所していた人が退所し、在宅において介護を受けながら生活を送る際に、支給限度額を超える介護サービスを利用しなければ在宅での介護が難しい場合に、利用者の負担を緩和するため、支給限度額に上乘せします。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

市町村特別給付

【実施内容】

要介護1～要介護5の認定があり、介護保険施設等（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・医療一般病床・医療療養病床）に1か月以上入所していた者が在宅生活を希望するものの、支給限度額を超える介護サービスを利用しなければ在宅復帰が困難な場合に、支給限度額に特別給付を上乗せして支給する松江市独自の制度である。介護保険法第62条、松江市介護保険条例第4条、第5条に基づく制度であり、松江市市町村特別給付に関する規則が定められている。

特別給付の支給額は、区分支給限度額の2割が上限であり、支給対象期間は、介護保険施設等を退所又は退院した月を含め6か月間である。

3 実施状況

【予算・決算】

市町村特別給付の平成30年度の予算は2,000千円、同年度の決算は155千円であった。

【実施状況】

平成30年度に市町村特別給付を利用した人数は、9名に留まる。決算は予算の10分の1以下であり、利用者が著しく少ないのが現状である。

4 監査の結果

【原因分析の必要性（意見）】

ア 現状

市町村特別給付の利用者が少ない原因について、松江市は、この制度は、対象者のケアマネジャーから支給申請がされているところ、ケアマネジャーへの周知はしているため、周知不足が原因ではなく、在宅復帰をしたいという人自体が少ないことが原因ではないかと考えているとのことであった。

イ 規範・基準

松江市は、高齢者の要介護度が高くなっても、在宅での生活ができる体制の整備を目指している。基本方針3「医療と介護の連携」において、「在宅

医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」をすることとされていることから、高齢者が住み慣れた自宅で生活を続けることができるよう支援することを計画している。

そのために、介護保険施設等から在宅への復帰を支援する市町村特別給付は重要な制度であり、利用者の増加を図る必要がある。

ウ 意見

市町村特別給付の利用者が少ない原因について、在宅復帰をしたい人自体が少ないのか、それとも、在宅復帰をしたいが市町村特別給付を含む在宅医療・介護を支える制度が不十分なため在宅復帰を諦めているのか不明である。

したがって、この点について、より詳しい調査をすることが望ましい。在宅復帰をしたいが市町村特別給付を含む在宅医療・介護を支える制度が不十分なため在宅復帰を諦めているのであれば、詳しく調査をすることは、市町村特別給付の利用者増加に向けた分析にとどまらず、在宅医療・介護を支えるサービス全体の分析にも繋がるからである。

第3 地域共生型サービスの充実

1 実施事業の位置づけ

計画では、地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供のため、「地域共生型サービスの充実」をすることとされ、具体的には、

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、新たに制度化された共生型サービス事業所の普及・推進を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

障がいを持つ人が利用するのは「障がい福祉サービス」であり、65歳以上の高齢者が利用するのは「介護保険サービス」であるため、障がい福祉サービスの利用者は65歳になると、それまで利用していた障がい福祉サービス事業所から介護保険サービス事業所へ変更しなくてはならなかったところ、平成30年4月1日から、障がいを持つ人が65歳以上になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるように、介護保険又は障がい福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の事業所の指定を受けやすくなる「共生型サービス」が設定された。その普及・推進を行う。

3 実施状況

既存の事業所への制度周知を行っている。松江市内に共生型サービス事業所はまだ存在しない。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

Ⅱ 介護保険施設等の整備

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「介護保険施設等の整備」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「中央圏域に介護老人保健施設を整備するため、公募を行い事業者を選定した。」「小規模特別養護老人ホームとグループホームについて、公募を行った。」「養護：措置対象者を決定する入所判定委員会を3回開催。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「整備予定サービスについて事業者が決まらない場合、再度公募を行う。」、生活支援ハウスについては、サービス付き高齢者住宅等の整備が進み、事業継続の意義が薄らいでおり、事業見直しを検討している、「養護：H30と同じ。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「介護保険施設等の整備」の取り組みについての課題と対策として、「介護職員の不足が言われる中、人材確保対策も必要となっている。」「生活支援ハウスについては、入居継続が困難になるケースに備えた事業運用の見直しを委託事業者から求められている。」としている。

第1 特別養護老人ホームの整備

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護保険施設等の整備として、「特別養護老人ホームの整備」を

することとされ、具体的には、

第6期計画中に整備できなかった小規模特別養護老人ホーム（地域密着型特養）の整備を支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

八束町に小規模特別養護老人ホーム（地域密着型特養）（29床）を整備するものである。松東圏域（対象地区：朝酌，川津，持田，本庄，島根，美保関，八束）においては高齢化率が高いため，第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）において，松東圏域に小規模特別養護老人ホーム（地域密着型特養）の整備をすることとした。松東圏域の中で八束町としたのは，川津，持田には既に既存施設があること，第5期介護保険事業計画において，整備用地として市有の遊休地を活用する手法が示されているところ，八束町において遊休市有物件（松江市八束保健福祉総合センター）が生じたことによる。遊休市有物件（松江市八束保険福祉総合センター）の建物及び備品を無償譲渡し，土地は賃貸するという条件で公募を実施するものである。

3 実施状況

平成28年度に公募を行い，予定事業者は決定したものの，着工前に予定事業者が撤退したため，第7期介護保険計画で引き続き計画に挙げられた

ものである。

平成30年度にも公募を行ったが、事業者の応募がなかった。

4 監査の結果

【次回公募に向けた早急な方針決定の必要性（意見）】

ア 現状

平成28年度及び平成30年度における2度の公募を経ても事業者が決定していない。松江市としては、詳細な原因分析まではしていないが、市内の事業者への聞き取りから、遊休市有物件の建物及び備品の無償譲渡、土地の賃貸という条件と介護職員の確保が原因ではないかと考えているとのことであった。

遊休市有物件（松江市八束保険福祉総合センター）は、既に築20年を経過していること、小規模特別養護老人ホーム（地域密着型特養）のために改修等に相当の資金が必要になる点から、遊休市有物件の建物及び備品の無償譲渡、土地の賃貸という条件がネックになっているのではないかとのことであった。介護職員の確保については、市内全域で既存の施設でも問題になっていることであり、八束町の施設で介護職員を確保できるかどうかはネックになっているのではないかとのことであった。

今回の公募については具体的に決まっていない。遊休市有物件の利用という条件を維持するのか否か、遊休市有物件の利用という条件を設定しない場合、募集場所について八束町に限定するのか圏域内等に範囲を広げるのか否か、などの点についても、まだ決まっていない。

イ 規範・基準

国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、松江市においても、本計画を「地域包括ケア計画」

と位置付けて、第6期計画の「地域包括ケアシステム構築にむけた取り組み」をさらに進化・推進させるとしている。

特別養護老人ホームの中でも、より地域に根差した形態が小規模特別養護老人ホーム（地域密着型特養）であり、松江市の地域包括ケア計画において重要な施設である。

このような地域包括ケア計画における小規模特別養護老人ホーム（地域密着型特養）の位置づけからすると、同施設の整備の必要性は高い。

ウ 意見

本事業については、第6期介護保険事業計画から第7期介護保険事業計画への継続事業あり、このままでは2期6年を経過しても整備がされない状況である。

次回の公募について、早急に方針を決定し、実施されることが望ましい。

第2 医療系サービスの整備

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護保険施設等の整備として、「医療系サービスの整備」をすることとされ、具体的には、

医療機関から退院した高齢者に対して、リハビリテーション等の医療サービスを提供することにより在宅復帰を支援するため、医療機関と在宅の中間的施設である介護老人保健施設の整備を支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

中央圏域（城北，城西，城東，白潟，朝日，雑賀）に，定員100名程度の介護老人保健施設を整備するものである。

3 実施状況

平成30年度に公募を行ったところ，事業者から応募があり，選定をした。現在，事業者による準備が進んでいる状況である。

4 監査の結果

本取り組みについては，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備

1 実施事業の位置づけ

計画では，介護保険施設等の整備として，「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備」をすることとされ，具体的には，

認知症の高齢者が，家庭的な環境の下で共同生活するグループホームの整備を支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

中央圏域（城北，城西，城東，白潟，朝日，雑賀），湖南圏域（乃木，忌部，玉湯，宍道），松南第2圏域（竹矢，八雲，東出雲）に，各1ヵ所ずつ，定員18名の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備するものである。

3 実施状況

平成30年度に公募を行ったところ，松南第2圏域については，事業者から応募があり，選定をした。現在，事業者による準備が進んでいる状況である。一方，中央圏域と湖南圏域については，事業者から応募がなかった。

第7期計画中にもう1回公募をする予定である。

4 監査の結果

本取り組みについては，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第4 生活支援ハウスの入所措置，養護老人ホームの入所措置

1 実施事業の位置づけ

計画では，介護保険施設等の整備として，「生活支援ハウスの入所措置，養護老人ホームの入所措置」をすることとされ，具体的には，

身体的・経済的・環境的な理由で，自宅での生活が困難な高齢者が入所する施設である生活支援ハウス及び養護老人ホームへの入所措置を行う。

とされている。

2 具体的事業の概要

①対象事業1—生活支援ハウス運営事業

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

生活支援ハウス運営事業

【実施内容】

生活支援ハウスは、デイサービスセンター等に居住部門を合わせて整備した小規模多機能施設であり、原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、独立して生活することに不安のある者に対して、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供し、生活援助員を配置し各種相談に対応することで生活を支援するものである。なお、介護保険の要介護度認定で要介護1～5の者は対象外であり、入居途中で要介護状態となった者は退所となる（ただし、入所者の状況を確認し、自立した生活が可能と判断する場合はその限りではない。）。

松江市生活支援ハウス運営事業実施要綱、松江市生活支援ハウスにおけるサービス手数料の徴収に関する条例、松江市生活支援ハウスにおけるサービス手数料の徴収に関する条例施行規則が定められている。

松江市では、平成14年から本事業を開始し、事業者对生活支援ハウスの運営を委託して、事業を実施している。定員は10名である。

②対象事業2—養護老人ホーム入所措置

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

養護老人ホーム入所措置

【実施内容】

松江市が老人福祉法に基づき、職権により施設へ措置をする制度である。入所判定委員会が年3回（6月、10月、2月）開催され、入所の可否について審査が行われる。被措置者のうち、各月の初日において所持金（預貯金等を含む。）の合計額が70,000円に満たない者には、扶助費月額10,

000円が支給される。

3 実施状況

①対象事業1—生活支援ハウス運営事業

【予算・決算】

生活支援ハウス運営事業の平成30年度の予算は8,236千円、同年度の決算は8,236千円であった。事業者への委託料である。剰余金の精算の規定があるが、剰余金は生じていない。

【実施状況】

利用者は、平成27年度9名、平成28年度9名、平成29年度10名、平成30年度10名、平成31年度8名で推移している（利用者数は各年度4月1日時点の人数）。

②対象事業2—養護老人ホーム入所措置

【予算・決算】

養護老人ホーム入所措置の平成30年度の予算は291,767千円、同年度の決算は264,842千円であった。

【実施状況】

入所判定委員会が3回開催され、平成30年度の被措置者は117名であった。

4 監査の結果

①対象事業1—生活支援ハウス運営事業

(1)【事業の早期廃止に向けた検討の必要性（意見）】

ア 現状

松江市は、生活支援ハウスについては、サービス付き高齢者向け住宅等の整備が進み、事業継続の意義が薄らいでおり、事業の見直しを検討している。

イ 規範・基準

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に

努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。

事業の実施においては、松江市が事業を実施する必要性・公共性、事業の有効性、効率性が求められる。

ウ 意見

(ア) 生活支援ハウスは、平成12年度の介護保険制度施行により施設入所している高齢者が介護認定で「自立」、「要支援」とされた場合、施行5年を目処に介護保険施設を退所せざるを得ない状況となり、その後の受け皿として設置された経緯がある。

しかし、民間の養護老人ホームやケアハウス、近年増加したサービス付き高齢者向け住宅等の代替施設が存在する。

よって、松江市が本事業を実施する必要性・公共性は薄れている。

(イ) 本事業は、入居する者にとっては有益なものであるが、本事業に要する費用は年間800万円以上であるところ、定員は10名である。実際の利用者は10名を下回る時期もある。費用に対して、その効果（サービス）を受けることができる市民は極めて少ない。

よって、費用に対して十分な効果が得られているとはいえず、事業の効率性は低い。

(ウ) 以上ことから、本事業は早期廃止に向けて検討をすることが望ましい。廃止にあたっては、現在の入居者の受け入れ先の確保に十分配慮されたい。

(2) 【見積書・決算書の記載形式の統一（指摘）】

ア 現状

事業者から提出された平成30年度の生活支援ハウスの見積書・決算書を比較すると、記載形式が統一されていない。

見積書は、収入欄は、「事業収入11,368,000円」と記載され、その内訳は、「利用料収入3,132,000円」「受託事業収入8,236,

000円」と記載されている。「利用料収入」とは、入居者が事業者へ直接支払いをする水道光熱費月額6,880円、ケーブルテレビ受信料（テレビ設置の場合）月額420円、食費日額1350円（朝食310円、昼食520円、夕食520円）（自炊の場合は不要）である。そして、支出欄はこの利用者負担額も含めた金額が記載されている。

一方、決算書は、収入欄は、「業務委託費8,236,000円」とのみ記載され、「利用料収入」の記載はなく、支出欄も利用者負担額を含めない金額が記載されている。

イ 規範・基準

松江市生活支援ハウス運営事業委託契約書第7条において、「受注者は契約期間終了日に委託料を精算し、余剰が生じた場合は発注者に返還するものとする。」と規定されている。

生活支援ハウスは、定員が10名であるため、予算段階では、年間を通して10名が入居したと見積もって予算を組む必要があるところ、入居者が自炊する場合、入居者が10名に満たない人数で推移する場合等には、収入においては利用料収入が減少し、支出においては給食費や水道光熱費等が減少するが、給食費や水道光熱費等の支出について利用料収入で賄われている部分は一部に過ぎないため、収入の減少よりも支出の減少が大きく、余剰が生じるため、余剰金の返還という処理が規定されている。

ウ 指摘

利用料を含めた収入・支出が記載された見積書と利用料を含めない収入・支出が記載された決算書では、比較ができず、余剰金の有無・金額等について検証できない。

事後精算の規定がある以上、見積書・決算書ともに、利用料を含めた収入・支出を記載し、生活支援ハウス運営事業全体の収入・支出を明確にすべきである。さらに、決算書においては、利用料収入の内訳として、水道光熱費、

ケーブルテレビ受信料，食費の費目ごとの金額を記載すべきである。

松江市は，事業者に対し，見積書・決算書の記載形式を上述のように統一するよう求めるべきである。

(3)【適切な委託料の算定（指摘）】

ア 現状

事業者から提出された見積書に記載された見積金額8,236,000円がそのまま業務委託契約の委託料となっている。

以下，水道光熱費を例に示すが，見積書の審査が疎かになっている可能性が否定できない。

事業者から提出された平成30年度の生活支援ハウスの見積書・決算書の「水道光熱費」を比較すると，見積書では「水道光熱費2,268,000円」と記載されており，決算書では「水道光熱費（利用者負担除く）639,718円」と記載されている。

水道光熱費の利用者負担額は月額6,880円であり，年間を通して10名が入居していたとして年間825,600円である。見積書記載の水道光熱費2,268,000円のうち，利用者負担額を除いた金額は1,442,400円となる。

そうすると，利用者負担額を除いた水道光熱費は，見積書では1,442,400円，決算書では639,718円であり，決算は見積もりの2分の1以下の支出額である。

平成30年度は，1～2室の空室，入居者が一時的に入院するという支出額減少事由は存在したが，見積もりに比し決算が2分の1以下になるような支出額減少事由はない。

イ 規範・基準

委託料の算定は適切に行われなければならない。

ウ 指摘

水道光熱費について、見積もり額が明らかに過大であり、委託料の算定が適切に行われていないといわざるを得ず、事後精算の規定（松江市生活支援ハウス運営事業委託契約書第7条）が存在するために、見積書の審査が疎かになっている可能性が否定できないので、見積書の審査をより慎重に行うべきである。

（４）【決算書の精査の必要性（指摘）】

ア 現状

事業者から提出された決算書は、委託額と同額の支出額が記載されており、余剰金は生じていない。

平成30年度の入居者状況について、事業者から提出された月毎の事業実績報告書によれば、1室が1か月間空室であることを空室1か月とすると、空室13か月が確認された。さらに、入院中のため入居者が生活支援ハウスで生活していない場合もあり、1室の入居者が1か月間入院中であることを入院空室1か月とすると、少なくとも入院空室5か月が確認された。

イ 規範・基準

松江市生活支援ハウス運営事業委託契約書第7条において、「受注者は契約期間終了日に委託料を精算し、余剰が生じた場合は発注者に返還するものとする。」と規定されている。

生活支援ハウスは、定員が10名であるため、予算段階では、年間を通して10名が入居したと見積もって予算を組む必要があるところ、入居者が自炊する場合、入居者が10名に満たない人数で推移する場合等には、収入においては利用料収入が減少し、支出においては給食費や水道光熱費等が減少するが、給食費や水道光熱費等の支出について利用料収入で賄われている部分は一部に過ぎないため、収入の減少よりも支出の減少が大きく、余剰が生じるため、余剰金の返還という処理が規定されている。

ウ 指摘

少なくとも年間を通して1.5人分が空室であれば、水道光熱費や給食費等が減少し、余剰金が生じるはずである。前記(3)記載のとおり、水道光熱費は大幅に減少している。しかし、事業者から提出された決算書は、委託額と同額の支出額が記載されており、余剰金は生じていない。

その要因は、決算書では、「職員給与・非常勤職員給与」「福利厚生費」「修繕費」「燃料費」「消耗器具備品費」等の費目が見積書よりも増額されていること、見積書に記載のない「退職給付費用」「賃借料」が支出計上されていることなどによる。

入居者が定員未満であれば、余剰金が生じるはずである。まして、上記(3)で述べたとおり、見積書記載の金額が過大であれば、なおさら余剰金が生じるはずである。

入居者の推移に応じて精算できるように余剰金の返還規定があるのだから、松江市は、決算書の支出に計上された項目・金額の相当性を精査するべきである。

(5)【委託費の算定における人件費の算定方法の検討(意見)】

ア 現状

松江市生活支援ハウスでは、利用人員6名以上10名以下の施設では、生活援助員として常勤1名、非常勤1名を配置しなければならない。

本事業に係る業務委託契約においては、本業務に携わる事業者の常勤職員1名、非常勤職員1名の人件費が、当該職員らの具体的な給与額で委託費に計上されている。

また、決算書においては、見積書に記載のない「退職給付費用」が支出計上されている。

見積書記載の人件費は合計4,635,000円に対し、決算書記載の人件費は合計5,408,578円である。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

委託費の中に当該業務に携わる人員の人件費相当額を含める場合、本事業のように、当該業務を担当する職員の具体的な給与額をもって算定する方法を採ることも考えられるが、その一方で、実際の担当職員の具体的な給与額を離れ、当該業務を担当するに十分な能力を有する職員を措定した上で、そのような職員の給与額を一人工と評価するなどして、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で人件費を算定する方法も考えられる。

前者の方法によると、いかなる役職又は地位の職員が当該業務を担当するかによって、委託費に占める人件費相当額が変動することになる上、職員の給与額の相当性（妥当性）を担保するものではない。本事業では、担当する職員の退職給付費用まで支出しており、松江市が事業者の職員の人件費をそのまま肩代わりしている状況になっている。人事異動やベースアップなど委託先側の事情によって事業費（委託費）が変動することになれば、当該事業の正確な事業規模や事業価値を見誤るおそれが生じるほか、年度間の業績比較による事業継続判断も困難となり得る。

これに対し、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で人件費を算定する方法によれば、上記の弊害を回避することができ、年度間比較にも耐えうる安定した人件費相当額の算出が可能となるはずである。

標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。

②対象事業 2—養護老人ホーム入所措置

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

Ⅲ 第三者評価の充実

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「第三者評価の充実」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、11介護事業所に229回、介護サービス事業所等へ介護相談員を派遣、市の職員又は地域包括支援センターの職員が地域密着型サービス事業所で開催される運営推進会議に約400回出席したとしている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「相談員の人数を増やし活性化を図り、引き続き介護相談員を派遣し、介護サービス事業所の質の向上を図る。」、市の職員又は地域包括支援センターの職員が引き続き運営推進会議に参加し、助言や指導を行うとしている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「第三者評価の充実」の取り組みについての課題と対策として、「介護相談員については、近年新しい相談員を募集していなかったが、活性化を図るため、新規募集をする。」としている。

第1 事業所への介護相談員派遣

1 実施事業の位置づけ

計画では、第三者評価の充実のため、「事業所への介護相談員派遣」をすることとし、具体的には、

介護相談員が施設を訪問し、直接聞いた利用者の声を施設側へ伝える活動を通して、施設サービスの質の向上を図る。また、地域密着型施設の運営推進会議への派遣や、派遣報告書の公表等を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

介護相談員派遣事業

【実施内容】

松江市に登録された介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を聞き、その解消を図るとともに、介護サービス施設・事業所における介護サービスの質の向上を図ることを目的とするものである。

また、介護相談員の地域密着型施設の運営推進会議への派遣、派遣報告書の公表を行うものである。

松江市介護相談員派遣事業実施要綱が定められている。介護保険制度における位置づけは、地域支援事業の任意事業である。

3 実施状況

【予算・決算】

介護相談員派遣事業の平成30年度の予算は2,924千円、決算は2,057千円であった。介護相談員の報償費が1,919千円を占めている。

【実施状況】

介護相談員派遣事業は、松江市では、平成12年10月から実施された事

業であり、介護相談員の人数は、平成30年度は12名、平成31年度は15名に増員された。

平成30年度は11介護事業所に、介護相談員2名1組で概ね月2回訪問が行われている（ただし、派遣のない月もある）。年間の派遣回数は229回である。

毎月、介護相談員の連絡会が行われている。

介護相談員の地域密着型施設の運営推進会議への派遣は、介護相談員の日程調整がついた場合に派遣しており、平成30年度は2施設に各1回ずつ介護相談員を派遣した。

派遣報告書の公表は、派遣事業報告書を受け入れ事業所へ報告書として配布しているが、松江市のホームページ等で広く公表を行ってはいない。

4 監査の結果

(1)【派遣報告書の公表（指摘）】

ア 現状

計画では、派遣報告書の公表を行うこととされているが、派遣事業報告書は受け入れ事業所に報告書として配布されるに留まっている。

イ 規範・基準

行政計画は、行政機関が、行政上の目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合することによって示された行政活動基準であるとされる。そのため、行政計画は行政活動の自己統制手段としての意義を有し、各行政機関による個々の施策・事業についての裁量権を統制するものである。したがって、行政計画は、合理的な理由がない限り、実施されるべきである。

また、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。

ウ 指摘

公表とは、広く世間に発表することであり、受け入れ事業所へ、報告書として、派遣実施報告書を配布することをもって、公表が行われたと捉えることはできない。

公表が行われていない理由は不明であり、計画後、合理的な理由により計画が変更されたとはいえない。

よって、計画に沿って、派遣事業報告書が広く市民の目に触れるように公表をすべきである。その際には、松江市のホームページに掲載する等の方法が考えられる。

(2) 【派遣受け入れ先事業所の増加への方策の検討（意見）】

ア 現状

予算 2,924 千円、決算 2,057 千円であり、予算に対し決算が3分の2程度に留まっている。松江市によれば、その理由は、既に介護相談員の派遣を受け入れている介護サービス事業所の他に、新規の派遣受け入れ先事業所を見込んで予算を組むものの、松江市から介護サービス事業所に介護相談員の受け入れを申し入れても、断られ、介護相談員派遣の受け入れ先事業所が増加しないからとのことである。松江市において、介護サービス事業所が介護相談員の派遣の受け入れを断る理由・原因の分析は行われていない。介護相談員の派遣を受け入れた介護サービス事業所は、平成30年度は11介護事業所に留まる。

イ 規範・基準

介護サービス事業所は、介護相談員派遣事業に協力するよう努める義務（努力義務）がある（平成11年3月31日付け厚労省令第39号第34条第2項、平成18年3月14日付け厚労省令第34号第3条の37第3項ほか）。

本事業の目的は、「介護保険制度の中には、都道府県国民健康保険団体連合会又は市町村による苦情対応に係る対策が盛り込まれているが、これら

は何らかの問題が生じた場合の事後的な対応が中心であることから、本事業は、苦情に至る事態を未然に防止すること及び利用者の日常的な不平、不満又は疑問に対応して改善の途を探ること（問題提起・提案解決型の事業）を目指すもの」（平成18年5月24日付け厚生労働省老健局計画課長通知・老計発第0524001号）である。

ウ 意見

介護サービス事業所が介護相談員の受け入れを断る理由・原因の分析をし、派遣受け入れ先事業所の増やす方策を検討されることが望ましい。

仮に、介護サービス事業所が、介護相談員が苦情を拾いに来るという捉え方をしているのであれば、本事業の目的を、具体的な活動報告等を交えながら説明し、介護サービス事業所の理解を得ることが望ましい。

そして、介護サービス事業所の理解を得るための方策とともに、利用者やその家族を含む市民への広報活動の方策も検討されることが望ましい。

前述の派遣実施報告書の公表もその一環として有用であると考えている。

(3)【地域密着型施設の運営推進会議への派遣の再検討（意見）】

ア 現状

計画では、介護相談員を地域密着型施設の運営推進会議へ派遣することとされていたが、介護相談員の日程調整がついた場合に派遣しており、平成30年度は2施設に各1回ずつに留まる。松江市としては、運営推進会議には市の職員又は地域包括支援センターの職員が構成員として出席する（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37、第59条、第85条、第108条）ことから、介護相談員の派遣はこれと重複するため、積極的な派遣は行っていないとのことである。

イ 基準

介護相談員の行う活動の中には、「サービスの現状把握に努める」ということが含まれている（松江市介護相談員派遣事業実施要綱第4条（2）ハ、

二)。

ウ 意見

運営推進会議では、サービス提供状況等の報告がなされる。運営推進会議に、市の職員又は地域包括支援センターの職員が構成員として出席するとしても、介護相談員がサービスの現状把握のために出席する意義はあると考えられる。

介護相談員の負担との兼ね合いにはなるが、介護相談員の地域密着型施設の運営推進会議への積極的な派遣について再検討することが望ましい。

第2 地域密着型運営推進会議への参加とグループホームの外部評価

1 実施事業の位置づけ

計画では、第三者評価の充実のため、「地域密着型運営推進会議への参加とグループホームの外部評価」をすることとされ、具体的には、

地域密着型サービスの趣旨に則り、より地域に開かれた事業所とするため、2ヵ月（サービスによっては3ヵ月、6ヵ月）に1回各事業所で開催される運営推進会議に積極的に参加する。

また、グループホームについては、1年に1回外部評価を実施し、指摘された課題について解決を図る。

とされている。

2 具体的事業の概要

①対象事業1—地域密着型運営推進会議への参加

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

事業所は、提供するサービスに応じ、2か月、3か月、6ヵ月に1回以上、運営推進会議が開催することとなっており、市の職員又は地域包括支援センターの職員が構成員として出席する。指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日付厚生労働省令第34号）第3条の37、第59条、第85条、第108条に定められている。

②対象事業2—グループホームの外部評価

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

各事業所が外部機関に外部評価を依頼し、外部機関が作成した外部評価を、各事業所から松江市に提出を受けている。指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日付厚生労働省令第34号）第72条第2項、第97条第7項に定められている。

3 実施状況

①対象事業1—地域密着型運営推進会議への参加

【実施状況】

地域密着型運営推進会議には、松江市と地域包括支援センターが、事業所ごとにどちらが担当するのを決めて、出席している。

②対象事業2—グループホームの外部評価

【実施状況】

各事業所の運営推進会議において、各事業所から、外部評価で指摘された課題に対する事業所の今後の対応について発表がある。

4 監査の結果

①対象事業1—地域密着型運営推進会議への参加

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

②対象事業2—グループホームの外部評価

【外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応についてのフォローアップ（意見）】

ア 現状

外部評価で指摘された課題に対する事業所の今後の対応について、厳密に追跡して調査することまではしていない。

イ 規範・基準

計画では、「グループホームについては、1年に1回外部評価を実施し、指摘された課題について解決を図る。」こととされている。

ウ 意見

外部評価で指摘された課題について解決を図る主体はグループホームの事業者であるが、グループホームの運営推進会議には、松江市の職員又は地域包括支援センターの職員が構成員として出席するのであるから、そのような場で、外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応について、フォローアップを行うことが望ましい。

IV 事業所の指定・指導

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「事業所の指定・指導」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「介護事業所の指定は、申請があった時点で速やかに行っている。事業所に対する苦情等あれば、随時指導を行っている。」「3月に集団指導を実施（3月25日、3月27日）」「1月～3月にケアプラン点検を実施（3事業所）」「老人福祉法に基づき、施設への実地指導を実施（26件）（文書指摘をした施設数）」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「事業所の指定及び指導業務は随時行う。」「ケアプラン点検について件数を増やす（6事業所）。」「施設への実地指導を5年に1回の頻度で実施する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「事業所の指定・指導」の取り組みについての課題と対策として、「ケアプラン点検について、体制を見直し件数を増やす。」としている。

第1 地域密着型サービス事業所の指定及び指導

1 実施事業の位置づけ

計画では、事業所の指定・指導として、「地域密着型サービス事業所の指定及び指導」をすることとされ、具体的には、

介護保険事業計画に基づき、事業所の適切な指定を行います。
また、集団指導・実地指導を実施し、法令順守の徹底を図っていきます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

指定：介護保険課

指導：福祉総務課

【実施事業】

社会福祉法人・施設等監査指導認可事業

【実施内容】

地域密着型サービス事業所の指定、指導をするものである。

3 実施状況

【予算・決算】

社会福祉法人・施設等監査指導認可事業の平成30年度の予算は1,019千円、同年度の決算は561千円であった。この事業は、地域密着型サービス事業所の他、介護保険事業所、老人ホーム、保育や障がい者関係の事業所等の監査指導認可についての費用も含まれている。

【実施状況】

平成30年度は、集団指導のほか、実地指導23件が実施されている。

4 監査の結果

地域密着型サービス事業所の指定については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

地域密着型サービス事業所の指導については、同様に介護保険法に基づく指導を行う点で共通する本章IV「第2 介護保険事務所の指定及び指導」

の部分で述べる。

第2 介護保険事業所の指定及び指導

1 実施事業の位置づけ

計画では、事業所の指定・指導として、「介護保険事業所の指定及び指導」をすることとされ、具体的には、

松江市が所管する社会福祉法人及び介護保険施設等の適正な運営の確保を図るため、関係法令・通知に基づく指導監査を実施するとともに、必要な助言・指導を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

指定：介護保険課

指導：福祉総務課

【実施事業】

社会福祉法人・施設等監査指導認可事業

【実施内容】

介護保険事業所の指定、指導をするものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本章IV「第1 地域密着型サービス事業所の指定及び指導」参照。

【実施状況】

平成30年度は、集団指導のほか、実地指導60件が実施されている。

また、監査を1件実施し、不正請求を認め、指定取消処分が行われている。

4 監査の結果

(1) 【介護保険事業所向けの申請の手引き（指摘）】

ア 現状

介護保険事業所向けの申請の手引の整備がされていない。介護保険事業所の指定について、平成20年から島根県より権限移譲を受けていたが、条例やガイドライン等は島根県の作成したものにより、松江市が事務を行う形式であった。しかし、平成30年4月、松江市は中核市に移行したことにより、松江市の条例等により松江市が事務を行う形式となった。申請の手引きについて、従前利用していた島根県作成のものはあるが、新たに松江市の条例等に基づいた松江市のものを作成する必要性が生じたが、まだ一部分しか作成できていない。

イ 規範・基準

中核市に移行することで生じる変更については、市民に影響が及ばないよう中核市移行までの期間中に対処すべきである。

ウ 指摘

中核市移行までの期間中に、松江市版の介護保険事業所向けの申請の手引きを作成し、準備すべきである。

(2) 【前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載（意見）】

ア 現状

実地指導を行った後、松江市は実地指導結果報告書を作成し、今回の指導事項（文書指摘、口頭指導、助言）を記載する。平成30年度の実地指導結果報告書を閲覧したところ、今回の実地指導における指導事項の他に、前回の実地指導における指導事項の改善状況について記載している報告書と記載していない報告書があった。

松江市では、前回の実地指導における指導事項については、次回の実地指導の際に、その改善状況を確認はしているが、前回の実地指導における指導事項の改善状況について、実地指導結果報告書の必須記載事項にはしていない。

イ 規範・基準

実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況の記載がなければ、当該事項の改善状況を確認したか否か、また改善がなされていたのか否か書面上判然としない。

ウ 意見

実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。

(3)【判断基準の明文化（意見）】【実地指導結果報告書における文書指摘，口頭指導，助言の記載内容の区別（指摘）】

ア 現状

指導区分には、文書指摘，口頭指導，助言がある。

文書指摘は、運営基準に不適合がある、一時的に人員又は設備が必要な基準を満たしていない等であり、松江市は文書により指摘し、事業者は、その改善状況について、文書で報告を行う必要がある。

口頭指導は、文書指摘には至らない軽微な誤りや不備等であって速やかな改善が見込まれるもの等であり、松江市は口頭により指導する。

助言は、望ましいというレベルのものであり、松江市は口頭により助言する。

平成30年度の実地指導結果報告書を閲覧したところ、同じ指導内容について事業所によって指導区分が異なるように読めるものがあった。以下、「指摘」とは「文書指摘」を指し、「指導」とは「口頭指導」を指す。

退職者の秘密保持の措置について、ある事業所の実地指導結果報告書に

は、「秘密保持について、従業員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を取り決め、違約金などの定めを置くよう指摘した。」と記載されていたのに対し、別の事業所の実地指導結果報告書には、「秘密保持について、従業員であった者が、職務上知り得た利用者の情報を漏らすことがないように違約金等の定めを置くなど、必要な措置を講じるよう指導した。」と記載されていた。どちらの内容も違約金等の定めがないように読める。

これにつき、担当課に確認すると、実地指導結果報告書は、課内部の書類であり、基準（国が厚生労働省令で定めたもの）がそのまま記載されているが、指摘と指導は区別されており、秘密保持の措置の確認を行う同意書はあるが違約金等の記載がないものは指摘、記載されているが内容が不足しているものは指導とのことであった。

また、利用者家族の個人情報の利用について、ある事業所の実地指導結果報告書には、「個人情報の利用について、利用者家族の情報を用いる場合は、当該家族から文書により同意を得るよう指摘した。」と記載されていたのに対し、別の事業所の実地指導結果報告書には、「個人情報の利用について、利用者家族の個人情報をを用いる場合はあらかじめ利用者家族からも同意を得るよう様式を検討するよう指導した。」と記載されていた。どちらの内容も文書による同意がない（家族の署名欄も署名もない）ように読める。

これにつき、担当課に確認すると、実地指導結果報告書は、課内部の書類であり、基準（国が厚生労働省令で定めたもの）がそのまま記載されているが、指摘と指導は区別されており、同意書に家族欄がないものは指摘、家族欄はあり、家族の署名はあるものの代理人欄など他の箇所へ署名をしてもらっている場合は指導とのことであった。

他にも、氏名変更のあった者の資格証の変更手続き、修了証の奥書証明について、ある事業所の実地指導結果報告書には、「氏名変更があった者の資格証の手続きをし、終了証については奥書証明をするよう指摘した。」と記

載されていたのに対し、別の事業所の実地指導結果報告書には、氏名変更のあった者の資格証の変更手続きについて、「氏名変更のあった者の資格証について、変更の手続きをするよう指導した。」と記載されており、さらに別の事業所の実地指導結果報告書には、氏名変更のあった者の修了証の奥書証明について、「氏名の変更があった者の修了証について、奥書証明をするよう指導した。」と記載されていた。

これにつき、担当課に確認すると、実地指導結果報告書は、課内部の書類であり、基準（国が厚生労働省令で定めたもの）がそのまま記載されているが、指摘と指導は区別されており、事業所が変更手続きや奥書証明をすることを未理解で対応していない場合は指摘、理解していたがたまたま忘れていた場合は指導とのことであった。

担当課によれば、同じ指導内容について事業所によって指導区分が異なるものではないとのことである。

担当課による各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明文化されていない。

イ 規範・基準

各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確にされているのであれば、その判断基準を明文化した方が、指導区分の適用の精確性をより向上させることができる。

実地指導結果報告書は、次回の実地指導の際に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を確認するためのものであることから、職員が交代する等しても、分かりやすい表現でなければならない。

ウ 意見

担当課によれば、各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、指導区分の適用の精確性をより向上させるためには、その判断基準を明文化することが望ましい。

エ 指摘

現在の記載内容では、「ア 現状」で述べたような指摘と指導について、その記載内容から、担当課が述べるような内容の区別をすることは困難であり、むしろ、同じ指導内容について事業所によって指導区分が異なるように読める。

担当課によれば、各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載するべきである。

第3 給付適正化事業の充実

1 実施事業の位置づけ

計画では、事業所の指定・指導のため、「給付適正化事業の充実」をすることとされ、具体的には、

国保連合会の給付適正化システムにより、不適正な事業所の調査を実施します。また給付費通知書の送付や、ケアマネジャーへの研修会実施、ケアプラン点検等に積極的に取り組みます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

給付適正化事業

【実施内容】

国保連合会の給付適正化システムによる不適正な事業所の調査、利用者

への給付費通知書の送付による介護利用実績通知，ケアマネジャーへの給付適正化に関する研修会の実施（第5章I第1「ケアマネジャー等研修会の開催」と同一である。），ケアプラン点検等である。

3 実施状況

【予算・決算】

給付適正化事業の平成30年度の予算は1,609千円，同年度の決算は1,507千円であった。決算の内訳は，ケアマネジャー研修会議費93千円，介護給付費通知費1,414千円である。

【実施状況】

過去5年（平成26年度～平成30年度）において，給付適正化システムにより検出された不適正な事業所はなかった。ケアプラン点検については，平成30年度は3事業所について行った。

4 監査の結果

本事業については，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第4 老人福祉法に基づく老人福祉施設（事業所）の指定及び指導

1 実施事業の位置づけ

計画では，事業所の指定・指導として，「老人福祉法に基づく老人福祉施設（事業所）の指定及び指導」をすることとされ，具体的には，

老人福祉法に基づく老人福祉施設の適正な運営の確保を図るため，関係法令・通知に基づく指導監査を実施するとともに，必要な助言・指導を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

社会福祉法人・施設等監査指導認可事業

【実施内容】

老人福祉法に基づく老人福祉施設（事業所）の指定、指導をするものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本章Ⅳ「第1 地域密着型サービス事業所の指定及び指導」参照。

【実施状況】

平成30年度は、集団指導のほか、実地指導31件が実施されている。

4 監査の結果

(1) 【前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載（意見）】

ア 現状

実地指導を行った後、松江市は実地指導結果報告書を作成し、今回の指導事項（文書指摘、口頭指導、助言）を記載する。平成30年度の実地指導結果報告書を閲覧したところ、今回の実地指導における指導事項の他に、前回の実地指導における指導事項の改善状況について記載している報告書と記載していない報告書があった。

松江市では、前回の実地指導における指導事項については、次回の実地指導の際に、その改善状況を確認はしているが、前回の実地指導における指導事項の改善状況について、実地指導結果報告書の必須記載事項にはしていない。

イ 規範・基準

実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況の記載がなければ、当該事項の改善状況を確認したか否か、また改善がなされていたのか否か書面上判然としない。

ウ 意見

実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。

(2)【判断基準の明文化（意見）】【実地指導結果報告書における文書指摘，口頭指導，助言の記載内容の区別（指摘）】

ア 現状

指導区分には、文書指摘，口頭指導，助言がある。

文書指摘は、運営基準に不適合がある、一時的に人員又は設備が必要な基準を満たしていない等であり、松江市は文書により指摘し、事業者は、その改善状況について、文書で報告を行う必要がある。

口頭指導は、文書指摘には至らない軽微な誤りや不備等であって速やかな改善が見込まれるもの等であり、松江市は口頭により指導する。

助言は、望ましいというレベルのものであり、松江市は口頭により助言する。

平成30年度の実地指導結果報告書を閲覧したところ、同じ指導内容について事業所によって指導区分が異なるように読めるものがあった。以下、「指摘」とは「文書指摘」を指し、「指導」とは「口頭指導」を指す。

会計について、ある事業所の実地指導結果報告書には、「会計の区分について区別がされていなかったの、事業所別に会計の区分を行うよう指摘した。」と記載されていたのに対し、別の事業所の実地指導結果報告書には、「事業所ごとに会計を区分するよう助言した。」と記載されていた。どちらの内容も事業所ごとに会計の区分がされていなかったように読める。

これにつき、担当課に確認すると、実地指導結果報告書は、課内部の書類であり、基準（国が厚生労働省令で定めたもの）がそのまま記載されているが、指摘と助言は区別されており、複合施設において「会計区分」が事業ごとに区分されずにひとつの区分で記載されている場合は指摘、会計は区分されているが、一部費用案分の方法や考え方が誤っている項目があった場合は助言とのことであった。

また、身体的拘束等の適正化のための対策委員会の開催について、ある事業所の実地指導結果報告書には、「身体拘束適正化検討委員会を3カ月に1回以上開催するよう指摘した。」と記載されていたのに対し、別の事業所の実地指導結果報告書には、「身体的拘束適正化委員会を3月に1回以上行うよう助言。」と記載されていた。

これにつき、担当課に確認すると、実地指導結果報告書は、課内部の書類であり、基準（国が厚生労働省令で定めたもの）がそのまま記載されているが、指摘と助言は区別されており、委員会が3か月に1回開催されていない場合は指摘、3か月に1回は開催する委員会が都合により開催時期がずれた場合などは助言とのことであった。

担当課によれば、同じ指導内容について事業所によって指導区分が異なるものではないとのことである。

担当課による各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明文化されていない。

イ 規範・基準

各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確にされているのであれば、その判断基準を明文化した方が、指導区分の適用の精確性をより向上させることができる。

実地指導結果報告書は、次回の実地指導の際に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を確認するためのものであることから、職員が交代す

る等しても、分かりやすい表現でなければならない。

ウ 意見

担当課によれば、各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、指導区分の適用の精確性をより向上させるためには、その判断基準を明文化することが望ましい。

エ 指摘

現在の記載内容では、「ア 現状」で述べたような指摘と助言について、その記載内容から、担当課が述べるような内容の区別をすることは困難であり、むしろ、同じ指導内容について事業所によって指導区分が異なるように読める。

担当課によれば、各項目における文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載するべきである。会計について、一部費用案分の方法や考え方が誤っている項目があった場合などは、具体的にどの項目においてどのような方法や考え方の誤りがあったのかも記載しておくべきである。

V 介護保険サービス事業所等関係機関の連携

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「介護保険サービス事業所等関係機関の連携」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「小規模多機能管理者、認知症デイサービス部会、グループホーム部会などに定期的に参加し、助言を行った。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「引き続き各部会へ参加する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護保険サービスの充実と質の向上」の「介護保険サービス事業所等関係機関の連携」の取り組みについての課題と対策として、「部会への参加者が少なくなり、会議の存続が検討されている。」としている。

第1 介護保険事業所連絡会の開催を通じた事業所の組織化

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護保険サービス事業所等関係機関の連携のため、「介護保険事業所連絡会の開催を通じた事業所の組織化」をすることとされ、具体的には、

介護保険事業所の横のつながりを形成し、情報の共有化と事業所間の連携を推進するため、連絡会を開催して事業所の組織化を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

介護保険事業所連絡会は、事業所が主催する情報交換・勉強会である。事務局は事業所が持ち回りで担当している。松江市は、開催場所として市役所の会議室を提供し、介護保険課職員がオブザーバーの立場で出席している。

3 実施状況

平成30年度に実施された介護保険事業所連絡会は、次のとおりである。

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所管理者会

平成30年4月17日	14:00～14:40	事業所出席者8名
平成30年7月17日	14:00～14:40	事業所出席者5名
平成30年10月16日	14:00～14:40	事業所出席者4名
平成31年1月15日	14:00～14:30	事業所出席者5名
平成31年3月12日	14:00～15:00	事業所出席者8名

(2) 地域密着型通所連絡会（認知症対応型通所介護事業所連絡会）

平成30年8月22日	13:00～14:20	事業所出席者3名
------------	-------------	----------

4 監査の結果

【介護保険事業所連絡会への主体的関与（意見）】

ア 現状

小規模多機能型居宅介護事業所管理者会、地域密着型通所連絡会（認知症対応型通所介護事業所連絡会）のどちらの連絡会についても、松江市内の当

該介護保険サービスを提供する事業所のうちのごく一部事業所しか参加していない。地域密着型通所連絡会（認知症対応型通所介護事業所連絡会）は、参加者が少なく中止になった回もある。どちらの連絡会においても参加者が少ないことが問題視されている。

また、小規模多機能型居宅介護サービスと認知症対応型通所介護サービス以外の介護保険サービスにおいては、連絡会が開催されていない。

松江市が連絡会を主催する予定はない。松江市としては、事業所が主体的に課題を持ち寄り議論しなければ意味がなく、松江市が主催すると松江市がアナウンスするだけの会になってしまうと危惧しているからである。

イ 規範・基準

計画では、「介護保険事業所の横のつながりを形成し、情報の共有化と事業所間の連携を推進するため、連絡会を開催して事業所の組織化を図」ることとされている。

ウ 意見

松江市が主体となって、介護保険サービス事業所ごとに、介護保険事業所連絡会を開催することが望ましい。

確かに、松江市の危惧する点も否定はしない。しかし、連絡会が開催されていない介護保険サービスについては、まず連絡会を開催することが重要である。小規模多機能型居宅介護事業所管理者会、地域密着型通所連絡会（認知症対応型通所介護事業所連絡会）についても、存続が危ぶまれる状況であり、出席する事業所を増やし、活性化することが重要である。

現状、事業所が主催する形式では行き詰っているのであるから、松江市が主体となって、介護保険サービス事業所ごとに、介護保険事業所連絡会を開催し、参加者確保に努めることが望ましい。

第2 ブロック連絡会への参加・連携

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護保険サービス事業所等関係機関の連携のため、「ブロック連絡会への参加・連携」をすることとされ、具体的には、

地域包括支援センターが主催する、介護保険事業所を対象にしたブロック連絡会を開催し、制度等について説明を行い、周知を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

地域包括支援センターが、介護保険事業所を対象としてブロック連絡会を開催し、制度等の説明、周知を図るものである。

3 実施状況

平成30年度は、平成30年4月23日、平成30年9月21日、平成31年2月26日、合計3回開催された。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第5章 介護人材の育成・確保の取り組みの強化

松江市では、今後、75歳以上の高齢者が増加することに伴い、介護サービスを必要とする高齢者も大幅に増加することが見込まれており、将来にわたり安定的に介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が不可欠であるところ、松江市は、介護人材の確保、介護人材の定着、介護人材の育成の3つの視点に立ち、介護現場に働く人材確保に向けた取り組みを推進していくこととされている。

計画では、このような観点から、基本方針1「高齢者の住まいと介護サービスの充実強化」の中の「(3) 介護人材の育成・確保の取り組みの強化」において、①介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のための8つの取り組み、②介護職場の環境整備のための4つの取り組みを行うこととしている。

I 介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護人材の育成・確保の取り組みの強化」の「介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「定期的に事例検討会を開催した。」「2月にケアプランの作成に関する研修会を開催した。」「介護人材確保検討会議を開催し、人材の確保について検討を行った（計5回）。」「市内介護事業所へ介護人材確保に関するアンケート調査を実施（対象数：356件、回答数：239件）。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「引き続き事例検討会、ケア

マネ研修会を開催し、質の向上を図る。」「介護人材確保検討会議については、事業所と連携して実施する事業スケジュールに合わせ定期的を開催する。」

「現在行っている中学生を対象とした介護職場体験の拡充。」「県福祉人材センターと連携し、中学校における福祉事業をモデル的に開催する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護人材の育成・確保の取り組みの強化」の「介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保」の取り組みについての平成30年度の課題と対策として、「要介護者の自立支援に資するケアプラン作成が出来るよう、引き続き研修会を行う。」「人材確保については引き続き事業所のニーズを確認しながら、事業所と連携して進める。」としている。

第1 ケアマネジャー等研修会の開催

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「ケアマネジャー等研修会の開催」をすることとされ、具体的には、

ケアマネジャー等を対象とした、事例検討やケアプラン作成に関する研修会を行い、ケアマネジャー等の質の向上を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

給付適正化事業の中で予算化されている。

【実施内容】

ケアマネジャー等を対象とした事例検討やケアプラン作成に関する研修会である。

3 実施状況

【予算・決算】

第4章IV「第3 給付適正化事業の充実」の中で予算化されている。

【実施状況】

平成30年度は、平成30年8月31日に行政とケアマネ協会との意見交換会、平成31年2月8日に松江市と地域包括支援センター、松江地域介護支援専門員協会が連携し、松江市ケアマネジャー研修会が開催された。

4 監査の結果

【目標値達成への取り組み（意見）】

ア 現状

ケアマネジャー等の研修会の開催回数について、現状では、年2回開催に留まっている。

イ 規範・基準

計画では、ケアマネジャー等の研修会の開催回数について、平成29年度は年2回開催であったところ、令和2年度までに年3回開催とするよう目標値が設定されている。

ウ 意見

令和2年度までに、年3回開催となるよう、新たな研修会について、内容等を、ケアマネジャー協会とも協議のうえ、取り組むことが望ましい。

第2 医師やケアマネジャー等多職種のコラボ研修会の開催

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「医師やケアマネジャー等多職種のコ合研修会の開催」をすることとされ、具体的には、

医師とケアマネジャーとの合同研修会を開催することにより情報の共有化や、ケアマネジャーの医療知識向上を図り、医療との連携を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

多職種連携について～市内の病院と施設の種類と機能～

【実施内容】

松江市医師会・松江地域介護支援専門員協会合同研修会を（主催：松江市医師会 松江地域介護支援専門員協会，共催：松江市健康部・健康政策課 松江市在宅医療・介護連携支援センター）を年1回開催している。地域包括支援センターは、研修周知や開催の準備をしている。

3 実施状況

【予算・決算】

平成30年度の予算は190千円，同年度の決算は169千円である。

【実施状況】

平成31年1月26日，第15回松江市医師会・松江地域介護支援専門員協会合同研修会が開催された。

4 監査の結果

本事業については，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「地域包括支援センターによるケアマネジャー支援」をすることとされ、具体的には、

処遇困難事例等を早期に課題解決につなげるため、包括支援センターが参画してケアマネジャーを支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

地域包括支援センターの日常業務として、ケアマネジャーからの相談に対し支援を実施するものである。

3 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第4 介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援」をすることとされ、

具体的には、

松江市では喀痰吸引できる介護職員等が不足しているため、喀痰吸引研修費用の補助制度の創設や、保健所、市、センター、関係介護事業所等によるプロジェクトチームを発足し課題に対処します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

喀痰吸引等研修事業費補助金事業

【実施内容】

平成30年度において、喀痰吸引等研修事業費補助金事業が創設された。

指定介護サービス事業所等が、その所属する介護職員に対し、認定特定行為業務従事者の資格を取得するために必要な研修受講料を負担又は補助する事業を実施した場合に、実施事業に要する経費の一部について補助金を交付するものである。

補助金の交付の対象となる費用は、島根県及び登録研修期間等が実施する喀痰吸引等研修の受講費（テキスト代及び保険代を含む。交通費は含まない。）であり、研修受講者1名につき、研修費用の2分の1と上限額の少ない方の金額が補助金として交付される。第1号研修及び第2号研修は上限6万円、第3号研修は上限3万円である。また、1補助事業所につき、交付対象経費となる研修受講者は4名が上限である。

3 実施状況

【予算・決算】

喀痰吸引等研修事業費補助金事業の平成30年度の予算は600千円、同年度の決算は38千円である。

【実施状況】

平成30年度は、2事業所、合計5名について、第1号研修・第2号研修の費用につき補助金を交付した。

計画においては、「特定の者の喀痰吸引できるヘルパー数」(第3号)について、平成29年度の62名から平成32年度までに90名とするよう目標値が設定されており、「不特定多数の喀痰吸引できるヘルパー数」(第1号・第2号)について、平成29年度の460名から平成32年度までに470名とするよう目標値が設定されている。「特定の者の喀痰吸引できるヘルパー数」について、平成30年度末時点で89名、「不特定多数の喀痰吸引できるヘルパー数」について、平成30年度末時点で579名となっている。

保健所、市、在宅医療・介護連携支援センター、関係介護事業所等によるプロジェクトチームは発足されていない。

4 監査の結果

【プロジェクトチーム発足の検討・協議過程の記録化(意見)】

ア 現状

保健所、市、在宅医療・介護連携支援センター、関係介護事業所等によるプロジェクトチームは発足されていない。

プロジェクトチームについて、どのような協議過程を経て現在まで発足に至っていないのかにつき記録はない。

一方、喀痰吸引等研修については、実地研修を医療機関で行わなければならないが、現在、松江市内では受け入れ先医療機関がないという課題がある。平成30年度の2事業所5名は、その事業所が独自で受け入れ先医療機関を用意して実地研修を行ったものである。

イ 規範・基準

行政計画は、行政機関が、行政上の目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合することによって示された行政活動基準であるとされる。そのため、行政計画は行政活動の自己統制手段としての意義を有し、各行政機関による個々の施策・事業についての裁量権を統制するものである。したがって、行政計画は、合理的な理由がない限り、実施されるべきである。

本計画では、「保健所，市，センター，関係介護事業所等によるプロジェクトチームを発足し課題に対処」することとされている。

ウ 意見

現在の松江市においては、事業所が独自で開拓しない限り、実地研修の受け入れ先医療機関がないという課題が存在する。

計画では、課題に対処するため、プロジェクトチームの発足が明記されている。

課題がある以上、プロジェクトチームの発足を検討することが望ましい。

また、計画には、プロジェクトチームの発足が明記されており、計画の重要性からすれば、最終的に発足に至らなかった場合に事後的な検証・見直しを行うために、その協議過程は記録化されることが望ましい。

第5 介護に携わる専門職のスキルアップ研修

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「介護に携わる専門職のスキルアップ研修」をすることとされ、具体的には、

介護従事者のための医療知識・制度講座，事例検討会等を開催し，医療との連携を推進するとともに，介護保険サービス事業所間の連携を図り，介護従事者の質の向上を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課・健康政策課

【実施事業】

介護に携わる専門職のスキルアップ研修事業

【実施内容】

介護従事者向けの研修会を実施するものである。

3 実施状況

【予算・決算】

平成30年度の予算は92千円、同年度の決算は52千円であった。

【実施状況】

平成30年5月14日、「こんなところが変わった！地域の医療・介護～2018年診療報酬・介護報酬改定～」と題する研修会が開催された。

平成30年6月8日、「地域包括ケア病棟について」と題する研修会が開催された。

平成30年12月12日、「まめネットについて」と題する研修会が開催された。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第6 (仮称) 介護人材確保検討会議の開催

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「(仮称) 介護人材確保検討会議の開催」をすることとされ、具体的には、

介護人材の確保に向けた具体的な方策を検討し、中長期的な視点で取り組んでいくため、介護事業所や養成機関、行政等の関係機関で構成する「(仮称)介護人材確保検討会議」を開催します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

介護人材確保対策事業

【実施内容】

介護人材不足に対処するため、平成30年度に、介護人材確保検討会議が立ち上げられた。介護人材確保検討会議は、介護人材の確保・育成・定着のための課題の整理、介護事業所が行う取り組み、必要な行政の支援、関係機関が連携して取り組む事項等を検討するものである。

3 実施状況

【予算・決算】

平成30年度の予算は233千円、同年度の決算は104千円であった。104千円は郵送料であり、介護事業所へアンケート調査分が大半を占める。

【実施状況】

5回の会議が開催された（検討会議2回、ワーキング会議3回）。8月には、松江市内の介護事業所を対象としたアンケート調査が実施された。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第7 小中学生への社会教育の推進

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「小中学生への社会教育の推進」をすることとされ、具体的には、

小中学生に対し、介護職場での職場体験や各種行事での触れ合いを通じて介護職に対する魅力を伝え、介護を担う人材の裾野の拡大に努めます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

職場体験等によって、小中学生へ介護職の魅力を発信するものである。

3 実施状況

中学生を対象とした介護職場体験について、平成30年度の介護人材確保検討会議を経て、拡充を図った結果、松江市内100事業所が受け入れ可能となった。また、平成30年度の介護人材確保検討会議を経て、平成31年度には、介護職の方々に中学校へ出前講座を行ってもらい取り組みを行うこととなった。

4 監査の結果

【小学生を対象とした介護職の魅力発信事業（意見）】

ア 現状

中学生を対象とした介護職の魅力発信事業は取り組まれているが、小学生を対象とした魅力発信事業はない。

イ 規範・基準

行政計画は、行政機関が、行政上の目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合することによって示された行政活動基準であるとされる。そのため、行政計画は行政活動の自己統制手段としての意義を有し、各行政機関による個々の施策・事業についての裁量権を統制するものである。したがって、行政計画は、合理的な理由がない限り、実施されるべきである。

本計画では、小学生も対象としている。

ウ 意見

小学生を対象とした、介護職への理解を深めるための事業を企画することが望ましい。

第8 各種資格取得・研修参加に対する支援

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のため、「各種資格取得・研修参加に対する支援」をすることとされ、具体的には、

質の高い介護サービスを安定的に提供するため、各種の資格取得や研修参加に対する費用を助成することで介護を担う人材のスキルアップを図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

喀痰吸引等研修事業費補助金事業

【実施内容】

各種の資格取得や研修参加に対する費用の助成である。現在、喀痰吸引等研修事業費補助金事業がある。

3 実施状況

本章 I「第 4 介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援」のとおり。

4 監査の結果

【費用助成の対象となる資格・研修の検討（意見）】

ア 現状

現在、費用助成の対象となるのは、喀痰吸引等研修のみである。

イ 規範・基準

行政計画は、行政機関が、行政上の目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合することによって示された行政活動基準であるとされる。そのため、行政計画は行政活動の自己統制手段としての意義を有し、各行政機関による個々の施策・事業についての裁量権を統制するものである。したがって、行政計画は、合理的な理由がない限り、実施されるべきである。

本計画では、「各種の資格取得や研修参加に対する費用を助成する」とこととされている。

ウ 意見

他に費用助成の対象とすることが適切な資格・研修があるか否かにつき、検討することが望ましい。

II 介護職場の環境整備

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護人材の育成・確保の取り組みの強化」の「介護職場の環境整備」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「介護人材確保検討会議（計5回）の中で、検討し、平成31年度は介護職場のPRを強化することとした。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「介護ロボット等職場環境の改善につながる設備等の開発について、市内ものづくり企業と検討を行う。」「市内の教育機関と市内事業所が連携した介護技術コンテストやイベントを開催し、若年層の雇用確保や介護職場のPRを行う。」「認定制度、表彰制度についても検討を行い可能なものから実施する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護人材の育成・確保の取り組みの強化」の「介護職場の環境整備」の取り組みについての平成30年度の課題と対策として、「介護事業所における負担軽減の具体的なニーズの把握」「介護事業所における実効性」「介護職員の負担軽減や表彰制度について具体策を引き続き検討する。」としている。

第1 介護ロボット等の導入支援

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護職場の環境整備のため、「介護ロボット等の導入支援」を

することとされ、具体的には、

介護現場で働く職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境づくりのための介護ロボット等の導入を支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

介護現場で働く職員の負担軽減のための介護ロボット等の導入の支援である。

3 実施状況

介護ロボットの導入について、現時点で積極的な事業所はない。松江市は、その理由としては、導入にかかるコスト面の負担が大きいこと、装着の手間がかかり作業効率が悪いことなどが考えられるとしている。

松江市は、介護ロボット等の開発について、市内のものづくり企業と検討を行うこととした。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 介護事業所認定制度の創設

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護職場の環境整備のため、「介護事業所認定制度の創設」を

することとされ、具体的には、

人材育成や働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる介護事業所の認定制度を創設し、介護人材の定着につなげていきます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

介護事業所認定制度の創設である。

3 実施状況

「介護事業所認定制度の創設」に向けて、松江市として、具体的な計画に基づいた行動がとられているわけではない。

計画に挙げられている「介護事業所認定制度」とは、国が都道府県に対し、実施を求めている「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」のことを指している。実施主体は県である。島根県は現時点では「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」を実施していない。

4 監査の結果

【本計画における松江市の主体性（指摘）】

ア 現状

「介護事業所認定制度の創設」に向けて、松江市として、具体的な計画に基づいた行動がとられているわけではない。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。

行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C h e c k, A c t i o n）のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 指摘

計画に挙げられている「介護事業所認定制度」とは、県が実施主体となる「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」であり、島根県がまだ実施していないとしても、計画に「介護事業所認定制度の創設」を記載する以上は、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の創設」に向けて、松江市として、どのような行動をするのか（県や介護事業所等への働きかけ等）について、計画の策定、運用、進行管理のサイクルを立て、実行するとともに、随時見直し、検討がなされなければならない。

松江市として、「介護事業所認定制度の創設」＝「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の創設」に向けた計画の策定、運用、進行管理をすべきである。

第3 介護従事者の表彰制度の創設

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護職場の環境整備のため、「介護従事者の表彰制度の創設」をすることとされ、具体的には、

同一事業所において、一定期間従事した方に対する表彰制度を創設することで介護人材の定着・離職防止を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

介護従事者の表彰制度の創設である。

3 実施状況

現在、検討段階である。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第4 「介護の日」のPR及び介護職場に関する情報提供

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護職場の環境整備のため、「『介護の日』のPR及び介護職場に関する情報提供」をすることとされ、具体的には、

11月11日の「介護の日」や介護職場の魅力をPRし、介護職のイメージアップを図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

「介護の日」のPRや介護職場の魅力発信をするものである。

3 実施状況

平成31年度から介護事業所と連携してPRイベントを実施している。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第6章 介護予防・重度化防止の取り組みの推進

介護保険制度の改正により、松江市は平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を開始した。総合事業は、元気な高齢者から要支援者まで一体的に介護予防に取り組むもので、介護サービス事業者のほか、地域住民やNPOなど多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加や住民主体の通いの場を中心とした事業の充実を図ることとしている。

計画の中では、このような観点から、基本方針2「健康づくりと介護予防の推進・認知症対策」の中の「介護予防・重度化防止の取り組みの推進」において、①介護予防・日常生活支援総合事業の充実のための6つの取り組み、②一般介護予防事業の拡充・推進のための6つの取り組み、③介護予防の啓発推進のための1つの取り組みを行うこととしている。

I 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護防止・重度化防止の取り組みの推進」の「介護予防・日常生活支援総合事業の充実」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「サービスA（従前より緩和した基準のサービス）、サービスB（住民主体型サービス）の指定事業所・登録団体、利用者とも少ない。」とし、12月末時点で、サービスA指定事業所（訪問4、通所3）、サービスA延べ利用者（訪問108、通所2）、サービスB登録団体（訪問3、通所11）、サービスC延べ利用者（訪問0、通所20）としている。進捗状況の評価としては、「C：遅れている」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「緩和型サービス利用が基本となるよう、見直しを進める。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護防止・重度化防止の取り組みの推進」の「介護予防・日常生活支援総合事業の充実」の取り組みについての平成30年度の課題と対策としては、「依然として従前相当型サービスの利用が多いため、緩和型サービス利用を基本とし、国県交付金の上限額を超過しないよう見直しを図る必要がある。」としている。

第1 介護予防の充実による高齢者の自立支援，重度化防止

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護予防・日常生活支援総合事業の充実のため、「介護予防の充実による高齢者の自立支援，重度化防止」をすることとされ、具体的には、

生活機能の低下した高齢者に対して、自立支援の理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素を充実していけるよう取り組みを行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

「介護予防の充実による高齢者の自立支援，重度化防止」という本章全体

のスローガンにあたる。具体的に予算措置が講じられ実施されている事業は、本章の各事業ということとなる。

3 実施状況

本章の各事業の実施状況のところで記載する。

4 監査の結果

本取り組みについては、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 介護予防ケアマネジメントの実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護予防・生活支援サービス事業の充実のため、「介護予防ケアマネジメントの実施」をすることとされ、具体的には、

高齢者の自立支援，重度化防止等に資するようにケアマネジメントが行われるよう，また高齢者自身の気づきによる生活意欲を引き出すセルフマネジメントを実施します。

また，介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会等の開催を検討します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

介護予防ケアマネジメント事業

【実施内容】

介護予防ケアマネジメントは，高齢者の自立支援を目的として，基本チェ

ックリスト25項目の質問に回答し該当者と判断される者(ただし、要支援2相当まで)に対し、その状況に応じて、介護予防に向けたケアを検討しケアプランを作成するものである。

介護予防ケアマネジメント事業は、地域包括支援センター(社会福祉法人松江市社会福祉協議会)へ業務委託されている。

その他、介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会を開催するものである。

3 実施状況

【予算・決算】

介護予防ケアマネジメント事業の平成30年度の予算は56,830千円、同年度の決算は52,294千円であった。

介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象とした研修会は、第四章IV第3「給付適正化事業の充実」の中で予算化されている。

【実施状況】

ケアマネジメントA(介護予防支援に準じた形で、原則的に行う介護予防ケアマネジメントで、指定事業所のサービス利用、または短期集中の通所サービス・訪問サービスの利用の場合に行われるもの)の平成30年度の実績は11,760人であった。

初回加算の平成30年度の実績は562人であった。

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の平成30年度の実績は3人であった。

ケアマネジメントC(緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的にサービスの利用又は、地域の予防活動その他の活動への参加の開始時にのみ行われるもの)の平成30年度の実績は6人であった。

また、平成31年2月8日、松江市と地域包括支援センター、松江地域介護支援専門員協会が連携し、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象とし

た研修会が開催された。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 サービスA（緩和型）への移行促進

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護予防・生活支援サービス事業の充実のため、「サービスA（緩和型）への移行促進」をすることとされ、具体的には、

訪問型サービスA指定事業所および従事者研修の修了者の充実を図り、従来型サービスから緩和型サービスへの利用の移行拡大を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

訪問型サービスA

通所型サービスA

【実施内容】

松江市介護予防・日常生活支援総合事業の一つである。

訪問型サービスAは、身体介護（入浴、排せつ等）を含まない、掃除・洗濯・食事の準備や調理等の生活援助サービスを提供するものである。通所型サービスAは、通所介護事業所により、生活機能維持を主とした短時間のサービスを提供するものである。

松江市は、計画において、サービスAへの移行を促進し、利用の移行拡大

を図るものである。

計画では、サービスA指定事業所数について、平成29年度は訪問4事業所・通所4事業所であったところ、平成32年度までに訪問16事業所・通所16事業所とする目標値が設定されている。

3 実施状況

【予算・決算】

訪問型サービスAの平成30年度の予算は2,534千円、同年度の決算は2,327千円であった。通所型サービスAの平成30年度の予算は2,403千円、同年度の決算は29千円であった。

【実施状況】

平成30年度12月末時点において、サービスA指定事業所数は、訪問4事業所・通所3事業所であり、平成29年度よりも減少している。サービスAへの移行は進んでいない。

松江市は、今後、従来型サービスとサービスA（緩和型）との該当者の線引きをする仕組みを導入する予定である。そうすると、従来型サービスを受けている者の8割程度がサービスA（緩和型）に該当する見込みである。平成31年度には4月、5月に従来型事業所向けの説明会を行い、事業所としてサービスAに対応可能か否かをアンケートしたが、現時点では、線引きをする仕組みを導入した場合、サービスAに対応する事業所が足りない状況になると推測される。そのため、サービスAに対応する事業所の確保が優先であり、線引きをする仕組みを導入する目途は立っていない。

4 監査の結果

【具体的な計画の策定（意見）】

ア 現状

現在、サービスAへの移行は進んでいない。松江市は、今後、従来型サービスとサービスA（緩和型）の線引きを行う仕組みを導入する予定であるが、

現状で導入した場合、サービスAに対応する事業所が足りなくなると推測されるため、サービスAに対応する事業所の確保が優先であり、線引きをする仕組みを導入する目途は立っていない。

イ 規範・基準

国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、松江市においても、本計画を「地域包括ケア計画」と位置付けて、第6期計画の「地域包括ケアシステム構築にむけた取り組み」をさらに進化・推進させるとしている。

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域包括ケアシステムの介護予防、日常生活支援を豊かにしていくための事業であり、重要である。

ウ 意見

松江市の試算によれば、従来型サービスを受けている者の8割程度がサービスA（緩和型）に該当する見込みであり、潜在的にサービスA利用者は存在する。

そうである以上、サービスAへの移行促進に向け、線引きをする仕組みを導入する時期の目途を立て、それに向けてサービスAに対応する事業所を確保する具体的な計画の策定を行うことが望ましい。

第4 サービスB（住民主体型）への移行促進

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護予防・生活支援サービス事業の充実のため、「サービスB（住民主体型）への移行促進」をすることとされ、具体的には、

地域への情報提供や説明を定期的に行い、地域での支え合いの体制づくりに取り組み、従来型サービスから住民主体サービスへの利用の移行拡大を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

訪問型サービスB

通所型サービスB

【実施内容】

訪問型サービスBは、住民ボランティアの団体等による身体介護を伴わない生活援助（掃除・ごみ出し等）である。

通所型サービスBは、住民ボランティア団体等が開催する、健康増進や介護予防を主目的とした会への参加である。

松江市は、住民ボランティア団体等は、事業立ち上げ費、その後の運営費につき、申請により、補助金を交付する（松江市総合事業住民主体サービス立ち上げ支援補助金、同運営費支援補助金）。

計画では、サービスBの登録団体数について、平成29年度は訪問1団体・通所8団体であったところ、平成32年度までに訪問10団体・通所60団体とする目標値が設定されている。

3 実施状況

【予算・決算】

訪問型サービスBの平成30年度の予算は1,813千円、同年度の決算

は206千円であった。

通所型サービスBの平成30年度の予算は3,089千円、同年度の決算は1,260千円であった。

【実施状況】

平成30年度12月末時点において、サービスBの登録団体数は、訪問3団体・通所11団体である。この中には実質的に稼働していない団体もあり、サービスBへの移行は進んでいない。

4 監査の結果

【サービスBの担い手の育成の検討（意見）】

ア 現状

サービスBを実施する団体を増やすため、松江市は、なごやか寄り合い事業を行っている団体等に声をかけたり、公民館に声をかけ地域でボランティア活動を行っている方を紹介してもらったりしている。

しかし、松江市としては、サービスBを実施してもらえそうな団体・人物にはおよそ声をかけ終わったとの認識であり、今のところサービスBを実施する団体がこれ以上増える見込みは少ない。

イ 規範・基準

国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、松江市においても、本計画を「地域包括ケア計画」と位置付けて、第6期計画の「地域包括ケアシステム構築にむけた取り組み」をさらに進化・推進させるとしている。

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域包括ケアシステムの介護予防、日常生活支援を豊かにしていくための事業であり、重要である。

ウ 意見

地域住民が自発的に団体を立ち上げ、サービスBを実施することが理想的ではあるが、現状を踏まえると、サービスBを実施する団体を立ち上げる担い手の育成をするか否かにつき、今後、検討されることが望ましい。

第5 サービスC（短期集中型）の推進

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護予防・生活支援サービス事業の充実のため、「サービスC（短期集中型）の推進」をすることとされ、具体的には、

病後や退院後など一時的な生活機能低下時に、短時間の集中したサービスを保健・医療の専門職により実施することで、そのまま介護状態になることを防止するよう取り組みます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

訪問型サービスC

通所型サービスC

【実施内容】

訪問型サービスCは、保健師等の保健の専門職が必要な相談指導等を実施するものである。松江市の直営事業である。

通所型サービスCは、約3か月間、運動機能向上のための教室に通うものである。2事業所へ業務委託している。

計画では、サービスCの延べ利用者数について、平成29年度は訪問0

名・通所13名であったところ、平成32年度までに訪問10名・通所10名とする目標値を設定している。

3 実施状況

【予算・決算】

訪問型サービスCの平成30年度の予算は0円、同年度の決算は0円であった（直営事業のため0円）。

通所型サービスCの平成30年度の予算は1,225千円、同年度の決算は509千円であった。

【実施状況】

平成30年度12月末時点のサービスCの延べ利用者数は、訪問0名・通所20名であった。現状では目標値には届いていない。

松江市としては、訪問型サービスCについて、介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、低栄養防止など短期集中的なケアが必要な方に保健師等保健の専門職がアプローチをしていく方法を実施する予定である。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第6 サービスD（移送サービス）の新設に向けた研究

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護予防・生活支援サービス事業の充実のため、「サービスD（移送サービス）の新設に向けた研究」をすることとされ、具体的には、

今後一層移動手段がない生活困難者が増加し、外出機会の確保など地域における移動支援ニーズが高まっていくことが予想されるため、事業実施に向けた研究を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

訪問型サービスD（移送サービス）の新設に向けた研究である。

3 実施状況

訪問型サービスDは、通院等の場合における送迎前後の付添支援である。

制約が多く、現状、実現に至っていない。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

Ⅱ 一般介護予防事業の拡充・推進

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護防止・重度化防止の取組みの推進」の「一般介護予防事業の拡充・推進」の取組みについての平成30年度の実施状況として、「からだ元気塾は、前年度から2会場増やし37会場とした。延べ参加人数15,078人（12月末時点）。」「歯つらつ健口教室は、前年度並みの参加人数となっている。実参加人員85人（12月末時点）。」「地域リハビリテーション活動支援事業は、7月から利用受付を開始し、12月末で10件となっている。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「からだ元気塾は、会場数を増やすとともに、市報や地域でのよびかけ等周知を強化する。」「歯つらつ健口教室は、今後も参加者を確保するため、歯科医師、地域包括支援センター等で勧奨する。」「地域リハビリテーション活動支援事業は、30年度からの新規事業であり、十分周知されていない。地域、なごやか寄り合いへの呼びかけを徹底していく。」とされている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護防止・重度化防止の取組みの推進」の「一般介護予防事業の拡充・推進」の取組みについての平成30年度の課題と対策として、「多くの高齢者の参加が望まれるが、不十分である。特に男性の参加が少ない。社会参加が介護予防に効果があることなど啓発を行い、参加を促進する必要がある。」としている。

第1 なごやか寄り合い事業による介護予防の推進

1 実施事業の位置づけ

計画では、一般介護予防事業の拡充のため、「なごやか寄り合い事業による介護予防の推進」をすることとされ、具体的には、

高齢者の閉じこもり防止などを目的に、身近な公民館・集会所等に定期的に高齢者が集まり、体操やレクリエーション、茶話会等を行い介護予防を推進します。ボランティアへの支援により、内容の充実や継続実施の支援を強化します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市なごやか寄り合い事業

【実施内容】

松江市介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうちの地域介護予防活動支援事業である。

松江市なごやか寄り合い事業は、地域の介護予防に関する住民主体の通いの場の育成及び支援を目的とするものである。

地域住民がなごやか寄り合い事業を実施する会を立ち上げ、公民館、集会所等で、交流、懇談、健康講座、レクリエーション等の活動をする。

松江市は、事業の立ち上げ及び運営にあたり、スタッフを派遣し支援をする。会の立ち上げから2年目までは、1回3,000円までの額で、月1回、年12回を限度とした会に交流に必要な物品を現物支給する支援もある。

松江市なごやか寄り合い事業は、松江市社会福祉協議会に業務委託されている。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市なごやか寄り合い事業の平成30年度の予算は6,714千円、同年度の決算は6,894千円であった。

なお、市社協との間では、平成30年4月1日付けで本事業に係る業務委託の対価を6,714,000円とする業務委託契約を締結しているが、平成31年3月31日付けで上記対価を6,894,980円に増額する変更契約を締結している。

【実施状況】

新規の会の立ち上げは年10件程度ある。平成30年度における会の総数は372会である。

4 監査の結果

(1) 【委託費の算定における人件費の算定方法の検討（意見）】

ア 現状

本事業に係る業務委託契約においては、本業務に携わる市社協の正規職1名分の人件費が、当該職員の具体的な給与額で委託費に計上されている

また、本事業については、年度当初に委託費を6,714千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を6,894千円に増額する変更契約を締結している。上記変更（委託費の増額）の主たる要因は、本事業を担当する市社協職員の人件費増（ベースアップ・昇級）によるものであり、全体としての増加額は他の費目との差し引き計算の結果、180,980円にとどまったものの、実際の人件費増額分は191,311円である。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

委託費の中に当該業務に携わる人員の人件費相当額を含める場合、本事業のように、当該業務を担当する職員の具体的な給与額をもって算定する方法を採ることも考えられるが、その一方で、実際の担当職員の具体的な給与額を離れ、当該業務を担当するに十分な能力を有する職員を措定した上で、そのような職員の給与額を一人工と評価するなどして、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で人件費を算定する方法も考えられる。

前者の方法によると、いかなる役職又は地位の職員が当該業務を担当するかによって、委託費に占める人件費相当額が変動することになる上、職員の給与額の相当性（妥当性）を担保するものではない。人事異動やベースアップなど委託先側の事情によって事業費（委託費）が変動することになれば、当該事業の正確な事業規模や事業価値を見誤るおそれが生じるほか、年度間の業績比較による事業継続判断も困難となり得る。

これに対し、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で人件費を算定する方法によれば、上記の弊害を回避することができ、年度間比較にも耐えうる安定した人件費相当額の算出が可能となるはずである。

標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。

(2) 【委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否（意見）】

ア 現状

本事業については、年度当初に委託費を6,714千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を6,894千円に増額する変更契約を締結している。上記変更（委託費の増額）の主たる要因は、本事業を担当する市社協職員の人件費増によるものであり、全体としての増加額

は他の費目との差し引き計算の結果、180,980円にとどまったものの、実際の人件費増額分は191,311円である。

なお、松江市と市社協との間の業務委託契約は、年度末に対価（委託費）を増額又は減額、精算等するものが大半のようであり、上記のような変更契約の締結は本事業に限った処理ではない。但し、当初の業務委託契約書には、契約期間終了日に委託料を精算し、余剰が生じたときは松江市に返還するとの規定は設けられているものの、不足が生じた場合に松江市が追加で委託料を支払う旨の規定はない。また、変更契約は、あくまで松江市と市社協との事後的な個別合意に基づいて締結されたという形式が採られている。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

そもそも業務委託契約とは、委託した業務（事務）に対して対価を支払う契約である。この場合の対価（委託費）の額は、委託事務の内容や量に応じて決せられるのが一般的であり、たとえ実際に委託事務の遂行に要した経費の額が契約当時に予定していた額を超過又は不足した場合でも、契約当時に予測不可能な事情が生じた場合等の例外的場合でない限り、委託費の額を事後的に増加又は減少させることはないのが通常である（現に松江市では、市社協以外を相手方とする業務委託契約において事後的な委託費の増減額が一般化している事例はほとんどないようである。）。

そうである以上、市社協が実際に支出した経費の多寡によって年度末に改めて変更契約を締結し、委託費の額を増減する現在の運用は、一般的な業務委託契約のあり方を踏まえたとき、特異な処理として違和感が残る。現在の運用では、結果的に本件事業に係る事業費の一切を松江市が負担していることになり、本事業の実施を松江市直営ではなく市社協に委託している

意義が失われかねない。そればかりでなく、事後的な精算が予定されているために、当初予算額がほとんど意味をなさなくなる。そうすると、予算決定時（予定価格決定時）における委託費の算定や審査がおろそかになる危険性があり、適切な業務内容の設定とそれに見合った適切な対価（委託費）の額の見極めが不十分となるおそれが否定できない。

市社協との間で業務委託契約を締結するにあたっては、年度末に委託費の額を増減（精算）する現在の運用の問題点を踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討するのが望ましい。そして、再検討の結果、合理的理由が見当たらない場合には、市社協以外を契約相手方とする他の業務委託契約と同様に、予算段階で緻密な対価（委託費）設定を行うとともに、当然のように年度末における対価（委託費）の増減額を行うことを避け、事後的な対価（委託費）の増減は例外的な処理として位置づける方向性で検討することが望ましい。

（3）【実施要綱における引用条項の誤記（指摘）】

ア 現状

なごやか寄り合い事業実施要綱は、第1条に趣旨を定めており、次のような規定となっている。

「第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業について、また松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（松江市告示434号平成28年12月26日告示）

（以下「総合事業実施要綱」という。）第15条第1項一般介護予防事業の実施について、および松江市介護予防・日常生活支援総合事業一般予防事業実施要綱第5条第1項第3号に定める地域介護予防活動支援事業のうち松江市なごやか寄り合い事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。」

イ 規範・基準

実施要綱における条項の引用は正しくされなければならない。

ウ 指摘

なごやか寄り合い事業実施要綱第1条について、「松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（松江市告示434号平成28年12月26日告示）（以下「総合事業実施要綱」という。）第15条第1項一般介護予防事業の実施について」と記載されているところ、正しくは、「松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（松江市告示434号平成28年12月26日告示）（以下「総合事業実施要綱」という。）第15条一般介護予防事業の実施について」である。また、「松江市介護予防・日常生活支援総合事業一般予防事業実施要綱第5条第1項第3号に定める地域介護予防活動支援事業」と記載されているところ、正しくは、「松江市介護予防・日常生活支援総合事業一般予防事業実施要綱第5条第3項に定める地域介護予防活動支援事業」である。

実施要綱の引用条項を正確に記載すべきである。

第2 運動教室や介護予防教室の開催等による介護予防の普及

1 実施事業の位置づけ

計画では、一般介護予防事業の拡充のため、「運動教室や介護予防教室の開催等による介護予防の普及」をすることとされ、具体的には、

高齢者の運動機能の向上等を目的としたからだ元気塾の開催や、なごやか寄り合いなどに運動指導士やリハビリテーション専門職等を派遣し、運動機能を向上する取り組みを行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

からだ元気塾事業

【実施内容】

松江市介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうちの介護予防普及啓発事業である。からだ元気塾は、第1号被保険者が要介護状態等になることを防止し、又は要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として実施する運動教室である。37会場で週1回開催されている。3事業者に業務委託（1事業者に35会場、その他2事業者は1会場ずつ業務委託）をして実施されている。

3 実施状況

【予算・決算】

からだ元気塾事業の平成30年度の予算は18,696千円、同年度の決算は17,110千円である。

【実施状況】

実参加者数は772人であり、1会場1回あたり、5人～30人程度の参加者がおり、年間延べ参加者数は2万人を超える。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 口腔・低栄養重症化予防事業による介護予防の推進

1 実施事業の位置づけ

計画では、一般介護予防事業の充実のため、「口腔・低栄養重症化予防事業による介護予防の推進」をすることとされ、具体的には、

フレイル対策として、口腔機能の低下や低栄養を防止し、事業を推進するよう口腔機能向上の教室や講座等を開催します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

口腔機能向上プログラム事業

【実施内容】

松江市介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうちの介護予防普及啓発事業である。口腔機能向上プログラムは、第1号被保険者が要介護状態等になることを防止し、又は要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として実施する高齢期における口腔機能の低下及び口腔機能の向上に資する専門的な指導である。松江市歯科医師会に業務委託して実施されている。

3 実施状況

【予算・決算】

口腔機能向上プログラム事業の平成30年度の予算は3,735千円、同年度の決算は2,653千円である。

【実施状況】

松江市内61医療機関において、歯つらつ健口教室が開催されている。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第4 健康づくり活動の推進

当該取り組みは、本計画の施策の柱（4）健康づくりの取り組みの強化に含まれる施策であり、高齢者のみを対象とした施策ではないため、監査の対象から除く。

第5 地域リハビリテーション活動の促進

1 実施事業の位置づけ

計画では、一般介護予防事業の充実のため、「地域リハビリテーション活動の促進」をすることとされ、具体的には、

自立支援、重度化防止等に向けた介護予防の取り組みにおいて重要となる、通所・訪問サービス事業、地域ケア会議や住民運営の憩いの場等にリハビリテーション専門職等の関与が促進できる仕組みづくりを行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

地域リハビリテーション専門職派遣事業

【実施内容】

松江市介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうちの地域リハビリテーション活動支援事業である。なごやか寄り合い等の地域住民の通いの場等にリハビリテーション専門職（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士）を派遣するものである。松江市内の複数の事業所に業務委託して実施されている。

3 実施状況

【予算・決算】

地域リハビリテーション専門職派遣事業の平成30年度の予算は1,125千円、同年度の決算は126千円であった。

【実施状況】

平成30年度途中から実施されたため、平成30年度の派遣実績は14件である。平成31年度の派遣件数は50件程度となる見込みである。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第6 介護予防事業の評価

1 実施事業の位置づけ

計画では、一般介護予防事業の拡充のため、「介護予防事業の評価」をすることとされ、具体的には、

なごやか寄り合いやからだ元気塾による各地区での介護予防に資する通いの場の参加状況や開催内容について、効果の評価を行い、一層の推進を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

一般介護予防事業評価事業

【実施内容】

松江市介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうちの一
般介護予防事業評価事業である。松江市なごやか寄り合い事業，からだ元気
塾事業の効果の評価を行い，事業へフィードバックするものである。この評
価は，島根大学と連携して実施している。

3 実施状況

【予算・決算】

一般介護予防事業評価事業の平成30年度の予算は2,232千円，同年
度の決算は2,146千円であった。データ入力等を行う嘱託職員の人件費
である。

【実施状況】

からだ元気塾利用者一人ずつ評価票を作成し，毎年度，随時データ入力
を行い，蓄積されたデータにつき，平成30年度，解析を実施し，評価が実施
された。

この評価事業に協力している島根大学の准教授は，からだ元気塾の運動
プログラム作成にも協力しており，データ解析の評価結果は，運動プログラ
ムにもフィードバックされている。

4 監査の結果

本事業については，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

Ⅲ 介護予防の啓発促進

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「介護防止・重度化防止の取組みの推進」の「介護予防の啓発促進」の取組みについての平成30年度の実施状況として、「介護予防教室 口腔機能向上2回開催（12月末時点）、運動機能向上3回開催（12月末時点）」「出前講座12回開催（12月末時点）」「健康予防手帳配布数1,600冊（12月末時点）」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「高齢者の自発的な健康づくりに向け、市の地区担当保健師と連携した取組みも合わせて実施する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「介護防止・重度化防止の取組みの推進」の「介護予防の啓発促進」の取組みについての平成30年度の課題と対策として、「講話を通じ、自発的な健康づくりのきっかけとするため、地区担当保健師と連携した地域での啓発が必要。」としている。

第1 介護予防に関する意識啓発の促進

1 実施事業の位置づけ

計画では、介護予防の啓発促進のため、「介護予防に関する意識啓発の促進」をすることとされ、具体的には、

介護予防の必要性や介護予防教室についての情報を周知し、介護予防の意識啓発を図ります。また、介護予防手帳等により自発的な健康づくり、介護予防の取り組み、セルフマネジメントを推進します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施内容】

介護予防に関する意識啓発の活動である。

3 実施状況

介護予防教室の周知・実施，出前講座による介護予防の必要性の周知，健康予防手帳（介護予防手帳も併記されたもの）の配布が実施された。

4 監査の結果

本取り組みについては，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第7章 認知症対策の強化

松江市では、要介護等認定者のうち、認知症高齢者の日常自立度Ⅱ以上の高齢者が6割以上を占めており、今後も増加することが見込まれることから、認知症の人とその家族が、その意思を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、適切な時期に適切な医療や介護、サポートを受けることができる体制を充実させるための取り組み、地域における見守りやインフォーマルサービス等の拡大・強化に向けた取り組みを行うこととしている。

計画では、このような観点から、基本方針2「健康づくりと介護予防の推進・認知症対策」の中の「認知症対策の強化」において、①認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止のための5つの取り組み、②当事者・家族の支援のための5つの取り組み、③啓発・ネットワークづくりのための5つの取り組みを行うこととしている。

I 認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「認知症対策の強化」の「認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「認知症初期集中支援事業は2医療機関に委託しており、対応件数6件（12月末時点）であった。対応件数が少ないため、必要性が少ないのか必要なケースにつながっていないのか検証が必要。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「認知症初期集中支援事業は、

引き続き2医療機関に委託し、認知症地域支援推進員との連携を図る。」と
している。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「認知症対策の強化」の「認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止」の取り組みについての課題と対策として、「認知症初期集中事業は、認知症地域支援推進員と連携できておらず、ケース対応後の経過観察など、連携を図る必要がある。」としている。

第1 認知症予防に関する取り組みの推進

1 実施事業の位置づけ

計画では、認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止のために「認知症予防に関する取り組みの推進」することとされ、具体的には、

認知症予防に効果のあるプログラム等の検討や開発を行い、教室等の実施と効果評価に取り組みます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、「認知症予防に効果のあるプログラム等の検討・開発」の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施している事業はない。

3 実施状況

計画に上げられた経緯は、松江市から、島根大学に対して、認知症予防に

効果のあるプログラムの開発を提案したが、平成29年秋頃から島根大学とは協議が行われていない状況である。認知症予防については、効果のあるプログラムが確立していない。

4 監査の結果

【計画の検討過程の記録化（意見）】

ア 現状

前記のとおり、本計画に「認知症予防に関する取り組みの推進」が取り上げられた経緯は、松江市から島根大学に対して認知症予防に効果のあるプログラム開発を提案したことによる。

しかし、松江市と島根大学との間の協議は、平成29年秋頃から行われておらず、協議が行われていない理由も把握していない。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。

行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C h e c k, A c t i o n）のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 意見

本計画の行政計画としての側面からすると、策定された計画の進行管理がなされなければならないが、島根大学との協議の経過が把握されていないことは、事後的な計画の見直し・検討が困難となる。

計画を適切に評価するためにも、計画の策定（島根大学への提案）、運用（島根大学との協議状況）等を記録化しておくことが望ましい。

第2 認知症初期集中支援事業の充実・強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止のために「認知症初期集中支援事業の充実・強化」することとされ、具体的には、

主たる支援者がいない認知症又はその疑いのある人が、医療や介護につながるよう包括的かつ集中的な支援を行う認知症初期集中支援チームの活動の充実、関係機関等への周知及び連携強化により、適切な医療や介護につながる支援体制を強化します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

認知症施策推進事業（認知症初期集中支援事業）

【訪問支援対象者】

原則として、40歳以上で在宅生活をしており、かつ、認知症の人又は認知症の疑いのある人で、医療・介護サービスを受けていない者等又は医療・介護サービスは受けているが、対応に苦慮している者（松江市認知症初期集中支援推進事業実施要綱第6条）。

【実施内容】

松江市が実施主体であるが、2つの医療機関に業務委託して行っている。訪問支援対象者の選定は、松江市と地域包括センターで協議して行っている。

訪問支援対象者に選定された者に対して、認知症初期集中支援チームが

訪問し、情報収集及び観察・評価を行い、対象者及びその家族への支援を行う。また、チーム会議を開催し、初期集中支援を実施する。

松江市は、業務委託料として、訪問1回につき18,000円（医師）又は4,250円（専門職）を、会議1回につき6,500円（医師）又は4,250円（専門職）を、業務委託者の請求に基づき支払う。

また、松江市は、事務業務委託料として、事務業務委託者に対して年間597,200円を契約後一括前払いで支払い、契約期間終了日に委託料を精算する。

3 実施状況

【予算・決算】

認知症施策推進事業（認知症初期集中支援事業）の平成30年度の予算は5,115千円が計上されており、同年度の決算は2,205千円であった。そのうち、業務委託契約の平成30年度の予算は3,888千円が計上され、同年度の決算は938千円であり、事務業務委託契約の平成30年度の予算は1,266千円が計上され、同年度の決算は1,266千円であった。

【実施状況】

認知症初期集中支援チームのケース訪問は、平成30年度は10件であり、ケース会議の開催件数は26回であった。

4 監査の結果

本事業について、特段指摘すべき点はなかった。

第3 アセスメントツール等の活用による早期対応

1 実施事業の位置づけ

計画では、認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止のために「アセスメントツール等の活用による早期対応」することとされ、具体的には、

認知症の初期症状に早めに気づき、早めに対応するため、アセスメントツール（チェックリスト等）をかかりつけ医、民生児童委員や福祉推進員等へ配布し、活用を勧めます。また、もの忘れ診察等の活用により早期受診を勧めます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、平成28年頃から市のホームページにチェックリストを掲載している。また、平成27年頃にチェックリストが掲載されている認知症ガイドブックを作成し、適宜見直しをしており、平成30年3月に改訂を行った。

3 実施状況

【予算・決算】

平成30年度の認知症ガイドブック作成の予算は、411,000円が計上され、1000部作成し、決算額は302,400円であった。

【実施状況】

平成30年3月に作成した認知症ガイドブック1000部は、医療機関に500部、民生委員に600部配布し、不足分は一部コピーして配布した。

認知症ガイドブックは、出前講座においての紹介、地域包括支援センターにおいて紹介がなされている。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第4 認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用

1 実施事業の位置づけ

計画では、認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止のために「認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用」することとされ、具体的には、

タブレット端末を利用した認知機能の検査を行います。もの忘れはあるが、認知症によるものなのか気になる方など、誰でも気軽に利用いただき、認知症の早期発見に活用していきます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として、「認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用」の取り組みのために、予算措置を講じて実施している事業はない。市社協が、自主財源によりタブレットを購入し、実施している。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市として、予算措置を講じた事業はない。

【実施状況】

市社協が、自主財源で購入したタブレットに島根大学が開発した認知症早期発見ツールをダウンロードし、タブレット端末を健康福祉フェスティバルやなごやか寄り合い等に持ち出している。平成30年度のタブレット端末の利用回数は218回である。また、松江市の行事においても、市社協

からタブレットを借り受けて、持ち出しをしている。

松江市でも、タブレットを6台購入し、活用するため、令和2年度の予算要求を行っている。

4 監査の結果

【本計画における松江市の主体性（指摘）】

ア 現状

「認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用」の取り組みについて、松江市として予算措置を講じている事業はなく、同取り組みについては、市社協の自主財源により実施されている。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。

行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C h e c k, A c t i o n）のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 指摘

本計画が行政計画である以上、松江市が実施主体ではない事業について計画を策定しても、運用、進行管理のサイクルの中での見直し、検討をすることは形式的にはできず、松江市と市社協との関係により、事実上行われているにすぎないことになる。

前記行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、行政が計画の策定主体となり、目指す地域社会像とその実現に向けて行政が実施することを明示すべきであり、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。

第5 認知症にかかる医療機関との連携

1 実施事業の位置づけ

計画では、認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止のために「認知症にかかる医療機関との連携」することとされ、具体的には、

認知症疾患医療センター、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医療機関、認知症初期集中支援チームの連携を強化し、認知症の早期発見・発症遅延・重度化予防の取り組みを推進します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、認知症にかかる医療機関との連携の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施している事業はない。

3 実施状況

【予算・決算】

認知症対策推進部会を年2回開催し、その費用として、介護保険特別会計から部会長1名に1回6,500円、その他の委員5名に各1回5,000円を支出している。

【実施状況】

医療機関とは日々連携を図り、関係構築を行っている。認知症対策推進部会を年2回開催し、認知症サポート医から2名、ケアマネジャー協会から1名、精神保健福祉士協会から1名、認知症家族の会から1名、看護師協会から1名、松江市の職員、市社協の職員が参加して、認知症にかかる医療機関

との連携について協議している。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

Ⅱ 当事者・家族の支援

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「認知症対策の強化」の「当事者・家族の支援」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「認知症ケアパス（ガイドブック）について、平成27年度に作成しているが内容を更新し、医療機関や相談支援者に配布予定。」、「認知症カフェについては、市主催のカフェを立ち上げ、月1回実施している。市主催カフェを含め市内4か所で開催されている。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「認知症ケアパスについて、本人や家族向けの分かりやすいパンフレットを作成する。」、「市主催の認知症カフェについて、引き続き月1回開催する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「認知症対策の強化」の「当事者・家族の支援」の取り組みについての課題と対策として、「30年度作成の認知症ケアパスについては、医療機関等に向けた専門的な内容であり、本人や家族に適したケアパスを別に作る必要があると医師等から指摘を受けたため、別途作成する。」、「市主催の認知症カフェについて、より多くの認知症本人やその家族に参加いただくため、市報や新聞広告等での周知に加え、個別に働きかけが必要。」としている。

第1 認知症ケアパスの見直し、普及

1 実施事業の位置づけ

計画では、当事者・家族の支援のために「認知症ケアパスの見直し、普及」をすることとされ、具体的には、

認知症の人やその家族が、認知症の症状に応じ、安心して適切な医療や介護サービスを受けることができるよう、社会資源等をまとめたケアパス（ガイドブック）を適宜見直し、市民や関係（者）機関への周知と活用を推進します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、認知症ケアパスを定期的に見直し、改訂している。認知症ケアパスは、チェックリスト等とともに、ガイドブックの中に収録されている。

3 実施状況

【予算・決算】

平成30年度の認知症ガイドブック作成の予算は、411,000円が計上され、1000部作成し、決算額は302,400円であった。

【実施状況】

平成31年3月に作成した認知症ガイドブック1000部は、医療機関に500部、民生委員に600部配布し、不足分は一部コピーして配布した。

認知症ガイドブックは、出前講座においての紹介、地域包括支援センターにおいて紹介がなされている。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第2 当事者や家族への支援の強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、当事者・家族の支援のために「当事者や家族への支援の強化」をすることとされ、具体的には、

認知症の人と家族の会等の周知・紹介、認知症カフェ等の立ち上げの推進など、認知症の人とその家族の支援を行います。また、介護マークの普及に取り組めます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、当事者や家族への支援の強化の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施している事業はないが、市主催で認知症カフェを月1回実施している。また、民間6か所でも、認知症カフェを実施している。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市は、当事者や家族への支援の強化の取り組みのために、特に予算措置を講じている事業はない。

【実施状況】

松江市主催の認知症カフェを月1回実施し、参加者から100円を徴収し、お茶を購入している。会場費は、スティックビルで行うため無料である。参加者は、20人程度、認知症本人やその家族は2、3人程度、その他は支

援者や医療機関の介護に携わっている関係者である。

平成30年度の参加人数は、延べ237人であり、実数は本人13人、家族39人、地域住民21人であった。

市報や新聞の情報欄において周知を行っている。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第3 若年性認知症施策の強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、当事者・家族の支援のために「若年性認知症施策の強化」をすることとされ、具体的には、

本人や家族のニーズを把握するとともに、若年性認知症や特有の課題を市民や関係（者）機関へ周知します。また、ニーズや課題に対応したサービスを検討・導入するなど、当事者や家族への支援を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、若年性認知症施策の強化の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施されている事業はなく、会議なども行っていない。

3 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第4 認知症地域支援推進員による支援体制の強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、当事者・家族の支援のために「認知症地域支援推進員による支援体制の強化」をすることとされ、具体的には、

認知症地域支援推進員が中心となり、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、その他関係者の連携を図り、認知症の人や家族への相談・支援体制を強化します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、国の地域支援事業実施要綱を受け、認知症地域支援推進員を平成29年9月から1人嘱託職員として採用している。

【実施内容】

国の地域支援事業実施要綱において、認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行い、当該推進員を中心として、医療・介護等の強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るものとされている。

これを受けて、松江市では、認知症地域支援推進員の業務内容として、①認知症（特に若年性認知症）の人への個別的支援と関係機関との連携、②認知症に関する啓発、③認知症に関する地域の情報収集、④認知症サポーター

の活動と見守りネットワークの拡大を定めている。

3 実施状況

【予算・決算】

認知症地域支援推進員の平成30年度の予算は2,918千円が計上されており、同年度の決算は2,467千円であった。

【実施状況】

平成29年9月から認知症地域支援推進員を嘱託職員として1人採用し、主に、認知症サポーター養成講座の運営業務等を行っている。

4 監査の結果

【認知症地域支援推進員の具体的業務の拡充（意見）】

ア 現状

松江市における認知症地域支援推進員は、現状、主に認知症サポーター養成講座の運営業務に従事している。

イ 規範・基準

松江市では、前記のとおり、国の地域支援事業実施要綱を受けて、認知症地域支援推進員の業務内容として、①認知症（特に若年性認知症）の人への個別的支援と関係機関との連携、②認知症に関する啓発、③認知症に関する地域の情報収集、④認知症サポーターの活動と見守りネットワークの拡大を定めている。

また、本計画においても、認知症ケアパスの見直し、普及（前記第1）、若年性認知症施策の強化（前記第3）、認知症にかかる医療機関との連携（後記第5）、地域の見守りネットワークの充実・強化（後記Ⅲ第3）等が松江市の取り組みとして挙げられている。

ウ 意見

認知症地域支援推進員の前記目的・役割からしても、認知症地域支援推進員の業務内容は、認知症サポーター養成講座の運営業務に限られるもので

はなく、本計画における松江市の取り組みにおいても、当該推進員の業務として従事すべき取り組みがあるので、今後、認知症地域支援推進員の業務については、その具体的業務内容を拡充することを検討することが望ましい。

第5 認知症にかかる医療機関との連携

1 実施事業の位置づけ

計画では、当事者・家族の支援のために「認知症にかかる医療機関との連携」をすることとされ、具体的には、

認知症疾患医療センター、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医療機関、認知症初期集中支援チームの連携を強化し、認知症の早期発見・発症遅延・重度化予防の取り組みを推進します。

とされている。

2 具体的事業の概要

具体的事業等については、前記 I 「第5 認知症にかかる医療機関との連携」と同様。

Ⅲ 啓発・ネットワークづくり

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「認知症対策の強化」の「啓発・ネットワークづくり」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「認知症サポーターについては、47回（12月末時点）開催し、このうち市主催の養成講座も1回開催した。受講者にボランティア参加に対する意向確認を行い、名簿を作成した。3月17日に認知症サポーターステップアップ講座を開催。」「見守りネットワーク事業協力事業所は、9事務所増え、26事業となった（12月末時点）。」「徘徊SOSネットワーク（行方不明者情報のメール配信）は、配信先の登録が300名増え、991件となっている。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「認知症サポーターについては、ステップアップ研修等を通じ、実践可能な取り組みを集約する。キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）フォローアップ研修を通じ、キャラバン・メイト相互の連絡会・勉強会の立ち上げを検討する。」「見守りネットワーク事業協力事業所の増加を推進する。」「徘徊SOSネットワーク配信先登録の増加を推進する。本メールで情報発信される認知症の方等に対し、見守りタグの配布を検討する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「認知症対策の強化」の「啓発・ネットワークづくり」の取り組みについての課題と対策として、「認知症サポーターについては、活動の場がないため、認知症本人の話し相手、外出支援、見守り活動など、具体的

な活動につながるよう検討する。」「見守りネットワーク協力事業所数は十分でないため、金融業や小売業等の事業所を個別に勧奨する。」「徘徊SOSネットワーク配信先登録数は十分ではないため、見守りネットワーク協力事業所等に勧奨する。」としている。

第1 認知症サポーターキャラバンの強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、啓発・ネットワークづくりのために「認知症サポーターキャラバンの強化」をすることとされ、具体的には、

認知症への理解を深める「認知症サポーター養成講座」の開催を継続するとともに、認知症サポーターが活躍することができるよう取り組みを推進します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市認知症サポーター等養成事業

【実施内容】

地域や職域、学校等において、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的として、松江市又は各団体が主催の認知症サポーター養成講座を開催する。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市認知症サポーター等養成事業の平成30年度の予算は354千円で計上されており、同年度の決算は196千円であった。

【実施状況】

認知症サポーター養成講座は、平成30年度62回実施され、参加人数は延べ1929人であった。団体や企業、学校からの依頼に基づき、認知症地域支援推進員が講師を手配して派遣している。

チラシやホームページ、見守りネットワークの事業者会などで周知を行っており、チラシは自治会や公民館単位で配布している。学校にも周知している。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第2 認知症に関する情報発信の強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、啓発・ネットワークづくりのために「認知症に関する情報発信の強化」をすることとされ、具体的には、

認知症の理解や援助、社会資源・ケアパス（認知症ガイドブック）、相談窓口等、認知症に関連する各種情報について、市報・ホームページ等の媒体、各種集会や講演会等を活用し、市民、関係（者）機関等へ広く周知します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、認知症に関する情報発信の強化の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施されている事業はない。

3 実施状況

松江市では、認知症ガイドブックの情報等を、適宜、市報・ホームページ等の媒体に掲載し、また、各種集会や講演会等において活用している。

4 監査の結果

【周知方法の取り組みの必要性（意見）】

ア 現状

松江市が周知している情報を得て、地域包括支援センターに相談するという流れはあるものと考えられるが、情報を取得した契機の調査までは行っていない。また、高齢者見守りネットワークの事業者から相談窓口がわからないとの意見もあった。

イ 規範・基準

周知方法については、費用対効果の側面もあり、一概に最善の方法を決めることは困難であり、また、その効果を測定することは困難であると考えられる。

しかし、現在の周知方法の問題点や改善点を随時検討することは必要であり、どこで情報を得たか、また、高齢者福祉の事業に参加している職員や市民等にどの程度認知されているか等の調査を行うことによって、より効果的な周知方法を検討する必要がある。

ウ 意見

松江市での他の取り組みを行っている職員や市民等にどの程度認知されているか、また、相談窓口に来た人がどのような媒体により情報を得たか等の調査を行うことにより、より効果的な周知方法を検討することが望ましい。

第3 地域の見守りネットワークの充実・強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、啓発・ネットワークづくりのために「地域の見守りネットワークの充実・強化」をすることとされ、具体的には、

認知症の人を含む高齢者を見守り、必要な支援が提供できるように民間事業者や地域住民等で構成する団体との連携・支援を行い、地域の見守り等の体制を強化します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【事業】

松江市地域における高齢者を見守りネットワーク事業

【実施内容】

松江市内で事業を実施する民間事業者等で、地域における高齢者を見守りネットワーク事業の目的を理解し、松江市と協定を締結した協力事業者が、日常業務の範囲内において、地域の高齢者（おおむね65歳以上）に対して、「さりげない見守り」を行い、何らかの異常を発見した場合は、地域包括支援センターに連絡する。

事業内容としては、(1)見守りネットワーク構築の推進、(2)地域包括ケアシステムの構築、(3)認知症施策の推進及び啓発ネットワークづくり、(4)認知症高齢者等行方不明者に対する捜査協力、(5)高齢者虐待及び消費者被害の防止、(6)地域における見守りネットワークに関する普及及び啓発、(7)地域における見守りネットワーク関係機関との情報交換及び助言が挙げられる。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市地域における高齢者の見守りネットワーク事業の平成30年度の予算は729千円で計上されており、同年度の決算は623千円であった。

【実施状況】

平成30年度末時点での登録事業者数は、28事業者であった。平成27年度の登録事業者は16事業者であり、その後、平成28年度は0事業者、平成29年度は1事業者、平成30年度は11事業者、令和元年度は6事業者（12月時点）が新たに参加している。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第4 徘徊SOSネットワークの強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、啓発・ネットワークづくりのために「徘徊SOSネットワークの強化」をすることとされ、具体的には、

行方不明となった高齢者の早期発見のため、従来のメール配信方法に加え、SNS等の活用による方法を検討します。また、市民や関係（者）機関への周知を行い、地域での見守り体制を強化します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として、「徘徊SOSネットワークの強化」の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施している事業はない。市社協が、国のモデル事業として、日本生命財団からの補助金により、平成21年にシステム構築して、徘徊SOSネットワーク事業を実施している。

【事業内容】

行方不明者が出た場合、メール受信登録者にその情報を一斉に送信し、メール受信登録者は、何か情報があれば警察に情報提供する。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市が、「徘徊SOSネットワークの強化」の取り組みのために、具体的に予算措置を講じた事業はない。

【実施状況】

平成30年度の利用登録者は105人、メール受信登録者は1085人であり、平成29年度は利用登録者が95人、メール受信登録者が928人、平成28年度は利用登録者が142人、メール受信登録者が709人であった。なお、利用登録者は、2年に1度、現況確認をするため、その際に死亡や施設入所により登録が取り下げられることがある。

認知症サポーター養成講座の修了生にメール受信登録を依頼し、国際アールツハイマーデーで街頭啓発活動などを行い周知している。

平成30年度のメール送信件数は9件あり、うち7人が保護されており、平成29年度のメール送信件数は4件あり、すべて保護されている。

4 監査の結果

【本計画における松江市の主体性（指摘）】

ア 現状

「徘徊SOSネットワークの強化」の取り組みについて、松江市として予算措置を講じている事業はなく、同取り組みについては、徘徊SOSネットワー

ク事業が、市社協の自主財源により実施されている。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。

行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C h e c k, A c t i o n）のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 指摘

本計画が行政計画である以上、松江市が実施主体ではない事業について計画を策定しても、運用、進行管理のサイクルの中での見直し、検討をすることは形式的にはできず、松江市と市社協との関係により、事実上行われているにすぎないことになる。

前記行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、行政が計画の策定主体となり、目指す地域社会像とその実現に向けて行政が実施することを明示すべきであり、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。

第5 徘徊高齢者対策の強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、啓発・ネットワークづくりのために「徘徊高齢者対策の強化」をすることとされ、具体的には、

徘徊等で保護された高齢者の身元不明対策として、見守りツール等の活用や導入を検討します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市として、「徘徊高齢者対策の強化」の取り組みのために、具体的に予算措置を講じて実施している事業はない。市社協が、独自に検証事業として実施している。

【事業内容】

申請者に対して、GPSを貸し出し、対象者が携帯し、行方不明が発生した際に利用する。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市として、「徘徊高齢者対策の強化」の取り組みのために、具体的に予算措置を講じて実施している事業はない。

【実施状況】

令和元年6月から実験的に稼働を始め、10台のGPSのうち、9台が稼働中、1台が申請中である。

4 監査の結果

【本計画における松江市の主体性（指摘）】

ア 現状

「徘徊高齢者対策の強化」の取り組みについて、松江市として予算措置を講じている事業はなく、同取り組みについては、「徘徊等で保護された高齢者の身元不明対策としての見守りツール」の事業が、市社協の自主財源により実施されている。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。

行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C h e c k, A c t i o n）のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 指摘

本計画が行政計画である以上、松江市が実施主体ではない事業について計画を策定しても、運用、進行管理のサイクルの中での見直し、検討をすることは形式的にはできず、松江市と市社協との関係により、事実上行われているにすぎないことになる。

前記行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、行政が計画の策定主体となり、目指す地域社会像とその実現に向けて行政が実施することを明示すべきであり、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。

第8章 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備

松江市では、高齢者の要介護度が高くなっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で自分らしい生活を続けるためには、医師をはじめとする医療と介護にかかわる多職種との連携を強化し、高齢者やその家族が在宅での療養や看取りまで選択できるような在宅医療・介護サービスの提供体制の構築が必要であるとの認識から、医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取り組みを企画・立案した上で、実行を図るとともに検証や改善に取り組むこととされている。

計画では、このような観点から、基本方針2「健康づくりと介護予防の推進・認知症対策」の中の「(7) 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」において、①在宅医療・介護サービスの提供体制の構築のための5つの取り組み、②多職種連携による生活支援のための5つの取り組み、③介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のための5つの取り組み、④地域住民への普及啓発のための2つの取り組みを行うこととしている。なお、③介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保のための5つの取り組みは、基本方針1「高齢者の住まいと介護サービスの充実強化」の中の「(3) 介護人材の育成・確保の取り組みの強化」としても実施されており、本章では取り上げない。

I 在宅医療・介護サービスの提供体制の構築

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」の「在宅医療・介護サービスの提供体制の構築」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「医療・介護関係者間の情報共有ツールのまめネットの

普及に努めており、12月に医療・介護関係者を対象とする研修会を開催した。また、松江市医師会まめネット検討班と連携し、島根県訪問看護ステーション協会松江支部へのアンケートを実施した。」「松江市喀痰吸引等研修事業費補助金は、7事業所（不特定の者対象6，特定の者対象1）から申請希望があったが、実地研修を受講できる医療機関等が見つからず、2事業所6名の申請実績となっている。市内の社会福祉法人と保健所の共催で平成30年11月に基本研修（特定の者対象）を実施し、24名が受講。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「まめネットについて、松江市での導入に向け取り組む。」「喀痰吸引等研修事業費補助金，基本研修（特定の者対象）の継続実施。また，研修機会の拡大に取り組む。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」の「在宅医療・介護サービスの提供体制の構築」の取り組みについての課題と対策として、「まめネットを導入している診療所や介護事業者はまだ少ない。利用者を拡大するため，松江市での導入に向けて取り組む。」「喀痰吸引等研修事業費補助金は，申請希望があったが，実地研修を受講できる医療機関等が見つからず，辞退する事業者が多かった。基本研修，実地研修とも研修機関を増やしていく必要がある。」としている。

第1 多職種連携会議を活用した切れ目ない在宅医療と在宅介護の一体的な提供体制の構築

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築のために「多職種連携会議を活用した切れ目ない在宅医療と在宅介護の一体的な提供体制の構築」することとされ、具体的には、

地域の医療・介護関係者等が参画する多職種連携会議等で明らかになった課題に対する具体的な取り組みの企画・実行を図り、実施状況の検証や取り組みの改善を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

- ①松江市多職種連携会議運営事業
- ②松江市在宅医療・介護連携推進事業のうち、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討業務（松江市在宅医療・介護連携推進事業に関する要綱第3条第2号）
- ③松江市在宅医療・介護連携推進事業のうち、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進業務（松江市在宅医療・介護連携推進事業に関する要綱第3条第3号）

【実施内容】

民間主導で行われている多職種が集まって情報共有する会議が、松江市内の7地区にそれぞれ7会議あり、そのうち課題抽出等の行われる会議について、民間の会議からの申請に応じて、多職種連携会議と位置づけ、委託費を支払っている。

3 実施状況

【予算・決算】

多職種連携会議の平成30年度の予算は298千円で計上されており、同年度の決算は84千円であった。民間の7会議のうち、申請のあった2会議について、多職種連携会議として位置づけ、委託費として合計70,000円を支出している。

【実施状況】

民間の多職種の集まる会議においては、研修会や看取りの体制整備、相談窓口のあり方等が検討され、地域でできる取り組みが協議されている。民間の会議からの申請に応じて、多職種連携会議として位置づけられ、松江市が委託費を支出した会議においては、在宅医療・介護連携の課題を抽出するための協議が行われている。多職種連携会議で協議された松江市全体で取り組むべき課題等については、松江市で対応をしている。

4 監査の結果

本事業について、特段指摘すべき点はなかった。

第2 医療・介護関係者間の情報共有ツールの普及

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築のために「医療・介護関係者間の情報共有ツールの普及」することとされ、具体的には、

医療・介護関係者間での情報共有を促進するため、島根県が推奨する「まめネット」の普及に努めます。情報提供・共有シート等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、在宅医療・介護推進事業の事業費から支出して「まめネット」を普及するための研修会を実施しているが、個別に「まめネット」普及のために予算措置を講じて実施している事業はない。

【実施内容】

患者の情報を総合病院等と共有できるシステムである島根県が推奨する「まめネット」を、松江市においても普及する取り組みを行っているが、補助金等はなく、事業者が自費で導入してもらっている。

医師会や介護事業者、訪問看護事業者を対象として、「まめネット」を普及するための研修会を実施している。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市では、「まめネット」を普及するための研修会の実施のため、在宅医療・介護推進事業から、講師謝金9千円を支出している。

【実施状況】

松江市での「まめネット」普及率は、11.7%であり、病院は11か所中9か所、診療所は224か所中68か所、歯科は84か所中4か所、訪問看護は30か所中5か所、薬局は92か所中13か所、介護事業所は447か所中5か所である。

今後、松江市においては、介護保険の認定調査において、「まめネット」の導入が予定されており、導入された場合には、システムにおいて認定情報を得ることができ、迅速な情報共有を行うことができる。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第3 在宅医療・介護の提供体制の整備

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築のために「在宅医療・介護の提供体制の整備」することとされ、具体的には、

医師会、病院、介護サービス事業所等と連携を図りながら、①退院支援、②日常の療養生活の支援（訪問診療・往診、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導等）、③急変時の対応、④在宅での看取り、について整備を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市在宅医療・介護連携推進事業のうち、医療・介護関係者の情報共有の支援（松江市在宅医療・介護連携推進事業に関する要綱第3条第4号）、在宅医療・介護連携に関する相談支援（同条第5号）

【実施内容】

松江市と松江市在宅医療・介護連携支援センターが、関係者と共にガイドラインを作成し、関係者に周知する。病院とケアマネジャーの認識を共有するための研修を実施する。医療職と介護職との連携が困難な場合は、松江市在宅医療・介護連携支援センターが調整を行う。

3 実施状況

【実施状況】

松江市と松江市在宅医療・介護連携支援センターが、関係者と共に作成したガイドラインが、令和元年11月に完成し、関係者に周知を行っている。また、病院とケアマネジャーの研修を実施し、松江市在宅医療・介護連携支援センターが、医療職と介護職との連携が困難な場合の調整を行っている。

4 監査の結果

本事業について、特段指摘すべき点はなかった。

第4 在宅医療・介護を支えるための居宅サービスの整備

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築のために「在宅医療・介護を支えるための居宅サービスの整備」することとされ、具体的には、

訪問看護，訪問リハビリテーション，定期巡回，随時対応型訪問介護看護などの居宅サービスの整備をめざします。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市では、訪問看護，訪問リハビリテーション，定期巡回，随時対応型訪問介護看護の事業所を指定し、居宅サービスの整備を行っている。

3 実施状況

【実施状況】

訪問看護，訪問リハビリテーション，定期巡回，随時対応型訪問介護看護の事業所数は、介護保険事業計画において、計画数値を定めているものでは

なく、事業者と随時相談しながら、指定をしている。

松江市において、平成30年4月時点で、訪問看護の事業所として指定を受けている事業所は25事業所、訪問リハビリテーションの事業所として指定を受けている事業所は6事業所である。また、定期巡回、随時対応型訪問介護看護の事業所については、第6期計画で公募し、1事業所を指定したが、第7期中に当該事業所が撤退したため、平成30年4月時点で、定期巡回、随時対応型訪問介護看護の事業所として指定を受けている事業所はない。

サービス付き高齢者住宅の増加に伴い、訪問看護、訪問リハビリテーションの事業所は増加しているが、定期巡回、随時対応型訪問介護看護の事業所は、利用者の確保が難しく、減少している。

4 監査の結果

【定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所の整備（意見）】

ア 現状

松江市では、前記のとおり、定期巡回、随時対応型訪問介護看護の事業所を第6期計画において公募し、1事業所を指定したが、第7期計画中に当該事業所が撤退し、定期巡回、随時対応型訪問介護看護の事業所として指定を受けている事業所はない。

事業者が確保できない原因として、松江市では、当該サービスに対するニーズが少なく、利用者の確保が難しいとの認識であり、第8期計画に向けて公募するか否かも含めて検討中とのことである。

イ 規範・基準

国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、松江市においても、本計画を「地域包括ケア計画」

と位置付けて、第6期計画の「地域包括ケアシステム構築にむけた取り組み」をさらに進化・推進させるとしている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、1日複数回の介護と看護が一体的に連携した定期訪問と随時対応サービスを受けられる、医療対応可能な24時間サービスであり、地域包括ケアの要となるサービスである。

このような地域包括ケア計画における定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの位置づけからすると、同サービスを行う事業所の整備の必要性は高い。

ウ 意見

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの計画における位置づけからしても、同サービスを実施する事業者がいない原因を分析した上、事業者が参入するためのインセンティブや松江市における同サービスの在り方、公募の方法等を検討し、同サービスを実施する事業者を確保することが望ましい。

第5 介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援（再掲）

この取り組みは、基本方針1「高齢者の住まいと介護サービスの充実強化」の中の「(3) 介護人材の育成・確保の取り組みの強化」としても実施されており（第5章I第4参照）、ここでは取り上げない。

Ⅱ 多職種連携による生活支援

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」の「多職種連携による生活支援」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「医療・介護の多職種連携会議について、6つの日常生活圏域の中で唯一中央圏域に立ち上がっていなかったが、城西地区で立ち上げを目指すことになった。」「入退院支援での課題を共有し、解決策を検討するため、病病連携推進会議を8月に立ち上げた。30年度3回開催予定。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「各多職種連携会議に対して、地域課題の解決等具体的な取り組みを検討いただくように働き掛ける。」「病病連携推進会議を定期的開催し、入退院支援の課題の把握と解決に取り組む。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」の「多職種連携による生活支援」の取り組みについての課題と対策として、「多職種連携会議は、顔合わせや研修会が主な取り組みだが、地域課題の解決等具体的な取り組みを検討いただくように働きかける必要がある。」「病病連携推進会議では、「診療時間内のカンファレンスは開業医の参加が難しく、退院時協働指導の加算が取れない」「身元保証人がいない患者の医療同意や退院後の介護サービス契約に苦慮している」等の課題が明らかになっている。このような課題の解決を目指す必要がある。」としている。

第1 多職種連携会議の活性化

1 実施事業の位置づけ

計画では、多職種連携による生活支援のために「多職種連携会議の活性化」をすることとされ、具体的には、

多職種連携会議の活用を図り、医療・介護現場で働く従事者間の情報交換や学習を図るとともに、在宅医療・介護連携の対応策について検討を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

具体的事業等については、前記Ⅰ「第1 多職種連携会議を活用した切れ目ない在宅医療と在宅介護の一体的な提供体制の構築」と同様。

3 監査の結果

【多職種連携会議への主体的関与（意見）】

ア 現状

松江市では、民間の多職種の集まる7地区の会議のうち、在宅医療・介護連携の課題抽出を行う会議について、申請に応じて、多職種連携会議として位置づけ、委託費を支出している。

イ 規範・基準

本計画では、「多職種連携会議を活用した切れ目ない在宅医療と在宅介護の一体的な提供体制の構築」（前記Ⅰ第1）の取り組みだけでなく、「多職種連携会議の活性化」の取り組みも挙げられており、多職種連携会議自体を活性化していくことが、計画されている。

なお、松江市では、市が開催する地域包括ケアシステム推進部会において、

課題への対応策の検討を行い、在宅医療・介護連携センターの業務として、医療介護関係者の研修会が開催されているが、多職種連携会議として位置づけられた会議ではなく、本計画において「多職種連携会議の活性化」が位置づけられている点からすると、松江市自体が多職種連携会議を実施することが必要であると考えます。

ウ 意見

多職種連携会議として位置づけた民間の7地区の会議の一部について、委託費を支出して在宅医療・介護連携の課題を抽出するだけでなく、松江市が主体となって、多職種連携会議を実施することが望ましい。

第2 松江市在宅医療・介護連携支援センターの活動促進

1 実施事業の位置づけ

計画では、多職種連携による生活支援のために「松江市在宅医療・介護連携支援センターの活動促進」をすることとされ、具体的には、

①地域の医療・介護資源の把握、②医療・介護関係者の情報共有の支援、③在宅医療・介護連携に関する相談支援、④医療・介護関係者の研修、⑤地域住民への普及啓発を推進します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市在宅医療・介護連携推進事業

【実施内容】

松江市が、市社協に対し、介護保険法施行規則第140条の67に基づき、松江市在宅医療・介護連携推進事業のうち5つの業務を委託し、市社協が介護保険法第115条の45第2項第4号の規定に基づき、在宅医療・介護連携支援センターを設置する。

市社協が設置した在宅医療・介護連携支援センターは、在宅医療・介護連携推進センター運営基本方針に従って、(1)在宅医療・介護に関わる関係者（ケアマネ・介護職・医師・訪問看護師等）が困ったことを相談できる窓口、(2)相談窓口の役割に必要な情報の収集と発信、(3)医療・介護関係者の情報共有の支援、(4)医療・介護関係者を対象とした研修会の開催、(5)市民への普及・啓発の業務を行う。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市在宅医療・介護連携推進事業の平成30年度の予算は、20,726千円で計上されており、同年度の決算は19,216千円であった。在宅医療・介護連携支援センターの設置・運営に関して、松江市から、市社協に対して別途委託費等を支払われておらず、松江市在宅医療・介護連携推進事業の委託費により賄われている。

【実施状況】

市社協は、松江市からの委託に基づき、在宅医療・介護連携支援センター専従の職員3名により、前記運営基本方針に従って、(1)から(5)の業務を実施している。

松江市は、毎月定例会を行い、事業の進捗管理、市が単独で参加した会議や研修会の情報を共有し、予算の執行状況の確認を行っている。

4 監査の結果

本事業について、特段指摘すべき点はなかった。

第3 入退院支援の連携強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、多職種連携による生活支援のために「入退院支援の連携強化」をすることとされ、具体的には、

医療機関と、在宅側の医療・介護関係者が連携し、退院後の生活にスムーズに移行できるよう取り組みます。

- ・入院時の情報提供・共有
- ・病院退院支援担当者とケアマネジャーの連携強化
- ・退院に向けての各種加算の有効活用

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、「入退院支援の連携強化」の取り組みのために、松江市在宅医療・介護連携事業の委託費からガイドブックを作成し、医療機関等に配布しており、研修等も行っているが、個別に「入退院支援の連携強化」の取り組みのために予算措置を講じて実施されている事業はない。

3 実施状況

【実施状況】

松江市では、「入退院支援の連携強化」の取り組みとして、ガイドブックを作成し、医療機関等に配布している。また、平成29年度末には、病院と訪問看護の情報交換のための様式を作成し、医療機関や訪問看護の事業者提供している。

松江市では、医療機関に対して、退院時の加算等について、周知している。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第4 医療依存度の高い在宅介護サービス利用者への支援強化

1 実施事業の位置づけ

計画では、多職種連携による生活支援のために「医療依存度の高い在宅介護サービス利用者への支援強化」をすることとされ、具体的には、

定期巡回・随時対応型訪問看護介護等の導入や情報の共有等、多職種が医療と介護の連携を深めることにより、難病や誤嚥性肺炎等で入退院を繰り返す方、がん等の終末期の方等、医療依存度が高い方への支援を強化します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市では、「医療依存度の高い在宅介護サービス利用者への支援強化」のための取り組みとして、具体的に予算措置が講じられ実施されている事業はない。

3 実施状況

【実施状況】

松江市では、定期巡回・随時対応型訪問看護介護の事業者がなくなり、これらのサービス提供をすることができない状況にある。松江市において、医療依存度が高い方を自宅で介護するというニーズが少ない。在宅医療・介護

連携支援センターでは、松江保健所の難病についての会議に参加している。

松江市では、誤嚥性肺炎による入院が多く、研修会の開催などの周知を医療機関からの要請により行っている。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

第5 リハビリテーションの充実

1 実施事業の位置づけ

計画では、多職種連携による生活支援のために「リハビリテーションの充実」をすることとされ、具体的には、

医療と介護の連携により、急性期・回復期から生活（維持）期に向けて連続したリハビリテーションの実施を推進します。また、介護サービスにおけるリハビリテーションの役割を明確化し、個々のニーズに応じた生活を送ることができるよう、介護保険サービス事業所における残存機能を活かしたリハビリテーションの充実強化に努めます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市において、「リハビリテーションの充実」の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施されている事業はないが、研修会等でケアマネジャーに在宅でのリハビリテーションの重要性の説明を行い、リハビリテーション専門職派遣事業の周知を行っている。また、デイサービス等で

の運動やレクリエーションの効果的な実施及び嚙下機能の維持・向上を目的に、通所事業所等に対し、リハビリテーション専門職派遣事業の活用周知を行っている。

3 実施状況

【実施状況】

松江市では、前記のとおり、ケアマネジャーや事業所に対して、リハビリテーション専門職派遣事業の周知を行い、リハビリテーションの重要性についての説明を行っている。

また、訪問リハビリテーション実施事業所は増加しており、リハビリテーション専門職を配置している訪問看護実施事業所も増えている。訪問リハビリテーション実施事業所は、平成28年度は9事業所であったが、平成30年度は11事業所となっており、訪問看護実施事業所において、リハビリテーション専門職を配置している事業所は、30事業所中23事業所である。

4 監査の結果

本取り組みについて、特段指摘すべき点はなかった。

Ⅲ 介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保（再掲）

この取り組みは、前記のとおり、基本方針1「高齢者の住まいと介護サービスの充実強化」の中の「(3) 介護人材の育成・確保の取り組みの強化」としても実施されており（第5章I参照）、本章では取り上げない。

Ⅳ 地域住民への普及啓発

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」の「地域住民への普及啓発」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「在宅医療・介護への理解を深め、自宅での看取りを考えるため、公民館区ごとに市民講座を開催し、市民への啓発を図る。忌部, 城西, 城北, 古志原, 古江, 島根で開催。」『私と家族の松江市在宅医療安心ガイド』を作成し、市民窓口、市民講座で配布。『終活支援ノート』を作成し、市窓口、公民館で配布。」としている。進捗状況の評価としては、「A:順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「市民講座を10地域で開催する。」「引き続き『私と家族の松江市在宅医療安心ガイド』『終活支援ノート』を活用し、在宅医療・介護、自宅での看取りについて啓発する。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備」の「地域住民への普及啓発」の取り組みについての課題と対策として、「在宅医療・

介護、自宅での看取りについて、より多くの市民に啓発するため、研修会の実施や広報を継続して実施する必要がある。」としている。

第1 地域住民に対する研修会の開催

1 実施事業の位置づけ

計画では、地域住民への普及啓発のために「地域住民に対する研修会の開催」をすることとされ、具体的には、

医療・介護関係者と連携を図りながら、在宅医療や介護、地域包括ケアシステム、自宅での看取りなどについて地域住民への啓発と周知を行い、地域住民を巻き込んだ取り組みを進めます。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【事業】

松江市在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域住民への普及啓発業務（松江市在宅医療・介護連携推進事業に関する要綱第3条第7号）

【実施内容】

松江市では、松江市在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域住民への普及啓発業務を含む5つの業務を、市社協に委託して行っている。

3 実施状況

【実施状況】

市社協では、在宅医療・介護連携支援センターの専従職員が地域住民への普及啓発活動として、平成30年1月頃から研修を回っている。寸劇等で、

アドバンスケアプランニング、在宅医療・介護の進め方などの活動を行い、生活支援ガイド及び安心ガイドを作成し、配布している。

松江市は、市社協と毎月定例会を行い、事業の進捗管理、予算の執行状況の確認を行うとともに、研修・会議に参加し、終活支援ハンドブックの周知などを行っている。

4 監査の結果

本事業について、特段指摘すべき点はなかった。

第2 在宅医療介護ガイドブック、終活支援ハンドブックの活用

1 実施事業の位置づけ

計画では、地域住民への普及啓発のために「在宅医療介護ガイドブック、終活支援ハンドブックの活用」をすることとされ、具体的には、

在宅医療と介護、自宅等での看取りについて地域住民へ周知を図るため、広報媒体を活用します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【事業】

松江市在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域住民への普及啓発業務（松江市在宅医療・介護連携推進事業に関する要綱第3条第7号）

【実施内容】

松江市では、「在宅医療介護ガイドブック、終活支援ハンドブックの活用」の取り組みのため、在宅医療ガイドブックを作成し、民間業者により終活支

援ハンドブックが作成されている。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市では、「在宅医療介護ガイドブック，終活支援ハンドブックの活用」の取り組みのため，平成29年度に在宅医療介護ガイドブックを作成したが，平成30年度は新たに作成していない。また，終活支援ハンドブックは，民間業者が作成するため，予算措置は不要である。

【実施状況】

在宅医療介護ガイドブックは，平成29年度に作成し，平成30年度から周知・活用を開始している。同ガイドブックは，医療機関・ケアマネ向けに作成されており，1000部冊子を作成し，医療機関等に配布した。

終活支援ハンドブックは，民間業者が広告費用を集めて作成しており，平成29年度に9000部，平成30年度に6000部を作成した。

4 監査の結果

本事業について，特段指摘すべき点はなかった。

第9章 総合相談・支援体制の充実強化

昨今の人口減少や家族・地域社会の変容により、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとに構築された既存の縦割りシステムに限界が生じている。そうした状況を踏まえ、これからは地域住民がそれぞれ役割を持ち、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

国では、地域で起きているさまざまな問題を「我が事」としてとらえ、分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想から、「我が事丸ごと地域共生社会実現本部」が立ち上げられた。松江市においても、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念に基づき、包括的な相談支援体制の整備に取り組むこととされている。

本計画では、このような観点から、基本方針4「様々な生活支援サービスの充実強化」の中の「総合相談・支援体制の充実強化」において、①我が事・丸ごとの相談支援体制の整備のための2つの取り組み、②地域包括支援センター機能の充実強化のための4つの取り組み、③地域ケア会議の充実のための3つの取り組みを、それぞれ行うこととしている。

I 我が事・丸ごとの相談支援体制の整備

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「総合相談・支援体制の充実強化」の「我が事・丸ごとの相談支援体制の整備」の取り組みについての平成30年度の実施状況について、松江市社会福祉協議会が本所や支所、地域包括支援センターなど市内15カ所に「ふくしなんでも相談所」を開設し、市民の身近な相談を受け総合的にサポー

トしている、と評価している。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「29公民館区に『ふくしなんでも相談所』の設置を目指す」「平成31年度は市内5カ所に『ふくしなんでも相談所サテライト』の設置を目指す」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「総合相談・支援体制の充実強化」の「我が事・丸ごとの相談支援体制の整備」の取り組みについての課題と対策として、「平成32年度末までに住民のより身近なエリア（29公民館区）での相談支援体制の構築をめざし、市社協と連携しながら市内社会福祉法人等へ『ふくしなんでも相談所サテライト』設置の要請を行う」としている。

第1 なんでも相談所の機能強化

1 実施事業の位置づけ

本計画では、「我が事・丸ごと」の相談体制として、「なんでも相談所の機能強化」を図ることとされ、具体的には、

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの総合的な福祉相談窓口を、社会福祉協議会本所・支所、地域包括支援センター等に開設します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（補助金事業）

【補助事業者】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築の一環として、「ふくしなんでも相談所」の窓口を市内15か所に設置し（市社協本所・支所・事業所及び各地域包括支援センター）、併せて電話相談も受け付けている。市社協職員であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となって、高齢者福祉，障がい者福祉，子育て支援，生活困窮等の分野横断的な総合相談支援を展開している。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は44,000千円であり，同年度決算歳出は40,460千円であった。

なお，本事業に係る補助金は，4分の3に相当する額につき国庫補助金が充てられている。また，本年度は，最終的な本事業費支出が補助金等交付決定額を下回ったため，令和元年5月17日付けで，市社協から3,539,708円が返納されている。

【実施状況】

平成30年度は「ふくしなんでも相談所」の窓口を1件増設して市内15か所に設置し，相談体制を拡充した。また，年間の電話相談件数は128件（1次相談）であり，全体の相談件数の72.3%を占めている。

4 監査の結果

本事業については，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 コミュニティソーシャルワーカーの活動推進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、「コミュニティソーシャルワーカーの活動推進」を図るものとされ、具体的には、

生活支援コーディネーターは地域における生活支援体制の整備を図るだけでなく、地域の福祉力を高める新たなサービスの企画・開発、住民ニーズの調査、地区社協活動支援など多機能な役割を果たします。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（補助金事業）

【補助事業者】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

上記第1（「なんでも相談所の機能強化」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第1（「なんでも相談所の機能強化」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

上記第1（「なんでも相談所の機能強化」）4項に記載したとおりである。

Ⅱ 地域包括支援センター機能の充実強化

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「総合相談・支援体制の充実」の「地域包括支援センターの機能の充実強化」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「国が全国統一で用いる地域包括支援センター事業評価指標を策定し、市は評価と必要な措置を講じることになった」とした上で、『センター職員を対象とした研修計画の策定』『相談事例の終結条件の確認』『成年後見制度の市長申立てに関する判断基準の確認』等が未達成であった」としている。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「未達成の評価指標について達成し、100%を目指す」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「総合相談・支援体制の充実」の「地域包括支援センターの機能の充実強化」の取り組みについての課題と対策として、「評価指標達成率、全国平均66.2%に対し、本市は87.5%であった。全国に比べ高い率であるが、100%をめざす必要がある」としている。

第1 地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化

1 実施事業の位置づけ

本計画では、より一層の「地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化」を図るものとされ、具体的には、

地域包括支援センターで多岐にわたる相談に対し必要な情報を提供する
など、相談機能の充実に努めます。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

包括的支援事業（委託事業）

【業務委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

地域包括支援センターは、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、松江市内の6つの日常生活圏域（松東、中央、松北、湖南、松南第1、松南第2）ごとに設置されているもので（松東と湖南には1か所ずつサテライトを設置）、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務、地域ケア会議の開催や地域包括ケアシステム構築に向けた取組等を行うものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は245,663千円、同年度決算歳出は239,281千円であった。

なお、市社協との間では、平成30年4月1日付けで本事業に係る業務委託の対価を246,395,000円（うち245,663,000円が本

事業分、うち732,000円が地域ケア会議分)とする業務委託契約を締結しているが、平成31年3月31日付けで上記対価を239,721,173円(うち239,721,173円が本事業分、うち440,400円が地域ケア会議分)に減額する変更契約を締結している。

【実施状況】

平成30年度における地域包括支援センターの人員体制は、正職員28名、嘱託相談員5名(社会福祉士)、臨時職員1名である。また、事業内容は、訪問・来所・電話による相談対応(新規相談1855件、継続相談962件)や個別支援(延べ1万5498回)、地域のネットワーク構築に向けた会議の主催(計383回)又は他機関主催の会議への参加(計914回)、関係機関や医療機関との連携・支援など極めて多岐にわたる。

4 監査の結果

(1) 【委託費の算定における人件費の算定方法の検討(意見)】

ア 現状

本事業に係る業務委託契約においては、本業務に携わる市社協の正職員、嘱託職員及び臨時職員の人件費が、当該職員らの具体的な給与額で委託費に計上されている。

また、本事業については、年度当初に委託費を246,395千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を239,721千円に減額する変更契約を締結している。上記変更(委託費の減額)の主たる要因は、本事業を担当する市社協職員(正職員)が産休に入ったことにより人件費相当額が減少したことや、各種経費の支出額が一定程度に抑えられたことにある。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

委託費の中に当該業務に携わる人員の人件費相当額を含める場合、本事業のように、当該業務を担当する職員の具体的な給与額をもって算定する方法を採ることも考えられるが、その一方で、実際の担当職員の具体的な給与額を離れ、当該業務を担当するに十分な能力を有する職員を措置した上で、そのような職員の給与額を一人工と評価するなどして、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で人件費を算定する方法も考えられる。

前者の方法によると、いかなる役職又は地位の職員が当該業務を担当するかによって、委託費に占める人件費相当額が変動することになる上、市社協職員の給与額の相当性（妥当性）を担保するものもない。

この点、本事業については、正職員の産休という偶然の事情により、結果的に人件費相当額が減少することになったため、一見すると松江市には何らの不利益も生じなかったようにも思われる。しかし、このような理解は必ずしも適切とはいえない。なぜなら、人事異動やベースアップなど委託先側の事情によって事業費（委託費）が変動することになれば、当該事業の正確な事業規模や事業価値を見誤るおそれが生じるほか、年度間の業績比較による事業継続判断も困難となり得るからである。

これに対し、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で人件費を算定する方法によれば、上記の弊害を回避することができ、年度間比較にも耐えうる安定した人件費相当額の算出が可能となるはずである。

標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。

(2) 【委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否（意見）】

ア 現状

本事業については、年度当初に委託費を246,395千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を239,721千円に減

額する変更契約を締結している。上記変更（委託費の減額）の主たる要因は、本事業を担当する市社協職員（正職員）が産休に入ったことにより人件費相当額が減少したことや、各種経費の支出額が一定程度に抑えられたことにある。

なお、松江市と市社協との間の業務委託契約は、年度末に対価（委託費）を増額又は減額、精算等するものが大半のようであり、上記のような変更契約の締結は本事業に限った処理ではない。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

本事業については、事後的な変更契約の締結により、結果的に決算歳出額が当初予算歳出額より大幅に減少（▲6,382千円）したので、その限りにおいては、少なくとも松江市に不利益は生じなかったともいえそうである（契約相手方である市社協の利害得失はひとまず措く。）。しかし、既に述べたとおり、このような理解は必ずしも適切とはいえない。

そもそも業務委託契約とは、委託した業務（事務）に対して対価を支払う契約である。この場合の対価（委託費）の額は、委託事務の内容や量に応じて決せられるのが一般的であり、たとえ実際に委託事務の遂行に要した経費の額が契約当時に予定していた額を超過又は不足した場合でも、契約当時に予測不可能な事情が生じた場合等の例外的場合でない限り、委託費の額を事後的に増加又は減少させることはないのが通常である（現に松江市では、市社協以外を相手方とする業務委託契約において事後的な委託費の増減額が一般化している事例はほとんどないようである。）。

そうである以上、市社協が実際に支出した人件費その他の経費の多寡によって年度末に改めて変更契約を締結し、委託費の額を増減する現在の運

用は、一般的な業務委託契約のあり方を踏まえたとき、特異な処理として違和感が残る。現在の運用では、結果的に本件事業に係る事業費の一切を松江市が負担していることになり、本事業の実施を松江市直営ではなく市社協に委託している意義が失われかねない。そればかりでなく、事後的な精算が予定されているために、当初予算額がほとんど意味をなさなくなる。そうすると、予算決定時（予定価格決定時）における委託費の算定や審査がおろそかになる危険性があり、適切な業務内容の設定とそれに見合った適切な対価（委託費）の額の見極めが不十分となるおそれが否定できない（たとえば本事業においては、最終的に6,674千円もの委託費の減額がなされている。）。要するに、現在の運用は、（本事業のように）単年度において委託費の一部返還が受けられたから松江市に不利益はない、と単純に割り切ることでできない複雑な問題を孕んでいるのである。

市社協との間で業務委託契約を締結するにあたっては、年度末に委託費の額を増減（精算）する現在の運用の問題点を踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討するのが望ましい。そして、再検討の結果、合理的理由が見当たらない場合には、市社協以外を契約相手方とする他の業務委託契約と同様に、予算段階で緻密な対価（委託費）設定を行うとともに、当然のように年度末における対価（委託費）の増減額を行うことは避け、事後的な対価（委託費）の増減は例外的な処理として位置づける方向性で検討することが望ましい。

第2 地域包括支援センターの評価・点検の取り組み強化

1 実施事業の位置づけ

本計画では、新たに「地域包括支援センターの評価・点検の取り組み強化」を図るものとされ、具体的には、

国が全国統一で策定を予定している評価指標により、地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を把握し、地域包括支援センター運営協議会等で評価・点検を行い、運営方針の改善等を行います。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

地域包括支援センター運営協議会

【事業内容】

松江市社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会に「地域包括支援センター運営協議会」としての機能を位置づけており、原則として年3回開催される上記専門分科会のうち1回を、地域包括支援センターの評価・点検に充てている。

3 実施状況

【予算・決算】

本協議会の平成30年度予算歳出は458千円であり、同年度決算歳出は402千円であった。

【実施状況】

平成30年7月31日・平成31年3月19日開催の専門分科会におい

て、評価・点検を実施した。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報の公表

1 実施事業の位置づけ

本計画では、新たに「地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報の公表」を行うものとされ、具体的には、

住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、情報公表に取り組みます。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

地域包括支援センター運営協議会

【事業内容】

上記第2（「地域包括支援センターの評価・点検の取り組み強化」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第2（「地域包括支援センターの評価・点検の取り組み強化」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

上記第2（「地域包括支援センターの評価・点検の取り組み強化」）4項に

記載したとおりである。

第4 ケアマネジメント支援

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域包括支援センターにより「ケアマネジメント支援」を行うものとされ、具体的には、

地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会を計画的に開催します。また、介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換を図ります。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課，健康政策課

【実施事業】

- (1) ケアマネジャー等研修会の開催
- (2) 医師やケアマネジャー等多職種のコラボ研修会の開催

【事業内容】

第5章I第1及び第2に記載したとおりである。

3 実施状況

第5章I第1及び第2に記載したとおりである。

4 監査の結果

第5章I第1及び第2に記載したとおりである。

Ⅲ 地域ケア会議の充実

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「総合相談・支援体制の充実強化」の「地域ケア会議の充実」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「地域包括支援センター主催の自立支援型個別地域ケア会議は10回開催。今年度から会議の6か月後に評価を実施」「新規ケース24件、評価ケース12を検討予定（3月末時点）」としている。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「自立支援型個別地域ケア会議は22回開催予定。新規ケース36、評価ケース30を検討予定」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「総合相談・支援体制の充実強化」の「地域ケア会議の充実」の取り組みについての課題と対策として、「サービス利用者の自立支援、状態像に即したケアプラン作成を促進する必要がある。本会議を通じて、医療・介護専門職のアドバイザーが助言することで、介護支援専門員の資質の向上を目指す」としている。

第1 地域ケア会議の推進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域共生社会の実現に向けて「地域ケア会議の推進」を図るものとされ、具体的には、

適切なサービスを提供し、個人の状態の改善につながるようなケアプランの作成のため、個別プランを検討する会議の充実を図り、市内ケアマネジャーのスキルアップを図ります。また、多職種と連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じます。その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

地域ケア会議推進事業（委託事業）

【外部委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

地域ケア会議には、大別して、①介護予防ケアマネジメントの質の向上を目的として各地域包括支援センター単位で行われる「包括合同個別地域ケア会議」、②複合的な課題を抱えた世帯等の個別の困難事例を対象として当該事例への具体的な支援のあり方等を検討する「個別地域ケア会議」、③主として公民館区や自治会単位で高齢者の見守りや移動支援等の地域の課題を検討する「地区地域ケア会議」がある。本事業は、これらの各地域ケア会議の呼び掛け、実施及び運営等を行うものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は866千円であり、同年度決算歳出は

560千円であった。

なお、市社協との間では、平成30年4月1日付けで本事業を含む業務委託の対価を246,395,000円（うち245,663,000円が包括的支援事業分、うち732,000円が本事業分）とする業務委託契約を締結しているが、平成31年3月31日付けで上記対価を239,721,173円（うち239,721,173円が包括的支援事業分、うち440,400円が本事業分）に減額する変更契約を締結している。

【実施状況】

本年度においては、①「包括合同個別地域ケア会議」を10回開催し、うち8回で各地域包括支援センターが提出した24事例の検討を行い、うち2回で検討した事例の事後評価を行った。また、②「個別地域ケア会議」をのべ88回開催して67ケースの検討を行い、③「地区地域ケア会議」を合計27回開催した。

4 監査の結果

本事業については、本章Ⅱ第1（「地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化」）4項に記載したもののほか、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 地域課題の把握・共有

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域共生社会の実現に向けて「地域課題の把握・共有」を行うものとされ、具体的には、

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を関係者間で共有し、地域課題の解決につなげます。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

地域ケア会議推進事業

【事業内容】

上記第1（「地域ケア会議の推進」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第1（「地域ケア会議の推進」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

本事業については、本章Ⅱ第1（「地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化」）4項に記載したもののほか、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 地域ケア推進会議の推進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域ケア会議において浮上した課題に対応するため、「地域ケア推進会議の推進」を図るものとされ、具体的には、

個別地域ケア会議を開催することによって明らかとなった課題について検討し、政策の立案につなげます。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

地域ケア推進会議

【事業内容】

松江市社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会に、地域ケア推進会議としての機能を位置づけており、原則として年3回開催される上記専門分科会のうち1回を、地域ケア会議の推進に関する課題の検討に充てている。ここでは松江市全域を対象として、個別地域ケア会議の報告と、地域課題についての検討を行う。

3 実施状況

平成30年10月19日開催の専門分科会において、松江市全域を対象として個別地域ケア会議の報告と地域課題の検討を行った。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第10章 地域における支え合う体制づくり

独居の高齢者の中には、公的な制度の利用だけではカバーできない日常生活上の支援を必要とする人が増えている。松江市では、このような高齢者に対しては、身近な住民の力を借りて見守りや生活支援を行うことが大切であるとの認識のもと、地域の住民が、一人暮らしの高齢者等への見守り、家事支援、移動支援などの課題にできることから取り組んでいけるよう、地域での仕組みづくりや働き掛けを行っていくこととしている。

本計画では、このような観点から、基本方針4「様々な生活支援サービスの充実強化」の中の「地域における支えあう体制づくり」において、①地域住民による支え合い体制づくりのための3つの取り組み、②地域における見守り・相談体制の充実のための取り組み、③要配慮者支援体制の強化のための取り組みを、それぞれ行うこととしている。

I 地域住民による支え合い体制づくり

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「地域における支え合う体制づくり」の「地域住民による支え合い体制づくり」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「29公民館区（東出雲は町単位）ごとに、協議体（地域で高齢者の困りごとを支えあう組織）をH31年3月末までに設置予定。19地区立ち上げ済（12月時点）」と評価している。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「各地域で、高齢者の困りごと解決に向けた具体的な取り組みを企画・実行していただくよう、生活支援コー

ディネーターを中心に支援していく」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「地域における支え合う体制づくり」の「地域住民による支え合い体制づくり」の取り組みについての課題と対策として、「組織が立ち上げられた後は、高齢者の困りごと解決に向けた具体的な取り組みを企画・実行していただくことが必要」としている。

第1 協議体の立ち上げ，活性化

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域での見守り等の仕組みづくりのために「協議体の立ち上げ，活性化」を行うものとされ、具体的には、

地域の困りごとを地域で解決するための協議の場（第二層協議体）を各公民館区で設置し、地域の支え合い体制づくりを推進します。また、市全体の共通の課題は、第一層協議体において検討し、課題の解決を図ります。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

生活支援体制整備事業（委託事業）

【業務委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

高齢者の生活を地域で支援する体制づくりを目的とする協議体（全市民的な課題を協議する「第一層協議体（松江市地域支え合い協議体）」と公民館区単位で各地域における具体的な支援体制のあり方を協議する「第二層協議体」）を組織し、生活支援コーディネーターが関係各機関の調整役となつて、地域における支え合い体制の情報共有や連携強化を図る。また、地域支援に関する担い手養成の一環として、くらし安心サポートセミナーを実施している。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は29,259千円であり、同年度決算歳出は29,415千円であった。

なお、市社協との間では、平成30年4月1日付けで本事業に係る業務委託の対価を29,077,000円とする業務委託契約を締結しているが、平成31年3月31日付けで上記対価を29,292,953円に増額する変更契約を締結している。

【実施状況】

平成30年度は、第一層協議体の会議を2回開催した。また、第二層協議体の立ち上げ支援を継続して行い、年度当初は10団体にとどまっていたものが、年度末にはすべての公民館区での設置を完了した（合計29団体）。調整役としての生活支援コーディネーターは、第一層担当として1名、第二層担当として地域包括支援センターごとに1名（合計6名）が配置され、協議体の実施・運営支援やネットワークの構築などを行っている。さらに、くらし安心サポートセミナーを2回開催し（合計28名参加）、本年度末時点において84名がくらし安心サポーターに登録されている。

4 監査の結果

(1) 【委託費の算定における人件費の算定方法の検討（意見）】

ア 現状

本事業に係る業務委託契約においては、本業務に携わる市社協の正規職員7名分の人件費が、当該職員らの具体的な給与額で委託費に計上されている。

また、本事業については、年度当初に委託費を29,077千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を29,293千円に増額する変更契約を締結している。上記変更（委託費の増額）の主たる要因は、本事業を担当する市社協職員の人件費増によるものであり、全体としての増加額は他の費目との差し引き計算の結果、215,953円にとどまったものの、実際の人件費増額は1,446,599円に及んでいる。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

委託費の中に当該業務に携わる人員の人件費相当額を含める場合、本事業のように、当該業務を担当する職員の具体的な給与額をもって算定する方法を採ることも考えられるが、その一方で、実際の担当職員の具体的な給与額を離れ、当該業務を担当するに十分な能力を有する職員を措定した上で、そのような職員の給与額を一人工と評価するなどして、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で人件費を算定する方法も考えられる。

前者の方法によると、いかなる役職又は地位の職員が当該業務を担当するかによって、委託費に占める人件費相当額が変動することになる上、市社協職員の給与額の相当性（妥当性）を担保するものもない。人事異動やベースアップなど委託先側の事情によって事業費（委託費）が変動することになれば、当該事業の正確な事業規模や事業価値を見誤るおそれが生じるほか、年度間の業績比較による事業継続判断も困難となり得る。

他方で、後者の方法によれば、上記の弊害を回避することができ、年度間比較にも耐えうる安定した人件費相当額の算出が可能となるはずである。

標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、後者の方法を採用することの可否も含めて、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。

(2)【委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否（意見）】

ア 現状

本事業については、年度当初に委託費を29,077千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を29,293千円に増額する変更契約を締結している。上記変更（委託費の増額）の主たる要因は、本事業を担当する市社協職員の人件費増によるものであり、全体としての増額額は他の費目との差し引き計算の結果、220,453円にとどまったものの、実際の人件費増額は1,446,599円に及んでいる。

なお、松江市と市社協との間の業務委託契約は、年度末に対価（委託費）を増額又は減額、精算等するものが大半のようであり、上記のような変更契約の締結は本事業に限った処理ではない。但し、当初の業務委託契約書には、契約期間終了日に委託料を精算し、余剰が生じたときは松江市に返還するとの規定は設けられているものの、不足が生じた場合に松江市が追加で委託料を支払う旨の規定はない。また、変更契約は、あくまで松江市と市社協との事後的な個別合意に基づいて締結されたという形式が採られている。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

そもそも業務委託契約とは、委託した業務（事務）に対して対価を支払う契約である。この場合の対価（委託費）の額は、委託事務の内容や量に応じ

て決せられるのが一般的であり、たとえ実際に委託事務の遂行に要した経費の額が契約当時に予定していた額を超過又は不足した場合でも、契約当時に予測不可能な事情が生じた場合等の例外的場合でない限り、委託費の額を事後的に増加又は減少させることはないのが通常である（現に松江市では、市社協以外を相手方とする業務委託契約において事後的な委託費の増減額が一般化している事例はほとんどないようである。）。

そうである以上、市社協が実際に支出した経費の多寡によって年度末に改めて変更契約を締結し、委託費の額を増減する現在の運用は、一般的な業務委託契約のあり方を踏まえたとき、特異な処理として違和感が残る。現在の運用では、結果的に本件事業に係る事業費の一切を松江市が負担していることになり、本事業の実施を松江市直営ではなく市社協に委託している意義が失われかねない。そればかりでなく、事後的な増減額を事実上予定しているために、当初の業務委託契約で定められた委託費の額がそのまま維持されることはなく、当初予算額がほとんど意味をなさなくなっている。そうすると、予算決定時（予定価格決定時）における委託費の算定や審査がおろそかになる危険性があり、適切な業務内容の設定とそれに見合った適切な対価（委託費）の額の見極めが不十分となるおそれが否定できない。

特に、ヒアリングによると、本事業に係る人件費増額は、当初予算決定後に市社協内で生じた人事異動やベースアップに起因するとのことである。当初の契約内容を、もっぱら受託者（市社協）側の人事の都合により事後的に変更することは、行政契約のあり方として適切とは思われない。

市社協との間で業務委託契約を締結するにあたっては、年度末に委託費の額を増減（精算）する現在の運用の問題点を踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討するのが望ましい。そして、再検討の結果、合理的理由が見当たらない場合には、市社協以外を契約相手方とする他の業務委託契約と同様に、予算段階で緻密な対価（委託費）設定を

行うとともに、当然のように年度末における対価（委託費）の増減額を行うことは避け、事後的な対価（委託費）の増減は例外的な処理として位置づける方向性で検討することが望ましい。

第2 生活支援コーディネーターの活動推進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域における支え合いの活動を支援するため、「生活支援コーディネーターの活動推進」を図るものとされ、具体的には、

日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーターからの地域への働きかけを積極的に行い、困りごとの解決と地域住民による多様なサービスの提供体制を構築します。また、生活支援コーディネーターは、住民主体の地域づくりの調整役として、地域住民のニーズを地域住民で解決する体制の構築を図ります。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

生活支援体制整備事業（委託事業）

【業務委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

上記第1（「協議体の立ち上げ、活性化」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第1（「協議体の立ち上げ，活性化」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

上記第1（「協議体の立ち上げ，活性化」）4項に記載したとおりである。

第3 暮らし安心サポーターの養成

1 実施事業の位置づけ

本計画では，地域における支え合いの実現に向けて「暮らし安心サポーターの養成」を行うものとされ，具体的には，

暮らし安心サポートセミナーを定期的を開催し，地域住民の方に地域の支え合い活動の実践に必要な知識を習得してもらうことで，地域の支え合い活動の促進を図ります。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

生活支援体制整備事業（委託事業）

【業務委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

上記第1（「協議体の立ち上げ，活性化」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第1（「協議体の立ち上げ，活性化」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

上記第1（「協議体の立ち上げ，活性化」）4項に記載したとおりである。

II 地域における見守り・相談体制の充実（再掲）

この取り組みは、前記のとおり、基本方針2「健康づくりと介護予防の推進・認知症対策」の中の「(6) 認知症対策の強化」としても実施されており（第7章Ⅲ第3参照）、本章では取り上げない。

III 要配慮者支援体制の強化

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「地域における支えあう体制づくり」の「要配慮者支援体制の強化」の取り組みについての平成30年度の実施状況について、平成31年3月末時点の世帯カバー率は36.7%（計画33.3%）、累計組織設置数は178組織、平成30年度の新規組織設置数は21組織（3月末時点）、説明会（出前講座）回数24回（3月末時点）、平成30年7月に共創・協働マーケットにおいてワークショップ開催（参加者60名）、平成30年11月に町内会・自治会連合会、地区社会福祉協議会、公民館の3団体合同研修会においてワークショップ開催（参加者90名）、などと評価している。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、平成31年度末の世帯カバー率の計画は44.0%、平成31年度の新規組織設置計画数は52組織、自治会や自主防災組織など、地域にある住民組織の歴史的経過や役割も踏まえて、目的や役割を丁寧に説明する必要があるため、市民部、防災安全部、福祉部の3部共同で住民説明を行うなど、住民の理解を得ながら、地域における実効性のある共助・支え合いの体制づくりを進める、などとしている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「地域における支えあう体制づくり」の「要配慮者支援体制の強化」の取り組みについての課題と対策として、「自主防災組織等と役割が重複する部分もあり、町内会・自治会役員等にとって要配慮者支援組織の役割がわかりづらくなっているため、より丁寧な説明を行い、住民理解を得ながら地域における共助・支え合いの体制づくりを進めていく」ものとしている。

第1 要配慮者支援組織の立ち上げや地域での見守り助け合い事業の推進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、地域における要配慮者の支援体制の構築に向けて、「要配慮者支援組織の立ち上げや地域での見守り助け合い事業の推進」を行うものとされ、具体的には、

要配慮者が災害時のみならず、平素から地域で安心・安全に暮らせるために、地域で見守りや生活支援などを行う仕組みとして、地域の実情に応じた「要配慮者支援会議」の設置を推進します。

としている。

2 具体的事業の概要

①対象事業1—松江市要配慮者支援推進事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

松江市要配慮者支援推進事業（補助金事業）

【補助事業者】

地区要配慮者支援会議

【事業内容】

独居高齢者、障がい者等の要配慮者に対する平常時及び災害時の支援を目的として各地域に設置された「地区要配慮者支援会議」に対し、会議体の立上げに関する経費や会議体の運営費の一部を補助するものである。なお、前者の補助金（会議体の立上げ経費に係る補助金）を「松江市要配慮者支援組織設置推進事業補助金」、後者の補助金（会議体の運営費に係る補助金）を「松江市要配慮者支援推進事業補助金」という。

②対象事業 2—避難行動要支援者支援事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

避難行動要支援者支援事業

【事業内容】

高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害発生時等に特に支援を要する避難行動要支援者について、事前に名簿を作成して関係機関で情報を共有するとともに、個人ごとに災害時の避難支援に係る個別計画を策定し、避難行動要支援者に対する災害発生時及び災害発生に備えた支援体制を整備するものである。

3 実施状況

①対象事業 1—松江市要配慮者支援推進事業

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は11,250千円であり、同年度決算歳出は10,970千円であった。

【実施状況】

本事業については令和5年度までに世帯カバー率70%が目標値として

掲げられているところ、平成30年度の累計設置組織数は178組織（新規設置組織数21組織）であり、世帯カバー率は36.7%に至っている。また、松江市要配慮者支援推進事業補助金申請組織数は170組織であり、合計8,870千円であった。

②対象事業2—避難行動要支援者支援事業

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は1,249千円であり、同年度決算歳出は1,215千円であった。

【実施状況】

本事業は平成29年度に開始されたものである。平成29年度には名簿の作成及び名簿登載に関する本人からの同意確認等が行われたが、平成30年度は関係機関が保有する名簿の取扱いに関する検討を行っていたため、新たな名簿の作成や本人からの同意確認等の作業は実施していない。

4 監査の結果

①対象事業1—松江市要配慮者支援推進事業

(1)【目標値を達成した場合の事業規模の試算（意見）】

ア 現状

本事業に係る歳出は、世帯カバー率の上昇に比例して増加することになるが、ヒアリングによると、目標値（世帯カバー率70%）を達成した場合の歳出額は試算されていない。

イ 規範・基準

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。

ウ 意見

最終的に目標値を達成した場合の事業規模を予測し、これを踏まえた効

果的な事業運営を実現するために、目標達成時の歳出見込額を予め試算しておくことが望ましい。

(2)【会議体の活動を推進するための方策の検討（意見）】

ア 現状

世帯カバー率は会議体が実質的な活動を継続して初めて意味を持つ数字であるところ（会議体の活動が停滞すれば、対象世帯が実質的にカバーされているとはいえない。）、立ち上がった会議体について、その後の活動を後押し（推進）するための特段の方策は現時点では採られていない。

イ 規範・基準

事業を実施する以上、その事業は実効的なものであるべきである。

ウ 意見

立ち上がった会議体を実効的に活動しうる組織とするため、会議体の活動推進の方策を検討することが望ましい。

②対象事業2——避難行動要支援者支援事業

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第11章 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実

松江市では、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して在宅生活を行うためには介護サービス以外に、安否確認や外出支援などの様々な支援が必要であり、また、平常時に見守りや緊急時の連絡・支援体制の整備、配食サービスなど本人への支援に加え、在宅で高齢者を介護する家族に対する支援も必要であることから、これらの支援に取り組むこととされている。

計画では、このような観点から、基本方針4「様々な生活支援サービスの充実強化」の中の「(10) 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実」において、①在宅サービスの充実のための8つの取り組み、②家族等介護者に対する支援のための3つの取り組みを行うこととしている。

I 在宅サービスの充実

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実」の「在宅サービスの充実」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「緊急通報装置設置費助成事業の実施は延べ9件（12月末時点）。」「移送サービスの延べ利用者数は、市社協164名（10月末時点）、委託事業者55名、移送タクシーは199名となっている（12月末時点）。」「救急医療情報活用事業は、延べ177セットを配布（12月時点）。」としている。進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「緊急通報装置設置費助成事業は、H32年度に向けて所得要件の追加を検討する。」「移送サービス（市

社協分) は、平成32年度に向けて廃止を検討する。併せて、移送タクシーの全市適用を検討する。」「救急医療情報活用事業は、より多くの配布を目指す。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実」の「在宅サービスの充実」の取り組みについての課題と対策として、「緊急通報設置費助成事業は、対象要件に所得要件がないため、市民税非課税世帯に限定するなどの見直しが必要。」「移送サービス(市社協分)は、運転ボランティアの減少・高齢化、車輛の老朽化で廃止の検討が必要。」としている。

第1 「食」の自立支援事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために『食』の自立支援事業の実施」をすることとされ、具体的には、

栄養バランスのとれた食事を自宅に配達することにより、栄養の確保を行い、高齢者の食の自立と生活の質の維持向上を図ります。また、配達時に安否確認を行うことにより、安心・安全な生活を支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

「食」の自立支援事業

【対象者】

65歳以上の者のみの世帯等で、食事の調理が困難であり、栄養のバランスのとれた食事を確保することが難しく、安否確認の必要なものであって、市長が配食サービスの必要性があると認める者（松江市「食」の自立支援事業実施要綱第3条第1項各号）。

【実施内容】

松江市が対象者及び実施日の決定を行い、それ以外の業務については、事業者に委託して行う。

委託を受けた事業者は、利用決定を受けた利用者に対して、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含め月曜日から日曜日の週7日（12月31日から翌年1月3日までの日は除く）の実施日のうち、利用者の希望する提供日に昼食、夕食を提供する。利用者は、事業利用時に事業者に対して、主食・副食の場合410円、副食のみの場合360円を支払う。

委託事業者は、事業実施前に、利用者の身体状況、緊急連絡先等の確認を行い、ケース記録を作成し、受け渡しの際、利用者の安否確認を行うとともに、異常を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡する。

委託事業者は、松江市に対し、毎月、事業実施状況報告書を提出した上で、委託料の請求を行い、松江市は、事業者に対し、請求から30日以内に1食当たり276円（税込み）を支払う。

3 実施状況

【予算・決算】

「食」の自立支援事業の平成30年度の予算は18,716千円で計上され、同年度の決算は14,854千円であった。

【実施状況】

平成30年度は、150人が利用し、延べ53,406食が提供された。過去の利用者の推移は、次のとおりである。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	209人	192人	175人	150人

なお、「食」の自立支援事業については、中心部以外の周辺部への配達は、事業者がコスト面から難しく、配達の方法など、運用の見直しが検討されている。

4 監査の結果

【情報提供についての同意の書面化（意見）】

ア 現状

「食」の自立支援事業において、委託事業者は、受け渡しの際に、利用者の安否確認を行うとともに、異常を発見した場合には関係機関に連絡することとなっている。

松江市では、利用者に対して、申請を受ける際に、事業の内容を説明するとともに、委託事業者が安否確認を行うとともに、異常を発見した場合には関係機関に連絡することを説明している。

しかし、利用申請書などに、委託事業者からの利用者の情報提供についての利用者の同意に関する記載はない。

イ 規範・基準

委託事業者からの関係機関に対する情報提供は、利用者のプライバシーに関する情報も含むものであり、利用者の明確な同意・承諾を得る必要がある。

ウ 意見

「食」の自立支援事業の利用申請において、委託事業者が利用者の情報を関係者に提供することについて、利用者の同意を書面で得ることが望ましい。

第2 緊急通報装置設置費助成事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために「緊急通報装置設置費助成事業の実施」をすることとされ、具体的には、

民間事業者が提供する緊急通報サービスを利用する際に、機器設置に要する費用について、助成を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

松江市緊急通報装置設置費助成金事業

【対象者】

松江市内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯であり、松江市高齢者緊急通報体制整備事業実施要綱による高齢者緊急通報体制整備事業を利用していない者（松江市緊急通報装置設置費助成事業要綱第2条）。

【実施内容】

警備業法第2条第3項に規定する警備業者で、「住宅に係る機械警備業務」を取り扱っており、松江市内に事業所があるものが助成対象者宅に緊急通報装置を設置する費用について、設置費用の全額（上限20,000円）を助成する（松江市緊急通報装置設置費助成事業要綱第2条）。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市緊急通報装置設置費助成金事業の平成30年度の予算は405千

円で計上され、同年度の決算は298千円であった。

【実施状況】

松江市緊急通報装置設置費助成事業の実施件数は、平成30年度が15件、平成29年度が18件、平成28年度が14件、平成27年度が18件、平成26年度が21件であり、平成30年度までの累計は325件であった。

高齢者緊急通報体制整備事業を利用していない者が対象者となっているが、当該事業は、令和元年度に廃止されることとなっており、廃止後は、当該事業利用者の希望により、松江市緊急通報装置設置費助成事業に移行する予定である。

周知・広報は、民生委員や事業者が行っている。

4 監査の結果

本事業について、特段指摘すべき点はなかった。

第3 外出支援事業（移送サービス・移送タクシー）の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために「外出支援事業（移送サービス・移送タクシー）の実施」をすることとされ、具体的には、

医療機関等への通院・通所等に支援が必要な高齢者を対象とした、送迎サービスまたはタクシー代の助成を行います。

とされている。また、計画では、(12) 生きがづくり・社会参加の促進における「移動手手段の確保」のための事業としても実施するとされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

- ①松江市移送タクシー事業
- ②松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業
- ③松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業
- ④松江市島根町移送サービス事業

【対象者】

- ①松江市移送タクシー事業

鹿島町，美保関町，八束町，八雲町又は東出雲町に住所を有する者で，要介護1以上に認定されており，車椅子等を利用し，外出時に付き添いが必要であり，65歳以上の者のみの世帯等であり，前年度の市町村民税が世帯員全員非課税であり，タクシーで通院等を行う必要があり，おおむね1月に1回以上タクシーで通院等を行い又は行う予定である者で，市長がタクシー利用券支給の必要性があると認める者（松江市移送タクシー事業実施要領第3条）。

- ②松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業

松江市（鹿島町，島根町，美保関町，八雲町，玉湯町，宍道町，八束町及び東出雲町を除く。）に住所を有する者で，要介護1以上に認定された65歳以上の高齢者等であり，車椅子等を利用し，外出時に付き添いが必要であり，市長が送迎の必要性があると認める者（松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業実施要綱第3条）。

- ③松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業

玉湯町又は宍道町に住所を有する者で，要介護1以上と認定された65歳以上の高齢者等であり，車椅子等を利用し，外出時に付き添いが必要であって，市長が送迎の必要性があると認める者（松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業実施要綱第3条）。

④松江市島根町移送サービス事業

島根町に住所を有する者で、要介護1以上と認定された65歳以上の高齢者等であり、車椅子等を利用し、外出時に付き添いが必要であって、市長が送迎の必要性があると認める者（松江市島根町移送サービス事業実施要綱第3条）。

【実施内容】

①松江市移送タクシー事業

松江市が対象者の決定を行い、それ以外の業務については、事業者に委託して行う。

対象者が市長に利用を申し込み、利用決定を受ける。利用決定を受けた利用者は、市長から、利用証及び利用券（1枚当たり500円）を1月あたり4枚の支給を受ける（申請から年度末までの月数分を一括で交付を受ける。）。

利用者は、(1)医療機関への通院又は入退院をするとき、(2)福祉施設への通所又は入退所をするとき、(3)市長が特に必要と認めたとき、事業者のタクシーを利用し、利用証を提示するとともに利用券（1回2枚まで）を運転手に渡し、乗車料金と助成額の差額を支払う。

事業者は、市長に対し、助成相当分を請求する。

②松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業

松江市が対象者の決定を行い、それ以外の業務については、松江市社会福祉協議会に委託して行う。

対象者が市長に利用を申し込み、利用決定を受ける。利用決定を受けた者は、(1)医療機関への通院又は入退院をするとき、(2)福祉施設への通所又は入退所をするとき、(3)福祉団体等が主催する事業、会議等に参加するとき、(4)行政等へ諸手続き等を行うとき、(5)市長が特に必要と認めたとき、に利用することができる（半日を1回として、月2回まで利用できる）。

利用者は、利用希望日の2月前から7日前までの間に、電話により事業者へ予約し、利用料として1回500円を事業者に支払う。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（1月29日から1月3日まで）以外の日に利用することができる。

松江市は、③と併せて、事業者に対して、概算委託料500万円を12回に分け、毎月支払い、年度末に事業者からの委託料精算書により、精算する。

③松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業

松江市が対象者の決定を行い、それ以外の業務については、松江市社会福祉協議会に委託して行う。

対象者が市長に利用を申し込み、利用決定を受ける。利用決定を受けた者は、(1)病気治療をするとき、(2)保険・福祉施設への通所、入退所をするとき、(3)公共機関への諸手続きをするとき、(4)保険・福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき、(5)市長が必要と認めたとき、に利用することができる（半日を1回として、月2回まで利用できる）。利用者は、利用希望日の2月前から7日前までの間に、電話により事業者へ予約し、利用料として1回500円を事業者に支払う。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（1月29日から1月3日まで）以外の日に利用することができる。

松江市は、②と併せて、事業者に対して、概算委託料500万円を12回に分け、毎月支払い、年度末に事業者からの委託料精算書により、精算する。

④松江市島根町移送サービス事業

松江市が対象者の決定を行い、それ以外の業務については、道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録を受けた事業者に委託して行う。

対象者が市長に利用を申し込み、利用決定を受ける。利用決定を受けた者は、(1)医療機関への通院又は入退院をするとき、(2)市長が必要と認めたときに利用することができる（1日を1回として、月2回まで利用できる）。利用者は、利用希望日の2月前から7日前までの間に、電話により事業者へ予約し、利用料として1回500円を事業者に支払う。

国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日以外の日を利用することができる。

松江市は、事業者の請求に基づき、運行単価1km当たり120円（消費税込み）に利用距離数を乗じて、利用料及び年会費を差し引いた額を、翌月10日の事業者からの実績報告書の提出から30日以内に支払う。

3 実施状況

【予算・決算】

①松江市移送タクシー事業の平成30年度の予算は210千円で計上されており、同年度の決算は126千円であった。

②松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業、③松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業の平成30年度の予算は5,000千円で計上されており、同年度の決算は5,422千円であった。

④松江市島根町移送サービス事業の平成30年度の予算は300千円で計上されており、同年度の決算は204千円であった。

【実施状況】

①松江市移送タクシー事業の平成30年度の実利用者数は11人であり、のべ利用回数は252回であった。

②松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業の平成30年度の実利用者数は19人であり、のべ利用回数は208回であった。

③松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業の平成30年度の実利用者数は12人であり、のべ利用回数は76回であった。

④松江市島根町移送サービス事業の平成30年度の実利用者数は11人であり、のべ利用回数は79回であった。

4 監査の結果

(1)【実施要綱・委託契約書の統一（意見）】

ア 現状

②松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業及び③松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業と④松江市島根町移送サービス事業は、高齢者・障がい者に対する医療施設等の通院を支援するなど、その目的はほぼ同じであり、送迎サービスという点で事業の内容もほとんど同様である。

しかし、②③の事業では、福祉施設への通所等や福祉団体等が主催する事業、会議等への参加、行政等への諸手続き等を行うときにも、利用することができる（実施要綱第4条）一方で、④の事業では、医療機関への通院等のほかは、市長が特に必要と認めたときのみ利用できるとされている（実施要綱第4条）。

イ 規範・基準

同じ松江市内に居住する高齢者等を対象とする事業である以上、合理的な理由のない取扱いの違いは避けるべきである。

ウ 意見

②③の事業と④の事業の実施要綱・委託契約書の内容をできる限り、統一することが望ましい。

(2)【実施要綱の記載（指摘）】

ア 現状

②③の事業の実施要綱においては、「松江市社会福祉協議会に委託して行うものとする。」と記載されている（実施要綱第2条）。一方で、④の事業の実施要綱においては、「道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録を受けた団体に委託して行うものとする。」と記載されている（実施

要綱第2条)。

②③の事業については、市町村自家用有償運送の登録が市社協以外にないことを理由として、随意契約がなされており、④の事業についても、自家用有償旅客運送の登録があり、島根町区域で事業実施ができる事業者が他にないことを理由として、随意契約がなされている。

イ 規範・基準

実施要綱は、行政が事務処理を行う上での指針・基準を定めたものであり、行政機関内部を規律・統制するものである。結論として、特定の団体との随意契約となるとしても、手続の指針・基準である実施要綱の段階で、特定の団体を記載することは、随意契約が例外とされていること（地方自治法第234条第2項）からしても、適切でない。

ウ 指摘

②松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業実施要綱、③松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業実施要綱において、委託事業者を市社協と特定する記載は、変更すべきである。

(3)【契約形式の統一の必要性（指摘）】

ア 現状

松江市では、前記のとおり、②③の事業について平成30年度は5,422千円が支出されている一方で、④の事業については、単価契約を行っているため、委託費に人件費が含まれておらず、平成30年度は204千円が支出されている。

また、松江市では、平成30年度、②③の事業について、人件費の増加を理由として、42万1963円を追加支出している。一方で、④の事業については、単価契約を行っているため、利用距離に応じた精算を行っており、平成30年度の予算30万円に対して、決算額は20万3980円であった。

イ 規範・基準

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。また、同様の事業内容を実施するのであれば、委託契約の形式も統一すべきである。

ウ 指摘

②③の事業については、④の事業のように単価契約を行っていないため、委託費に人件費が含まれ、人件費の増加を理由として追加支出がなされている。②③の事業と④の事業は、その事業内容が同様であり、同様の事業を行うのであれば、契約形式も統一すべきであり、不必要な追加支出を避けるためにも、④の事業と同様に単価契約をすることを検討すべきである。

第4 安心ライフ援助事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために「安心ライフ援助事業の実施」をすることとされ、具体的には、

住民税の非課税世帯の高齢者を対象とした、庭木や自宅周辺の手入れ等の家事助成を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市安心ライフ援助事業

【対象】

松江市に住所を有する者で、要支援以上と認定されている者等であり、65歳以上の者のみの世帯等であって、前年度の市民税が世帯全員非課税であり、市長が支援の必要性があると認める者（松江市安心ライフ援助事業実施要綱第3条）。

【実施内容】

松江市が、対象者及びサービス内容並びに手数料の決定をし、それ以外の業務については、シルバー人材センター等に委託して行う。

対象者が市長に利用を申し込み、利用決定を受ける。利用決定を受けた者は、安心ライフ援助員の派遣を受け、(1)庭・庭木等家周りの手入れ、(2)家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等、(3)除雪（屋根の雪下ろしを除く。）、(4)家財道具の移動、(5)台風時等自然災害への防備、(6)その他、生活支援に資する軽易な日常生活上の援助のうち、必要と認められるサービスを受ける（年度を通じて8時間以内）。利用者は、安心ライフ援助員の派遣に要した費用として1時間当たり100円を負担し、事業者が徴収して松江市に納入する。

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの間に利用することができる。

松江市は、事業者に対し、1年度分の委託料24万9740円（税込み）を全額前払いで支払う。事業者は、契約期間終了日に1時間当たり1,060円の委託料を実績に応じて精算する。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市安心ライフ援助事業の平成30年度の予算は300千円で計上され、同年度の決算は255千円であった。

【実施状況】

松江市安心ライフ援助事業の平成30年度の実利用者数は43人であり、延べ利用回数は66回であった。なお、松江市安心ライフ援助事業は、平成17年度から開始した事業であり、平成29年度の実利用者数は36人、延べ利用回数は66回、平成28年度の実利用者数は61人、延べ利用回数は90回、平成27年度の実利用者数は60人、延べ利用回数は86回、平成26年度の実利用者数は41人、延べ利用回数は71回であった。

4 監査の結果

【実施要綱・事業委託契約書と実態との一致（意見）】

ア 現状

松江市安心ライフ援助事業の利用者は、手数料をシルバー人材センターに直接支払っている。

しかし、松江市安心ライフ援助事業実施要綱では、「事業の実施について、対象者及びサービス内容並びに手数料の決定、手数料の徴収以外の業務を、シルバー人材センター等に委託するものとする。」（実施要綱第2条）とされており、松江市安心ライフ援助事業委託契約書においても、「利用者の決定、サービス内容の決定及び費用徴収事務を除き、実施要綱に基づき実施する安心ライフ援助員派遣サービス及びそれに伴う事務処理に関する業務」（事業委託契約書第2条）とされている。

イ 規範・基準

実施要綱は、行政が事務処理を行う上での指針・基準を定めたものであり、行政機関内部を規律・統制するものである。実施要綱が、行政の担当者が変更しても、取り扱いが統一的になされるために規定されるという側面からしても、実際の事業実施方法と実施要綱の定めは一致していることが望ましい。

また、委託契約書は、委託を受けた業務の内容を双方で合意したことを記載するものであり、後に業務内容について争いの内容に作成されるものであるため、実際の業務内容と委託契約書の業務内容は一致していることが望まし

い。

ウ 意見

実際には、松江市安心ライフ援助事業の利用者が、委託事業者であるシルバー人材センターに直接手数料を支払っていることからすると、実施要綱の記載及び委託契約書の記載を実際にあわせて変更することが望ましい。

第5 救急医療情報活用事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために「救急医療情報活用事業の実施」をすることとされ、具体的には、

かかりつけ医や緊急連絡先等、必要な情報を入れたケースを冷蔵庫の前面に貼付し備えることにより、緊急時に救急隊員等への速やかな情報提供を支援します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【事業】

松江市救急医療情報活用事業

【対象】

松江市に住所を有する者であって、65歳以上の者のみの世帯に属する者、その他市長が適当と認める者（松江市救急医療情報活用事業実施要綱第3条）。

【実施内容】

対象者が、市長又は自治会等に救急医療情報セットの配布を申込み、救急医療情報セットの配布を受ける。自治会等が配布した場合は、自治会等は、速やかに申込書を市長に提出する。

対象者から申込みがあった場合、松江市は、速やかに利用者の住所及び氏名の情報を消防署に提供する。

利用者は、救急医療情報セットを冷蔵庫の前面に貼付し、緊急時に消防署との協力でその情報を救急医療に生かす。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市救急医療情報活用事業の平成30年度の予算は0円で計上され、同年度の決算も0円であった。

【実績】

平成28年度に予算を計上し、1000セット作成した在庫があったため、平成30年度は作成していない。公民館でPR活動を行ったところ、平成30年度末に在庫がなくなったため、平成31年度は、予算を計上し、2000セットを作成したとのことである。

4 監査の結果

【周知方法の検討の必要性（意見）】

ア 現状

前記のとおり、平成28年度に作成した1000セットが平成30年度末まで残存しており、PR活動により、在庫がなくなっている。

イ 規範・基準

事業を行う以上、その周知・広報については十分に検討すべきである。

ウ 意見

PR活動により在庫がなくなったということは、潜在的な需要があったものと考えられるので、より多くの市民に利用されるよう、その周知・広報

の方法を十分に検討することが望ましい。

第6 生活援助員派遣事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために「生活援助員派遣事業の実施」をすることとされ、具体的には、

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に住む高齢者に対して、生活援助員による生活相談・安否確認を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

【対象者】

60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯、又は、60歳以上の高齢者のみからなる世帯で、住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者（松江市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱第3条）。

【実施内容】

松江市が、対象者及びサービス内容並びに手数料の決定、手数料の徴収の業務を行い、それ以外の業務は、幸町デイサービスセンター運営者に委託して行う。

松江市幸町所在の県営住宅幸町団地1号棟・2号棟に入居している対象

者（30戸）に対して、実施事業者の職員を生活援助員として派遣し、(1)生活に関する指導・相談、(2)安否確認、(3)一時的な家事援助、(4)緊急時の対応、(5)関係機関との連絡、(6)その他日常的生活上必要な援助のうち、必要と認められるサービスを行う。

松江市は、実施事業者に対し、事業執行上に必要な職員に対する給料及び諸手当並びに共済費を対象として、委託料として年額6,300千円を6回に分けて支払う。実施事業者は、契約期間終了日に委託料を精算する。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の平成30年度の予算は6,300千円で計上されており、同年度の決算は6,472千円であった。

【実施状況】

生活援助員の安否確認出動回数は、平成30年度が3,090回、平成29年度が3,352回、平成28年度が3,308回、平成27年度が3,531回、平成26年度が3,384回であった。

4 監査の結果

【費用対効果の検討の必要性（意見）】

ア 現状

松江市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業は、松江市幸町所在の県営住宅幸町団地1号棟・2号棟に入居している対象者（30戸）に対して、6,472千円を支出して行われている。

イ 規範・基準

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。

ウ 意見

松江市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業については、島根県や国との関係もあり、直ちに廃止することは困難であると考えられる。しかし、30戸に対して、6,472千円が支出されていることは、松江市安心ライフ援助事業（前記第4）、松江市緊急通報装置設置費助成金事業（前記第2）等の事業と比べても、支出のわりに対象者の数が少なく、費用対効果の面から相当とは言えない。廃止して他の施策で代替するなど、県や国と協議することが望ましい。

第7 訪問理美容事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために「訪問理美容事業の実施」をすることとされ、具体的には、

理美容院等に出向くことが困難な在宅高齢者に対して、理美容師が高齢社宅に出かけ、整髪等のサービスを提供するとともに、高齢者の生活状態のチェック等を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市訪問理美容サービス事業

【対象者】

松江市に住所を有する者で、要介護1以上と認定され、65歳以上の者の

みの世帯に属する者又は同居者からの介護等支援が受けられないと認められる者であり、理美容所に出かけることが困難である者（松江市訪問理美容サービス事業実施要綱第3条）。

【実施内容】

松江市は、利用者の決定の業務を行い、それ以外の業務は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者（団体又は個人）に委託して行う。

対象者が、市長に利用申請を行い、利用決定を受ける。利用決定を受けた者（利用者）は、利用決定を受けた日の属する月以降の当該年度内の月数に応じて1回から6回利用することができる。利用者は、事業者に連絡して、日程調整を行い、利用する。利用者は、1回当たり事業者の設定した金額（上限2,000円）を事業者を支払う。

事業者は、利用者宅に訪問した際は、整髪等サービス、所定のチェックシートによる利用者の状態把握、相談・会話による見守りを行い、必要に応じて、ケアマネジャー又は地域包括支援センター等関係機関に連絡を行う。

松江市は、事業者からの請求により、1回当たりの上限額1,000円に利用回数に乗じた委託料を事業者を支払う。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市訪問理美容サービス事業の平成30年度の予算は50千円で計上されており、同年度の決算は67千円であった。

【実施状況】

平成30年度の利用人数は25人であり、のべ67回の利用があった。

平成26年度から再開した事業であるが、利用者は横ばいとのことである。

ホームページやチラシにより周知・広報を行っている。ケアマネジャーからの申請が多い。

なお、当該事業については、見直しを検討するとしている。

4 監査の結果

(1)【情報提供についての同意の書面化（意見）】

ア 現状

松江市訪問理美容サービス事業において、事業者は所定のチェックシートにより利用者の状態を把握し、必要に応じてケアマネジャー、地域包括支援センター等の関係機関に連絡を行うこととなっている。

松江市では、利用者に対して、申請を受ける際に、事業の内容を説明するとともに、事業者が必要に応じて関係機関に連絡することを説明している。

しかし、利用申請書などに、事業者からの利用者の情報提供についての利用者の同意に関する記載はない。

イ 規範・基準

事業者からの関係機関に対する情報提供は、利用者のプライバシーに関する情報も含むものであり、利用者の明確な同意・承諾を得る必要がある。

ウ 意見

松江市訪問理美容サービス事業の利用申請において、事業者が利用者の情報を関係者に提供することについて、利用者の同意を書面で得ることが望ましい。

(2)【遅延損害金の起算日の記載の明確化（指摘）】

ア 現状

松江市訪問理美容サービス事業の業務委託契約書上、受託者は、1月分のチェックシート（兼実績報告書）を松江市に翌月10日までに提出し、松江市は10日以内に検査し、受託者は、検査に合格したときは、請求書をもって委託料の支払いを請求できる（業務委託契約書第6条）とされ、委託料の支払いが遅れた場合は、受託者は、遅延日数に応じ、利息を松江市に請求することができる（業務委託契約書第14条第3項）とされている。

イ 規範・基準

委託者から受託者に対する委託料の支払期限は、遅延損害金を計算する起算日となるものであり、明確となっている必要がある。

ウ 指摘

松江市訪問理美容サービス事業の業務委託契約書上、委託者から受託者に対する委託料の支払期限が不明である。委託料の支払期限は、遅延損害金の計算の基礎となるものであるため、契約書上明確にすべきである。

第8 ゆうあいヘルプサービスによる支援

1 実施事業の位置づけ

計画では、在宅サービスの充実のために「ゆうあいヘルプサービスによる支援」をすることとされ、具体的には、

介護が必要な高齢者等を対象に、住民同士の助け合いを基本とした会員方式の在宅福祉サービスを実施します。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

介護保険課

【実施事業】

松江市として、「介護が必要な高齢者等を対象に、住民同士の助け合いを基本とした会員方式の在宅福祉サービス」を事業として実施しているものはない。市社協が、住民参加型有償支援サービスである「ゆうあいヘルプサービス」を自主事業として実施しており、松江市が介護保険の総合事業の開始に伴い、市社協を訪問型サービスBの登録事業者として指定している。市

社協の「ゆうあいヘルプサービス」の一部サービスについて、訪問型サービスBに該当するものについて、市社協からの申請により、松江市が訪問型サービスBとして補助金を交付している。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市は、平成30年度、訪問型サービスBとして、市社協のゆうあいヘルプサービスの一部サービスに対して、157千円の補助金を交付している。

【実施状況】

松江市は、市社協の「ゆうあいヘルプサービス」について、訪問型サービスBに該当する部分に関しては、毎年度実績報告書を求めるとともに、適宜実地指導を行うことにより、介護予防サービスの一環としてのサービス水準を保てるよう関与している。

4 監査の結果

【本計画における松江市の主体性（指摘）】

ア 現状

「ゆうあいヘルプサービスによる支援」の取り組みについては、市社協の自主財源により実施されている。ゆうあいヘルプサービスの訪問型サービスBに該当する一部サービスについては、松江市が補助金を交付し、実績報告書を徴求したうえ、適宜実施指導をしているものの、ゆうあいヘルプサービスの事業自体は松江市の事業ではなく、市社協独自の事業である。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。

行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C

heck, Action) のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 指摘

本計画が行政計画である以上、松江市が実施主体ではない事業について計画を策定しても、運用、進行管理のサイクルの中での見直し、検討をすることは形式的にはできず、松江市と市社協との関係により、事実上行われているにすぎないことになる。

前記行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、行政が計画の策定主体となり、目指す地域社会像とその実現に向けて行政が実施することを明示すべきであり、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを計画に明示すべきである。

Ⅱ 家族等介護者に対する支援

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実」の「家族等介護者に対する支援」の取り組みについての平成30年度の実施状況として、「家族介護用品支給事業の延べ利用者数は、22名（12月時点）」としている。

進捗状況の評価としては、「A：順調」とされている。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「家族介護用品支給事業のH33年度以降のあり方について、検討を図る。」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実」の「家族等介護者に対する支援」の取り組みについての課題と対策として、「家族介護用品支給事業は、地域支援事業の経過措置になっており、H33年度からは廃止または一般財源、保険料のみの事業に見直す必要がある。」としている。

第1 家族介護用品支給事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、家族等介護者に対する支援のために「家族介護用品支給事業の実施」をすることとされ、具体的には、

在宅で高齢者を介護している家族に対し、オムツ等の介護用品を支給することで介護者の支援を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市家族介護用品支給事業

【対象者】

松江市に住所を有する者で、要介護4又は要介護5と認定された在宅高齢者を介護している同世帯の家族であり、前年度の市町村民税が世帯全員非課税である者（松江市家族介護用品支給事業実施要綱第3条）。

【実施内容】

松江市は、対象者及び支給品目の決定の業務を行い、それ以外の業務は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託して行う。

対象者が、市長に利用申込を行い、利用決定を受ける。利用決定を受けた者（利用者）は、申請のあった日の属する月の翌月から、事業者から介護用品の支給を受ける。松江市が定める支給対象品目一覧表の単価で計算された介護用品を1か月当たり6,250円以内で支給を受ける。

事業者は、松江市からの納品確認書に基づき、利用者に介護用品を納入する。

松江市は、事業者からの委託料の請求に基づき、請求から30日以内に委託料を事業者に支払う。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市家族介護用品支給事業の平成30年度の予算は、2,736千円で計上されており、同年度の決算は1,649千円であった。

【実施状況】

実利用者数及び委託料は、平成30年度はのべ284人で委託料1,637千円、平成29年度のべ368人で委託料2,106千円、平成28年度のべ329人で1,793千円、平成27年度のべ406人で2,433千円、平成26年度のべ465人で2,630千円であった。

平成30年度の委託事業者は3社であり、平成31年度は2社に減少したとのことである。

4 監査の結果

本事業について、特段指摘すべき点はなかった。

第2 家族介護者交流事業の実施

1 実施事業の位置づけ

計画では、家族等介護者に対する支援のために「家族介護者交流事業の実施」をすることとされ、具体的には、

在宅で高齢者を介護している家族を対象に交流会を開催し、同じ立場の仲間づくりや悩みを共有することで、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市家族介護者交流（元気回復）事業

【対象者】

松江市に居住する者で、(1)要介護1以上の者、(2)福祉医療を受給している者、(3)要介護1以上に相当すると市長が認めた在宅の高齢者、(4)その他市長が特に必要と認めた者のいずれかを現に介護している家族のうち、主に介護している者（松江市家族介護者交流（元気回復）事業実施要綱3条）。

【実施内容】

松江市は、社会福祉法人松江市社会福祉協議会に事業の執行を委託して行う。

対象者である介護者が市長に申請し、参加の決定を受ける。参加の決定を受けた介護者は、交流会や研修会等に参加する。

松江市は、委託事業者からの請求に基づき、請求を受けたときから30日以内に委託料として年額266千円を支払う。委託事業者が委託業務の一部を執行しなかったときは、協議の上、委託料の一部を減額することができる。

3 実施状況

【予算・決算】

松江市家族介護者交流（元気回復）事業の平成30年度の予算は、262千円で計上されており、同年度の決算は47千円であった。

【実施状況】

平成30年度は、介護者交流会を4回（①9月26日、②12月12日、③2月27日、④2月28日）開催し、実人数29人（①12人、②8人、③7人、④2人）が参加した。

男性介護者が集まる会を第3金曜日午前10時から正午まで開催し、実人数47人が参加した。

4 監査の結果

(1)【実施要綱の実施主体の記載（意見）】

ア 現状

松江市家族介護者交流（元気回復）事業実施要綱には、「事業の実施主体は松江市とする。」（実施要綱第2条）旨が規定されている。しかし、実際の事業の実施は、市社協との間で業務委託契約を締結し、市社協が松江市の委託を受けて事業を実施している。

イ 規範・基準

実施要綱は、行政が事務処理を行う上での指針・基準を定めたものであり、行政機関内部を規律・統制するものである。実施要綱が、行政の担当者が変更しても、取り扱いが統一的になされるために規定されるという側面からしても、実際の事業実施方法と実施要綱の定めは一致していることが望ましい。

ウ 意見

松江市家族介護者交流（元気回復）事業が、実際には市社協に対する委託により実施されていることからすると、実施要綱の記載を実際にあわせて変更することが望ましい。

(2) 【実施予定回数が実施されていないこと（意見）】

ア 現状

平成30年度の予算段階では、松江市家族介護者交流（元気回復）事業について、市社協は、介護者交流会を年間6回実施することを予定し、松江市と業務委託契約を締結している。

市社協は、平成30年度、介護者交流会を年間4回実施し、2回実施していない。

イ 規範・基準

通常の業務委託契約において、実施することを合意した回数の事業を実施しないことは、正当な理由のない限り、受注者の債務不履行とも評価されるものである。松江市家族介護者交流事業委託契約書上も、「受注者の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了することができない場合にお

いて、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めた時は、発注者は受注者から損害金を徴収して期間を延長することができる。」（委託契約書第16条第1項）とされている。

市社協は、実施回数・参加人数に応じて、松江市との間で一部変更契約を締結し、委託料を精算しているため、発注者である松江市に経済的な損失はないものの、事業の必要性を考慮して実施回数が予定されていたことから、単に実施できなかったものを精算することは、相当ではない。

ウ 意見

松江市が、市社協と委託契約を締結する段階で、実施する回数を十分に検討するなどした上で、実施することを合意した実施回数については、発注者である松江市は、受注者である市社協が確実に実施するようにすることが望ましい。

第3 介護離職防止対策等の推進

1 実施事業の位置づけ

計画では、家族等介護者に対する支援のために「介護離職防止対策等の推進」をすることとされ、具体的には、

家族の介護を抱えている人の介護離職を防止し、仕事と介護を両立できるよう対策を行います。

とされている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

松江市において、家族等介護者に対する支援のための介護離職防止対策等の推進の取り組みのために、具体的に予算措置が講じられ実施されている事業はない。

3 監査の結果

【家族等介護者に対する介護離職防止対策の検討の必要性（意見）】

ア 現状

松江市においては、介護職の人については、松江市介護人材確保検討会議を設置し、介護離職防止対策について検討されているが、家族等介護者については、同会議においても検討課題となっていない。

イ 規範・基準

行政計画は、行政機関が、行政上の目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合することによって示された行政活動基準であるとされる。そのため、行政計画は行政活動の自己統制手段としての意義を有し、各行政機関による個々の施策・事業についての裁量権を統制するものである。したがって、行政計画は、合理的な理由がない限り、実施されるべきである。

本計画は、行政計画として、行政が実施することを明示したものであり、計画を策定したものについては、何らかの取り組みを行うべきである。

ウ 意見

家族等介護者についても、松江市介護人材確保検討会において介護離職防止対策について検討するなど、何らかの取り組みを行うことが望ましい。

第12章 権利擁護の充実強化

近年、認知症高齢者の増加や高齢者虐待などにより、高齢者の権利や人権そのものが侵害されるような処遇困難事案が増加傾向にある。このような状況を踏まえ、松江市では、高齢者の人権が守られ安心して生活できる社会を目指し、市民の権利擁護に関する意識を醸成するとともに、後見人の確保、高齢者虐待の防止及び相談・支援の強化に取り組むこととしている。

計画では、このような観点から、基本方針4「様々な生活支援サービスの充実強化」の中の「権利擁護の充実強化」において、①成年後見制度等の利用促進のための6つの取り組み、②虐待の予防・対策に向けた4つの取り組みを、それぞれ行うこととしている。

I 成年後見制度等の利用促進

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「権利擁護の充実強化」の「成年後見制度等の利用促進」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「成年後見制度利用支援事業報酬助成 高齢者延べ4件（12月末時点）」「市民後見人養成講座修了者数基礎講座延べ124名、実務講座延べ57名（12月末時点）」と評価している。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「成年後見制度利用支援事業の継続」「市民後見人の計画的な養成（市民後見人累計4人）」「成年後見制度利用促進計画（第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画で規定）を策定」「引き続き市民後見人の養成を推進する」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「権利擁護の充実強化」の「成年後見制度等の利用促進」の取り組みについての課題と対策として、「今後も後見ニーズの増加が見込まれることから、成年後見制度に関する啓発活動の強化を行い、引き続き計画的に市民後見人の養成を行っていくとともに、関係機関と連携し、後見受任後の支援体制を整備・強化していく」としている。

第1 成年後見制度利用支援の実施

1 実施事業の位置づけ

本計画では、成年後見人の確保等のため、「成年後見制度利用支援の実施」を図るものとされ、具体的には、

成年後見制度の市長申し立てに係る経費や、後見人等の報酬の助成を行います。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

松江市成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

生活保護受給者等について市長が後見等開始申立を行い、対象者に成年後見人等が選任された場合に、月額2万8000円（在宅の場合）又は1万8000円（施設等入所の場合）を上限として、成年後見人等の報酬を助成

するものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は2,826千円であり、同年度決算歳出は1,827千円であった。

なお、本事業に係る財源の負担割合は、国が38.5%、島根県と松江市が各19.25%、介護保険第1号保険料が23%である。

【実施状況】

平成30年度は合計1,406千円を助成した。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の権利擁護を図るため、「成年後見制度の利用促進に向けた取り組み」を行うものとされ、具体的には、

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和を図ります。

としている。

2 具体的事業の概要、実施状況

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

成年後見制度利用促進計画の策定

【実施状況】

平成30年度時点では本計画は未策定であり、現在策定作業中とのことである。

3 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 市民後見人の養成

1 実施事業の位置づけ

本計画では、後見人の確保の観点から、「市民後見人の養成」を行うものとされ、具体的には、

弁護士等の専門職以外の後見人（市民後見人）の養成を行います。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

市民後見人等養成事業（委託事業）

【業務委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

市民後見人として後見業務に取り組む意欲のある市民を対象とした市民後見人養成研修を行い、同研修修了者を市民後見人等登録簿に登載するとともに、名簿登録者の支援（研修、指導等）を行うものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は2,111千円であり、同年度決算歳出は1,827千円であった。本事業の財源は全額が島根県からの補助金で賄われており、歳出は全額が業務委託料である。

なお、市社協との間では、平成30年4月1日付けで本事業に係る業務委託の対価を2,111,000円とする業務委託契約を締結しているが、平成31年3月31日付けで上記対価を1,826,675円に減額する変更契約を締結している。

【実施状況】

平成30年度は、市民後見人養成研修として基礎講座1回（修了者6名）、実務講座1回（修了者6名）を実施しており、本事業開始（平成23年）以降、のべ124名が基礎講座を、57名が実務講座を修了している。このほか講座終了者等を対象としたフォローアップ研修や成年後見制度の広報・啓発に関する講演会等を実施している。

なお、平成30年度時点での市民後見人等登録簿の登録者数は10名であるが、この中から実際に成年後見人等に選任された事例はない。

4 監査の結果

(1) 【要綱の規定整備の必要性（指摘）】

ア 現状

本事業に係る要綱（「松江市市民後見人等養成事業実施要綱」）では、「事業の一部を松江市社会福祉協議会に委託することができる」（要綱第2条）と規定されているが、実際には、本事業に係る業務の全部が市社協に委託されている。

イ 規範・基準

要綱は法的拘束力をもたないが、行政機関において内部的に定められて

いる規範である以上、実際の事業における運用と一致しているべきである。

ウ 指摘

要綱上、委託の範囲を一部に限定した趣旨は不明であるが、現状との乖離が生じている以上、たとえば要綱の規定を「事業の全部又は一部を」等に変更するなどして、実態との齟齬を解消すべきである。

(2)【随意契約を選択した理由の再検討（指摘）】

ア 現状

本事業は、その業務の全部が市社協に委託されており、これに係る業務委託契約は随意契約の方法により行われている。また、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて選択されており、その理由は、市社協が「法人後見業務や日常生活自立支援事業、高齢者、障がい者の相談支援業務を行っている唯一の団体であり、権利擁護の取り組みについても幅広い知識、経験を有しており、本業務はこの団体しか実施できない」というものである。

イ 規範・基準

地方公共団体がする契約は一般競争入札の方法により締結するのが原則であり、随意契約の方法は、政令に定める場合に限って選択することができる（地方自治法第234条第1項、第2項）。

地方自治法施行令第167条の2第1項は、随意契約の方法を選択できる場合を列挙しており（同項第1号乃至第9号）、同項第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に係る契約を締結する場合を挙げている。

ウ 指摘

本事業の内容は、①市民後見人の養成（養成研修の受講者の募集及び選考、養成研修の実施、市民後見人等登録簿の作成及び管理、受講修了者へのフォローアップ研修の実施）、②成年後見専門員の設置による相談業務、③その

他前各号（①②）に付随する業務（要綱第3条）であり、市社協が法人後見業務や日常生活自立支援事業等を行っている唯一の団体であるとしても、「本事業はこの団体しか実施できない」とまで言い切れるか否か、若干の疑問が残る。

随意契約が例外的方法であることを踏まえると、本事業において随意契約の方法を選択した理由として挙げられた点は、未だその理由として不十分と評価せざるを得ない。市社協のほかに成年後見業務に取り組む団体の有無や取組内容等を確認するなど、本事業について随意契約の方法を選択しなければならない例外的理由の有無を再検討すべきである。

（3）【委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否（意見）】

ア 現状

本事業については、年度当初に委託費を2,111千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を1,827千円に減額する変更契約を締結している。上記変更（委託費の減額）の主たる要因は、外部講師に対する謝金や旅費等が当初予算で想定していた額を下回ったことにある。

なお、松江市と市社協との間の業務委託契約は、年度末に対価（委託費）を増額又は減額、精算等するものが大半のようであり、上記のような変更契約の締結は本事業に限った処理ではない。但し、当初の業務委託契約書には、年度末における対価（委託費）の増減額変更を予定する規定は設けられていない。また、変更契約は、あくまで松江市と市社協との事後的な個別合意に基づいて締結されたという形式が採られている。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

本事業については、事後的な変更契約の締結により、結果的に決算歳出額が当初予算歳出額より減少したので、その限りにおいては、少なくとも松江市に不利益は生じなかったともいえそうである（契約相手方である市社協の利害得失はひとまず措く。）。しかしながら、既に述べたとおり、このような理解は必ずしも適切ではない。

そもそも業務委託契約とは、委託した業務（事務）に対して対価を支払う契約である。この場合の対価（委託費）の額は、委託事務の内容や量に応じて決せられるのが一般的であり、たとえ実際に委託事務の遂行に要した経費の額が契約当時に予定していた額を超過又は不足した場合でも、契約当時に予測不可能な事情が生じた場合等の例外的場合でない限り、委託費の額を事後的に増加又は減少させることはないのが通常である（現に松江市では、市社協以外を相手方とする業務委託契約において事後的な委託費の増減額が一般化している事例はほとんどないようである。）。

そうである以上、市社協が実際に支出した経費の多寡によって年度末に改めて変更契約を締結し、委託費の額を増減する現在の運用は、一般的な業務委託契約のあり方を踏まえたとき、特異な処理として違和感が残る。現在の運用では、結果的に本事業に係る事業費の一切を松江市が負担していることになり、本事業の実施を松江市直営ではなく市社協に委託している意義が失われかねない。そればかりでなく、事後的な増減額を事実上予定しているために、当初の業務委託契約で定められた委託費の額がそのまま維持されることはなく、当初予算額がほとんど意味をなさなくなっている。そうすると、予算決定時（予定価格決定時）における委託費の算定や審査がおろそかになる危険性があり、適切な業務内容の設定とそれに見合った適切な対価（委託費）の額の見極めが不十分となるおそれが否定できない。要するに、現在の運用は、（本事業のように）単年度において委託費の一部返還が受けられたから松江市に不利益はない、と単純に割り切ることのできな

い複雑な問題を孕んでいるのである。

市社協との間で業務委託契約を締結するにあたっては、年度末において委託費の額を増減（精算）する現在の運用の問題点を踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討するのが望ましい。そして、再検討の結果、合理的理由が見当たらない場合には、市社協以外を契約相手方とする他の業務委託契約と同様に、予算段階で緻密な対価（委託費）設定を行うとともに、当然のように年度末における対価（委託費）の増減額は行うことは避け、事後的な対価（委託費）の増減は例外的な処理として位置づける方向性で検討することが望ましい。

第4 法人後見の実施

1 実施事業の位置づけ

本計画では、後見人の確保の観点から、「法人後見の実施」を図るものとされ、具体的には、

財産管理、身上監護の対応等を行うため、法人として後見を実施します。

としている。

2 具体的事業の概要と実施状況

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）の独自事業である。

【事業内容、実施状況】

経済的に余裕のない人やソーシャルワークの必要な困難事例、日常生活自立支援事業で支援を行って来た方などを対象に、市社協が法人として成

年後見人等に就任するものである。平成30年度時点では14件（後見12件、保佐1件、後見監督1件）を受けており、申立人別の内訳は市長申立8件、親族申立5件、本人申立1件である。

3 監査の結果

【本計画における松江市の主体性（指摘）】

ア 現状

本事業は、市社協の財源により実施されているものであり、松江市が事業運営に主体的に関与しているものではなく、市社協への補助金等の交付もない。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。そして、行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C h e c k, A c t i o n）のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 指摘

本計画が行政計画である以上、松江市が実施主体ではない事業について計画を策定しても、運用、進行管理のサイクルの中での見直し、検討をすることは形式的にはできず、松江市と市社協との関係により事実上行われているにすぎないことになる。

前記行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、行政が計画の策定主体となり、目指す地域社会像とその実現に向けて行政が実施することを明示すべきであり、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを計画に明示すべきである。

第5 日常生活自立支援事業による支援

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者等に対する「日常生活自立支援事業による支援」を行うものとされ、具体的には、

軽度の認知症、精神障がい者、知的障がい者を対象として、金銭等の管理を行うことにより、日常生活を支援します。

としている。

2 具体的事業の概要と実施状況

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）が、島根県社会福祉協議会から受託して実施している事業である。

【事業内容、実施状況】

判断能力が十分でない高齢者等が地域で自立して生活できるよう、高齢者等本人との契約に基づいて、生活支援専門員が福祉サービスの利用手続の援助や代行、日常生活に関する金銭管理等を行うものであり、平成30年度末時点で127名がこの事業（制度）を利用している。

3 監査の結果

【本計画における松江市の主体性（指摘）】

ア 現状

本事業は、市社協の財源により実施されているものであり、松江市が事業運営に主体的に関与しているものではなく、市社協への補助金等の交付もない。

イ 規範・基準

本計画は、法律で策定が義務付けられた計画であり、高齢化社会に対応した施策に関する整備目標を含んだ、各地方公共団体の行政計画として策定されるものである。そして、行政計画である以上、計画の策定（P l a n）、運用（D o）、進行管理（C h e c k, A c t i o n）のサイクルの中で随時見直し、検討がなされることが予定されているものと考えられる。

ウ 指摘

本計画が行政計画である以上、松江市が実施主体ではない事業について計画を策定しても、運用、進行管理のサイクルの中での見直し、検討をすることは形式的にはできず、松江市と市社協との関係により事実上行われているにすぎないことになる。

前記行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、行政が計画の策定主体となり、目指す地域社会像とその実現に向けて行政が実施することを明示すべきであり、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかわりを計画に明示すべきである。

第6 権利擁護推進委員会の開催

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者・障がい者等の権利を守るため、「権利擁護推進委員会の開催」を図るものとされ、具体的には、

高齢者・障がい者等の権利を守るため、地域における権利擁護のあり方を検討するため、司法・医療等の専門家を交えた会議を開催し、地域での権利擁護の推進を図ります。

としている。

2 具体的事業の概要と実施状況

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）内に設置された委員会である。

【事業内容，実施状況】

高齢者・障害者等の権利を守るため地域における権利擁護のあり方を検討するために市社協内が設置した委員会であり（「松江市社会福祉協議会権利擁護推進委員会設置要綱」第1条），司法，医療，福祉等の専門的知識を有する者20名以内をもって構成されるものである（同要綱第2条。平成30年度の委員数は11名）。平成30年度は開催されておらず，次年度以降，委員会自体のあり方の再検討を予定している。

なお，市社協内の委員会ではあるが，松江市も委員及び事務局として委員会の運営に関与している。また，委員会の協議・検討事項に市民後見人等の育成に関することが含まれるため（同要綱第3条第2号），市民後見人等養成事業の委託費に本委員会の委員報酬が含まれている。

3 監査の結果

本事業については，特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

Ⅱ 虐待の予防・対策

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「権利擁護の充実強化」の「高齢者虐待の予防と対策」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「養護者による虐待について、地域包括支援センターへの相談件数は、新規実数40件、延相談件数255件となっている（12月時点）」と評価している。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「高齢者虐待が疑われるケースが発覚した場合は、緊急性について判断し、原因の解消に取り組む」「未然の防止に向けた啓発を推進する」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「権利擁護の充実強化」の「高齢者虐待の予防と対策」の取り組みについての課題と対策として、「虐待の原因は、介護疲労、生活困窮、精神疾患、引きこもり等多様化・複雑化しており、困難性が増している。関係機関との連携を図り、解決を目指す」としている。

第1 高齢者虐待防止に向けた啓発の充実

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者虐待を予防するため、「高齢者虐待防止に向けた啓発の充実」を行うものとされ、具体的には、

虐待防止に向けて、高齢者虐待の定義や現状、防止策、相談窓口等について、市民及び関係機関へ周知を行います。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

高齢者虐待予防対策事業

【事業内容】

高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、高齢者虐待に関する知識等の普及啓発や高齢者虐待に関する相談、虐待事例への対応等を行う。また、専門家によって構成する高齢者虐待等対策検討会を開催し、虐待事案等の状況確認や援助方針及び支援内容の検討・助言等を行う。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は57千円であり、同年度決算歳出は48千円であった。

【実施状況】

松江市ホームページに「高齢者虐待対応マニュアル」や「高齢者虐待の防止と早期発見の手引き」を掲載して周知を図るほか、関係各課や関係機関、地域包括支援センターと随時情報交換をしている。また、本年度は高齢者虐待等対策検討会を2回開催したが、次年度以降は、検討すべき事例が生じたときに随時開催する方向に改める予定である。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 高齢者虐待防止相談窓口の連携強化

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者虐待を予防するため、「高齢者虐待防止相談窓口の連携強化」を行うものとされ、具体的には、

虐待防止及び相談支援について、地域包括支援センター、市高齢者虐待担当部署、市家庭相談室、松江警察署等の関係機関での連携を強化します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

高齢者虐待予防対策事業

【事業内容】

上記第1（「高齢者虐待防止に向けた啓発の充実」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第1（「高齢者虐待防止に向けた啓発の充実」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 高齢者虐待事例検討会の開催

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者虐待の防止及び相談・支援の強化の観点から、「高齢者虐待事例検討会の開催」を図るものとされ、具体的には、

高齢者虐待や困難事例への対策について、専門家を交えた事例検討を実施することにより、対応能力、問題解決能力の向上を図ります。また、高齢者虐待対応マニュアルを活用し、各機関が円滑に連携・対応できる体制を整えます。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

高齢者虐待予防対策事業

【事業内容】

上記第1（「高齢者虐待防止に向けた啓発の充実」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第1（「高齢者虐待防止に向けた啓発の充実」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第4 虐待・困難事例等の緊急保護体制の強化

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の人権擁護の観点から、「虐待・困難事例等の緊急保護体制の強化」を図るものとされ、具体的には、

虐待や処遇困難な対象者を緊急かつ一時的に保護するための体制を整えます。また、必要最小限の生活環境を維持することができるよう、生活の場の確保や経済的な安定に向けた支援を行います。

としている。

2 具体的事業の概要と実施状況

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

やむを得ない事由による措置

【事業内容、実施状況】

平成30年度において、老人福祉法に基づくやむを得ない事由があると判断して措置決定した事案の件数は1件であった。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第13章 生きがづくり・社会参加の促進

松江市では、高齢者が社会を支える担い手として、経験や知識を活かして主体的に活動していくことが、住み慣れた地域でいつまでも健康で充実した生活を送るために重要との認識のもと、就業やボランティア活動、スポーツや趣味など様々な分野において高齢者が活躍し、健康で充実した生活を過ごすことができるよう高齢者の生きがづくりと社会参加を支援していくこととしている。

本計画では、このような観点から、基本方針4「様々な生活支援サービスの充実強化」の中の「生きがづくり・社会参加の促進」において、①生きがづくりや社会参加の促進のための5つの取り組み、②雇用・就業対策とボランティアの推進として3つの取り組み、③効果的な情報の提供のための2つの取り組み、④移動手段の確保のための6つの取り組みを、それぞれ行うこととしている。

I 生きがづくりや社会参加の促進

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「生きがづくり・社会参加の促進」の「生きがづくりや社会参加の促進」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「松江市まめなかポイント事業については、団体ポイント申請数222団体（内新規25団体）、個人ボランティアポイント申請者は116名（内新規53名）となっている（3月見込）」と評価している。また、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「松江市まめなかポイント事業について周知を図り、個人ポイント申請者増につなげる」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「生きがづくり・社会参加の促進」の「生きがづくりや社会参加の促進」の取り組みについての課題と対策を、「松江市まめなかポイント事業の個人ポイントについては、65歳以上の高齢者が申請対象であるが、74歳までの申請が少ない（申請者全体の33%）」「制度の周知を図り、申請者増につなげる」としている。

第1 なごやか寄り合い事業による交流の場の充実

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の活躍・生きがづくりの場として「なごやか寄り合い事業による交流の場の充実」を図ることとされ、具体的には、

なごやか寄り合い事業については、地域ごとの会場数に較差があるため、会場が少ない地域では拡大を目指すなど、参加者数の増加や交流の場の充実に図ります。

としている。

2 具体的事業の概要、実施状況、監査の結果

本項目に関する具体的な事業等の詳細は、既に述べたとおりである（第6章Ⅱ第1参照）。

第2 高齢者クラブを通じた交流の場の提供

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の生きがいつくりの場として、「高齢者クラブを通じた交流の場の提供」を行うものとされ、具体的には、

高齢者クラブの会員数の拡大等により、活動の充実を図り、生きがいつくりなど様々な交流の場を提供します。

としている。

2 具体的事業の概要

①対象事業1—高齢者クラブ育成事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

高齢者クラブ育成事業（補助金事業）

【補助事業者】

松江市高齢者クラブ連合会

【実施内容】

高齢者クラブの活性化を通じて、高齢者福祉の増進に寄与することを目的として、松江市高齢者クラブ連合会及び地区の高齢者クラブに対し、活動資金を助成するものである。

②対象事業2—高齢者クラブ連合会運営費助成事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

高齢者クラブ連合会運営費助成事業（補助金事業）

【補助事業者】

松江市高齢者クラブ連合会

【実施内容】

高齢者の健康の増進や、生きがい活動を通じた地域福祉の増進を図ることを目的として、高齢者クラブ連合会の運営費の一部を補助するものである。

3 実施状況

①対象事業1—高齢者クラブ育成事業

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は15,450千円であり、同年度決算歳出も同額であった。

【実施状況】

本事業に係る補助金(15,450千円)は、その大半が松江市内各地区の高齢者クラブ(計195クラブ)の活動に対する助成金に充てられており、その額は総額12,402千円(=5,300円×12カ月×195クラブ)であった。その余については、高齢者クラブ連合会、教養講座、地区スポーツ大会等への助成金に充てられている。

②対象事業2—高齢者クラブ連合会運営費助成事業

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は6,131千円であり、同年度決算歳出も同額であった。

【実施状況】

本事業に係る補助金は、高齢者クラブ連合会の運営費の一部、具体的には職員の人件費(2名分)のほか、行政財産使用料、光熱水費、通信運搬費の一部に充てられている。

4 監査の結果

本事業については、いずれも特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 高齢者の生きがいをづくりに向けた活動の支援

1 実施事業の位置づけ

本計画では、「高齢者の生きがいをづくりに向けた活動の支援」を行うものとされ、具体的には、

高齢者が趣味や文化活動のほか、市民大学等の各種講座・教室に参加して自らの生きがいをづくりや地域の活性化及び健康増進につながる取り組みを支援します。

としている。

2 具体的事業の概要

①対象事業1—高齢者スポーツ大会開催経費助成事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

高齢者スポーツ大会開催経費助成事業（補助金事業）

【補助事業者】

松江市高齢者クラブ連合会

【事業内容】

昭和47年から毎年開催されている松江市高齢者スポーツ大会（主催：松江市，社会福祉法人松江市社会福祉協議会，松江市高齢者クラブ連合会）の運営費の一部を補助するものである。

②対象事業2—高齢者福祉大会開催経費助成事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

高齢者福祉大会開催経費助成事業（補助金事業）

【補助事業者】

松江市高齢者クラブ連合会

【事業内容】

平成17年から毎年開催されている松江市高齢者福祉大会（主催：松江市高齢者クラブ連合会）の運営費の一部を補助するものである。

3 実施状況

①対象事業1—高齢者スポーツ大会開催経費助成事業

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は480千円であり、同年度決算歳出も同額であった。

【実施状況】

平成30年9月4日に松江市総合体育館にて開催された。

②対象事業2—高齢者福祉大会開催経費助成事業

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は650千円であり、同年度決算歳出も同額であった。

【実施状況】

平成30年10月21日に島根県民会館にて開催された。

4 監査の結果

①対象事業1—高齢者スポーツ大会開催経費助成事業

(1)【補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求（指摘）】

ア 現状

高齢者スポーツ大会事業については、松江市高齢者クラブ連合会より平成30年7月25日付け補助金等交付申請書が提出されているが、同申請書に添付された資料は「平成30年度高齢者スポーツ大会予算書（事業計画

書及び支出見込み内訳書)」と題された A4判 1 枚ものの資料のみであり、同書面には開催予定日、時間、場所のほか、簡易な収支内訳が記載されているにすぎなかった。

イ 規範・基準

松江市補助金等交付規則（以下、本項目において「補助金規則」という。）第 4 条第 1 項は、「補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定し、上記の添付書類として、①事業計画書、②収支予算書（事業を認定するに足る範囲のもの）、③工事の施行にあつては実施設計書、④前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を列挙している。

また、同条第 2 項は、「前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、当該補助事業等の認定上必要がないと認める場合においては、これを省略することができる。」と規定している。

さらに、補助金規則第 5 条第 1 項は、「市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定している。

ウ 指摘

上記予算書は事業計画書を兼ねたものであるが、その文面からは、いかなる大会が催されるのか（大会の目的・内容、参加見込人数、開催規模等）、その内容が判然としない。長年開催され続けている行事であることを考慮しても、そのことをもって直ちに補助金規則第 4 条第 2 項に基づき詳細を省略できるものと評価することはできない。

補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているのか、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を求めるべきである。

(2)【具体的な計算根拠を示した収支内訳書の徴求（意見）】

ア 現状

上記項目（【補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求（指摘）】）における「ア 現状」の項に記載したとおりである。

イ 規範・基準

上記項目（【補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求（指摘）】）における「イ 規範・基準」の項に記載したとおりである。

ウ 意見

上記予算書（収支内訳書）は、本事業に係る収入及び支出の各項目と項目ごとの金額（総額）が記載されたものにすぎず、個々の支出項目の金額を裏づける特段の根拠は記載されていない。支出項目について言うと、たとえば、「会場使用料14万4000円」、「商品代18万9000円」等の総額記載があるのみで、その金額をいかに算定したのか、見積情報や単価及び個数等の情報は何ら記載がない。

この程度の内容では、補助金規則第5条第1項に基づく適切な補助金交付決定を行うことは困難と言わざるを得ない。補助金等交付申請書に添付する収支内訳書には、少なくとも個々の支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めるのが望ましい。

②対象事業2—高齢者福祉大会開催経費助成事業

(1)【補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求（指摘）】

ア 現状

高齢者福祉大会事業については、松江市高齢者クラブ連合会より平成30年7月25日付け補助金等交付申請書が提出されているが、同申請書に

添付された資料は「平成30年度高齢者福祉大会予算書（事業計画書及び支出見込み内訳書）」と題されたA4判1枚ものの資料のみであり、同書面には開催予定日、時間、場所のほか、簡易な収支内訳が記載されているにすぎなかった。

イ 規範・基準

松江市補助金等交付規則（以下、本項目において「補助金規則」という。）第4条第1項は、「補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定し、上記の添付書類として、①事業計画書、②収支予算書（事業を認定するに足る範囲のもの）、③工事の施行にあつては実施設計書、④前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を列挙している。

また、同条第2項は、「前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、当該補助事業等の認定上必要がないと認める場合においては、これを省略することができる。」と規定している。

さらに、補助金規則第5条第1項は、「市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定している。

ウ 指摘

上記予算書は事業計画書を兼ねているものであるが、その文面からは、いかなる大会が催されるのか（大会の目的・内容、参加見込人数、開催規模等）、その内容が判然としない。長年開催され続けている行事であることを考慮しても、そのことをもって直ちに補助金規則第4条第2項に基づき詳細を

省略できるものと評価することはできない。

補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているのか、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を求めるべきである。

(2) 【具体的な計算根拠を示した収支内訳書の徴求（意見）】

ア 現状

上記項目（【補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求（指摘）】）における「ア 現状」の項に記載したとおりである。

イ 規範・基準

上記項目（【補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求（指摘）】）における「イ 規範・基準」の項に記載したとおりである。

ウ 意見

上記予算書（収支内訳書）は、本事業に係る収入及び支出の各項目と項目ごとの金額（総額）が記載されたものにすぎず、個々の支出項目の金額を裏づける特段の根拠は記載されていない。支出項目について言うと、たとえば、「会場使用料27万円」、「記念品代5万円」「お礼14万円」等の総額記載があるのみで、その金額をいかに算定したのか、見積情報や単価及び個数、誰に対するいかなる謝礼であるのか等の情報は何ら記載がない。

この程度の内容では、補助金規則第5条第1項に基づく適切な補助金交付決定を行うは困難と言わざるを得ない。補助金等交付申請書に添付する収支内訳書には、少なくとも個々の支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めるのが望ましい。

第4 まめなかポイント事業の推進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の生きがいつくりと社会参加の支援のため、「まめな

かポイント事業の推進」を行うものとされ、具体的には、

本事業に登録された65歳以上の高齢者が、登録介護施設や地域のなごやか寄り合い事業でボランティア活動を行うと、活動に応じたポイントが得られ、そのポイントの現金交換や寄付ができます。本事業を通じ、高齢者の介護予防の促進と活躍の場の拡大を目指します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

まめなかポイント事業（委託事業）

【業務委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

本事業の活動登録をした個人（介護サービス未受給の介護保険第1号被保険者）が受入対象施設（介護施設等）でボランティア活動を行った場合、又は、地域でなごやか寄り合いを開催した場合に、当該個人又はなごやか寄り合いに対してポイントを付与し、年内に取得したポイント数に応じて現金（まめなかポイント事業活動交付金）の交付が受けられるものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は4,000千円であり、同年度決算歳出は4,329千円であった。

なお、市社協との間では、平成30年4月1日付けで本事業に係る業務委

託の対価を4,000,000円とする業務委託契約を締結しているが、平成31年3月31日付けで上記対価を4,328,232円に増額する変更契約を締結している。

【実施状況】

本事業に係る業務の全部は市社協に委託されているところ、その具体的な業務の内容は、個人又は団体の活動登録、受入対象施設の登録、まめなかポイント事業活動手帳の交付、まめなかポイント事業活動交付金の申請受付等の事務が中心である。また、現在は年度途中での活動登録申請はほとんどなく、活動交付金の申請受付も年1回(3月)に限られるため、本事業に係る業務の大半は2月から6月の間に集中している。

なお、平成30年度の登録者数は個人123名(うち97名は特定の施設・事業所での活動)、なごやか寄り合い222団体であり、活動交付金申請者数及び金額は個人66名(合計248千円)、なごやか寄り合い205団体(合計1,576千円)であった。

4 監査の結果

(1) 【獲得したポイントを寄付するための仕組みの構築(意見)】

ア 現状

本計画には、本事業の登録者(個人・団体)の活動に応じて付与される活動実績ポイントについて「現金交換や寄付ができます」と明記されており、また、本事業に関する市民向けの案内文書(松江市健康福祉部保健福祉課発出の平成29年2月付け「松江市まめなかポイント事業(福祉ボランティアポイント事業)のご案内」)でも、「②ポイントの交換」という項目で「毎年度末(3月)に現金と交換できます。寄付もしていただけます」と説明されている。

しかしながら、本事業に係る要綱(「松江市まめなかポイント事業実施要綱」)には寄付を可能とする規定はなく、実際にも活動実績ポイントを寄付

に充てる運用はなされていない。

イ 規範・基準

行政計画や市民向け案内文書に記載された内容と異なる運用は、是正されるべきである。

ウ 意見

そもそもボランティアとは自発的な社会奉仕活動である。活動実績ポイントを寄付に充てることが可能であると本計画に明記し、市民向け案内文書にもその旨の記載をしている以上、活動実績ポイントの寄付を可能とする仕組みをすみやかに構築することが望ましい。

(2)【効果的な周知・広報のあり方の検討（意見）】

ア 現状

本事業の平成30年度における個人活動登録者数は123名に上るが、うち97名（約79%）は特定の施設・事業所で活動するものである。

また、平成30年度においては、活動交付金の申請者数及び額ともに、その多くを個人ではなく団体（なごやか寄り合い）が占めている（申請者数の約76%、交付金額の約86%が団体である。但し、一人あたり交付金額の上限は個人が5000円であるのに対し、団体は1万円という差異がある。）。

なお、本事業開始当時は定期的に市報に掲載するなどして本事業の広報に努めていたが、現在は市報への掲載は行っていない。

イ 規範・基準

事業を実施する以上、効果的な周知・広報のあり方を常に検討すべきである。

ウ 意見

「高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の促進と活躍の場の進展、地域活動・ボランティア活動の推進」という本事業の目的からすると、活動登録者の多くが特定の施設・事業所で活動を行う者であること自体が直ち

に問題となるものではない。しかしながら、本事業の広がりという観点から考えると、現在の登録状況は、既に特定の施設・事業所で活動していた高齢者がそのまま本事業に参加したものと捉えざるを得ず、本事業の実施により高齢者の社会参加活動が十分な広がりを見せているとは言いにくい。

また、活動交付金の申請者数及び額に照らしても、本事業の存在が、個人でボランティア活動に取り組んでいる人（又は取り組みたいと考えている人）に十分届いているのか疑問である。

以上に指摘した点を踏まえると、本事業の目的をよりよく達成するためには個人への実効的な周知が課題というべきであるが、現時点では周知活動が十分になされているとは言い難い。本事業の目的達成に向けて個人の活動登録者数を増加させるためには、より広範かつ効果的な広報のあり方を検討することが望ましい。

（3）【随意契約を選択した理由の再検討（指摘）】

ア 現状

本事業は、その業務の全部が市社協に委託されており、これに係る業務委託契約は随意契約の方法により行われている。また、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて選択されており、その理由は、市社協が「松江市ボランティアセンターを運営する社会福祉法人であり、従来から同センターに登録しているボランティア活動者と対象施設等とのコーディネート・マッチングを行っている。また、幅広い知識と経験を有しており、本業務は松江市社会福祉協議会にしかできない」というものである。

イ 規範・基準

地方公共団体がする契約は一般競争入札の方法により締結するのが原則であり、随意契約の方法は、政令に定める場合に限って選択することができる（地方自治法第234条第1項、第2項）。

地方自治法施行令第167条の2第1項は、随意契約の方法を選択でき

る場合を列挙しており（同項第1号乃至第9号）、同項第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に係る契約を締結する場合を挙げている。

ウ 指摘

本事業は個人ボランティアの活動をその対象とするものではあるが、個人ボランティアと受入施設とのコーディネート・マッチングはその内容に含まれていない。既に述べたとおり、本事業に係る具体的業務の内容は、個人又は団体の活動登録、受入対象施設の登録、まめなかポイント事業活動手帳の交付、まめなかポイント事業活動交付金の申請受付等の事務が中心であり、いずれもボランティアセンターの運営とは直接的な関連性がない。また、市社協がボランティアに関する幅広い知識と経験を有しているとしても、本事業の中心は活動登録と活動交付金の申請受付等の業務であり、ボランティアに関する幅広い知識と経験が必ずしも業務遂行に不可欠であると評価することはできない。

以上に指摘した点、及び、随意契約が例外的方法であること踏まえると、本事業において随意契約の方法を選択した理由として挙げられた点は、未だその理由として不十分と評価せざるを得ない。本事業について随意契約の方法を選択しなければならない例外的理由の有無を再検討すべきである。

(4) 【委託費の算定における人件費の算定方法の検討（意見）】

ア 現状

本事業に係る業務委託契約においては、本業務に専属する市社協の嘱託職員1名分の人件費が、当該職員の具体的な給与額で委託費に計上されている。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

委託費の中に当該業務に携わる人員の person 費相当額を含める場合、本事業のように、当該業務を担当する職員の具体的な給与額をもって算定する方法を採ることも考えられるが、その一方で、実際の担当職員の具体的な給与額を離れ、当該業務を担当するに十分な能力を有する職員を措置した上で、そのような職員の給与額を一人工と評価するなどして、「一人工あたりの給与額×人数」という算式で person 費を算定する方法も考えられる。

前者の方法によると、いかなる役職又は地位の職員が当該業務を担当するかによって、委託費に占める person 費相当額が変動することになる上、市社協職員の給与額の相当性（妥当性）を担保するものもない。人事異動やベースアップなど委託先側の事情によって事業費（委託費）が変動することになれば、当該事業の正確な事業規模や事業価値を見誤るおそれが生じるほか、年度間の業績比較による事業継続判断も困難となり得る。

他方で、後者の方法によれば、上記の弊害を回避することができ、年度間比較にも耐えうる安定した person 費相当額の算出が可能となるはずである。

標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、後者の方法を採用することの可否も含めて、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。

(5) 【実際の業務量に見合った person 費の算定（意見）】

ア 現状

本事業に係る業務委託契約においては、本業務に専属する市社協の嘱託職員 1 名分（通年）の person 費が委託費に計上されている。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

市社協へのヒアリングによると、本事業は性質上、一定の時期に業務が集中するというのであり（活動登録受付時期と活動交付金の申請受付時期。市社協からのヒアリングによると2～6月）、本業務に専属する職員の通年分（1年分）の人件費を委託費に計上することが適切といえるか疑問である。

本業務に従事する職員の勤務実態等を精査し、実態に即した適切な人件費が計上されているか、改めて検討することが望ましい。

（6）【実績に応じて変動する支出を委託費に含めることの適否（意見）】

ア 現状

本事業については、年度当初に委託費を4,000千円とする業務委託契約を締結しているが、年度末に改めて委託費を4,328千円に増額する変更契約を締結している。上記変更（委託額の増額）の主たる要因は、当初予算を大幅に上回る活動交付金の支出によるものである。

なお、活動交付金は、個人又はなごやか寄り合いが年度内に取得したポイントに応じて支払われるものであるから、事前にその額を確定することは不可能である。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

委託費の中に、事業の実績に応じて支出額が変動する部分を含めると、実績次第で当初委託費の額が過大又は過小になることが避けられない。そもそも業務委託契約は、委託した業務（事務）に対して対価を支払う契約であるから、本事業のように、活動交付金の支払額の増減により委託額が変動する仕組み（結果的に、年度末において事後的な変更契約が不可避となる仕組み）には疑問が残る。たとえば、活動交付金の支払分については委託費とは切り離して実績払いとするなど、常に年度末に変更や精算を必要

とする現状の仕組みが適切であるか、改めて検討することが望ましい。

(7)【事後的に変更契約を締結して委託費を精算することの適否（意見）】

ア 現状

上記項目（【実績に応じて変動する支出を委託費に含めることの適否（意見）】）における「ア 現状」の項に記載したとおりである。

イ 規範・基準

業務委託契約とは、ある特定の業務の実施を委託するものであり、その対価は、委託する業務の内容や量に応じて決定されるべきである。

ウ 意見

そもそも委託した事務に係る経費の変動により、事後的に委託費を精算する仕組み自体が適切といえるか疑問が残る。業務委託契約の内容を再検討することが望ましい。

Ⅱ 雇用・就業対策とボランティアの推進

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「生きがづくり・社会参加の促進」の「雇用・就業対策とボランティアの推進」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、松江市ボランティアセンターの個人登録者数は106名、団体登録数は77団体としている。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「ボランティア養成研修等を通じ、松江市ボランティアセンターの登録増を目指す」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「生きがづくり・社会参加の促進」の「雇用・就業対策とボランティアの推進」の取り組みについての課題と対策として、「ボランティアの養成を進める必要がある」としている。

第1 ボランティアの発掘・育成

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者のボランティア活動を通じた生きがづくりと社会参加を推進するため「ボランティアの発掘・育成」を行うものとされ、具体的には、

ボランティアセンター、市民活動センターを中心に、講座・研修会等を開催するほか、生活支援コーディネーターとの連携や、松江市まめなかポイント事業を活用しながらボランティア人材の発掘・育成を図ります。

としている。

2 具体的事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

ボランティアセンター事業（補助金事業）

【補助事業者】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

市社協が運営するボランティアセンターの運営費等を補助するものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は736千円であり、同年度決算歳出も同額であった。

【実施状況】

平成30年度は、ボランティアコーディネート機能の強化、ボランティアの育成・養成、ボランティアの活動支援、福祉教育の推進、ボランティア活動の広報・啓発・広聴活動の強化等が行われた。また、ボランティア登録者数は106名（個人）、77団体であり、コーディネート数は180件（派遣依頼数217件）であった。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第2 ボランティアのコーディネート機能の促進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者のボランティア活動を推進するため、「ボランティアのコーディネート機能の促進」を行うものとされ、具体的には、

ボランティアに関心を持つ方と支援を求める方を結びつけるコーディネート機能や、メール配信による情報提供等を行います。

としている。

2 具体的事業

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

ボランティアセンター事業（補助金事業）

【補助事業者】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会

【事業内容】

上記第1（「ボランティアの発掘・育成」）2項に記載したとおりである。

3 実施状況

上記第1（「ボランティアの発掘・育成」）3項に記載したとおりである。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 シルバー人材センターへの支援

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の雇用・就業対策の一環として、「シルバー人材セン

ターへの支援」を行うものとされ、具体的には、

高齢者の就労の拡大や生きがいづくりを図るため、シルバー人材センターの活動を支援し、活動の周知や情報提供等を強化します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

松江市高年齢者就業機会確保事業（補助金事業）

【補助事業者】

公益社団法人松江市シルバー人材センター（シルバー人材センター）

【事業内容】

シルバー人材センターの運営費等を補助するものである。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は22,828千円であり、同年度決算歳出は22,808円であった。

同センターの運営費の一部は国庫協調補助金（国庫負担割合2分の1）の対象であり、理事長の人件費相当額及びその他市長が必要と認める額は松江市単独の補助金の対象である。また、平成30年度決算における歳出のうち、前者に相当する額は12,739千円（松江市負担分）、後者に相当する額は9,627千円であり、これらの補助金交付対象経費は国庫協調補助分、松江市単独補助分ともに補助金等交付決定額を上回っている。なお、その他市長が必要と認める額とは、同センター事務局長及び同センター宍道

支所臨時職員の各人件費に相当する額である。

【実施状況】

平成30年度は、職業紹介事業及び労働者派遣事業（シルバー派遣事業）のほか、高年齢者を対象とする技能講習，センター実務担当者研修，新規シルバー会員確保と安全・適正な就業環境の確保を主たる目的とした指導・相談，支援を実施している。

4 監査の結果

(1) 【補助対象経費該当性に関する理由の明記（指摘）】

ア 現状

要綱（「松江市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱」）によると、本事業に係る補助金の額は、①国庫補助対象経費の2分の1とし、国庫補助金交付決定額を上限とする、②理事長の人件費に相当する額、③その他市長が必要と認める額とされている（要綱第4条）。また、「③その他市長が必要と認める額」について特段の基準は設けられておらず、平成30年度は事務局長人件費と支所臨時職員人件費がこれにあたるものとされている。

イ 規範・基準

「補助金等に係る予算の執行及び交付の適正化を図る」（松江市補助金等交付規則第1条）ためには、包括的規定に基づく補助対象経費該当性の判断は明確であるべきである。

ウ 指摘

平成30年度は、要綱第4条（3）に定める「その他市長が必要と認める額」として事務局長人件費と支所臨時職員人件費が認められているところ、シルバー人材センターから提出された補助金等交付申請書添付の事業計画書や、松江市の補助金等交付決定通知書（平成30年4月1日付け）を精査しても、市長が事務局長人件費等を補助金の対象として認めた理由を窺い知ることはできなかった。

補助金対象経費の要綱への定め方について、本条項のように一定の柔軟な規定を設けておく必要性は理解できるとしても、そのことは、補助金対象経費として認めるか否かの判断を曖昧にしてよいことを意味しない。本条項のような規定に基づいて補助金を支出する場合には、少なくとも、市長がいかなる事情を考慮して必要と認めたか否かを明らかにすべきである。

（２）【補助対象経費として認める必要性の再検討（意見）】

ア 現状

要綱（「松江市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱」）によると、本事業に係る補助金の額は、①国庫補助対象経費の2分の1とし、国庫補助金交付決定額を上限とする、②理事長の人件費に相当する額、③その他市長が必要と認める額とされている（要綱第4条）。

また、少なくとも過去3か年にわたり、「③その他市長が必要と認める額」として事務局長人件費と支所臨時職員人件費が認められているところ、平成30年度のこれら人件費の額は5,340千円であり、補助金交付決定額（22,366千円）の約23.9%を占めている。

なお、シルバー人材センターの正味財産期末残高は、前年度末との比較で、年々増加傾向にある。

イ 規範・基準

「補助金等に係る予算の執行及び交付の適正化を図る」（松江市補助金等交付規則第1条）ためには、包括的規定に基づく補助対象経費として認めるか否かは、補助の必要性を総合的に検討した上で判断すべきである。

ウ 意見

平成30年度は、要綱第4条（3）に定める「その他市長が必要と認める額」として事務局長人件費と支所臨時職員人件費が認められているところ、シルバー人材センターから提出された補助金等交付申請書添付の事業計画書や、松江市の補助金等交付決定通知書（平成30年4月1日付け）を精査

しても、市長が事務局長人件費等を補助金の対象として認めた理由を窺い知ることはできなかつた。

他方、シルバー人材センターの正味財産期末残高は、少なくとも過去3年にわたり、年々増加している。

もちろんシルバー人材センターの管理に係る人件費の必要性は十分理解できるところであり、また、正味財産期末残高の推移が補助金支出の可否を決する指標となるわけでもない。

しかしながら、「その他市長が必要と認める額」という要件はあくまで補足的な要件として捉えるべきであり、この要件に基づいて補助対象とされた経費の額が、補助金全体の4分の1弱（約23.9%）を占める現状には若干の疑問が残る。

事務局長人件費と支所臨時職員人件費を「その他市長が必要と認める額」として認めるか否かにつき、その必要性を総合的に再検討することが望ましい。

Ⅲ 効果的な情報の提供

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「生きがいつくり・社会参加の促進」の「効果的な情報の提供」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「弁当や日用品を配達する店の情報、法律や消費者被害等の相談機関、地域で行われている活動、高齢者入居施設等の「高齢者お役立ち情報」を市社協ホームページに掲載している」と評価している。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「引き続き市社協ホームページに掲載し、適宜更新を図る」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「生きがいつくり・社会参加の促進」の「効果的な情報の提供」の取り組みについての課題と対策として、「情報の更新を適宜行い、最新の状態を保つ」としている。

第1 効果的な情報提供・情報共有化の推進

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の生きがいつくりや社会参加の促進に資する情報の提供のあり方に関し「効果的な情報提供・情報共有化の推進」を行うものとされ、具体的には、

ケーブルテレビ網や音声告知端末，防災無線，ホームページ等を有効活用し，より効果的な情報提供を行います。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

特段の担当課はない。

3 監査の結果

【体系的な情報提供・情報共有化の手段の構築（意見）】

ア 現状

関連する各課がそれぞれ独自に情報提供等の方法を考案・実施しており，各課横断的な情報提供・情報共有化に係る特段の施策は見当たらない。

イ 規範・基準

効果的な情報提供等のためには，情報提供・情報共有化の手段を体系的に構築すべきである。

ウ 意見

ある事業が周知・広報不足により市民に利用されないことは往々にして見受けられるところであり，本監査においても周知・広報が不足している事業が散見される。もちろん，個々の事業や施策ごとに効果的な周知や情報提供のあり方は異なるところではあるが，効果的な情報提供のあり方を横串的に検討し，それらの手法を各課が共有し利用することは可能であり，かつ有用と考えられる。

効果的な情報提供・情報共有化を推進するためには，各課の個別の努力に委ねるだけでなく，たとえば情報提供のあり方を総合的に検討し，集約する担当課を決めるなどして，各課横断的に効果的な手法を共有することも検

討することが望ましい。

第2 「高齢者お役立ち情報」の情報提供

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者に対する情報提供手段のひとつとして『「高齢者お役立ち情報」の情報提供』を行うものとされ、具体的には、

自宅まで配達してくれるお弁当屋や、出張修理ができる電気店等、高齢者の生活に役立つ情報を掲載したサイト・情報誌を作成し、効果的な情報提供を行うことにより、高齢者の生活を支援します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

健康政策課

【実施事業】

高齢者お役立ち情報（委託事業）

【事業委託先】

社会福祉法人松江市社会福祉協議会（市社協）

【事業内容】

市社協のホームページ内で、高齢者の生活に役立つ情報を4つのカテゴリ（お役立ちサービス、様々な相談機関、あなたのお住まいの地域で行われている活動、高齢者入居施設）に分類して検索可能な形で提供している。

情報は2年に1回更新される。

3 実施状況

【予算・決算】

市社協に委託している包括的支援事業（第9章Ⅱ第1参照）の委託費の内訳中に、高齢者お役立ち情報運用費用として年額90,720円が計上されている。

【実施状況】

平成30年度に情報の更新が行われた。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

IV 移動手段の確保

【平成30年度の実施状況】

松江市は、「生きがづくり・社会参加の促進」の「移動手段の確保」の取り組みについての平成30年度の実施状況を、「路線バスは延べ358,216名、一畑電車沿線地域は延べ4,758名に運賃助成した（12月時点）」「福祉バスは、大型バス延べ61台、マイクロバス延べ200台を運行した（12月時点）」としている。なお、進捗状況については、「A：順調」と評価している。

【平成31年度以降の予定】

松江市は、平成31年度以降の予定として、「協議体（地域で高齢者の困りごとを支えあう組織）で、交通弱者の移動手段の確保について検討いただく」としている。

【平成30年度の課題と対策】

松江市は、「生きがづくり・社会参加の促進」の「移動手段の確保」の取り組みについての課題と対策として、「路線バス等の公共交通から離れた地域に住んでいる高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することが課題」「自治体輸送等地域の支えあいでの対策を検討する」としている。

第1 外出支援事業（移送サービス・移送タクシー）の実施（再掲）

この取り組みは、前記のとおり、基本方針4「様々な生活支援サービスの充実強化」の中の「(10) 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実」としても実施されており（第11章I第3参照）、本章では取り上げない。

第2 市内路線バスの運賃助成

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の移動手段確保の一環として「市内路線バスの運賃助成」を行うものとされ、具体的には、

70歳以上の高齢者に対し、市内路線バスの運賃割引を行うことにより、高齢者の外出支援を図ります。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

高齢者バス割引乗車事業

【事業内容】

高齢者福祉手帳又は高齢者証を所持する70歳以上の高齢者に割引シールを交付し、この割引シールを有する高齢者が特定の事業者のバスを利用したとき、所定の運賃から100円が割り引かれるものである。但し、本事業による割引の適用は、利用者がバスカードを使用して料金を支払い、かつ、松江市内で乗車又は降車した場合に限られる。松江市は事後、バス事業者からの請求に基づき、本事業による割引分を事業者に支払う。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は46,900千円であり、同年度決算歳出は46,973千円であった。本事業に係る歳出はすべてバス事業者に支

払う割引分である。

【実施状況】

平成30年度の延べ利用回数は471,089回であるところ、近年の利用実績は漸減傾向にあり、平成26年度の延べ利用回数(566,829回)の約83%にとどまっている。

4 監査の結果

本事業については、特段の指摘すべき点は見当たらなかった。

第3 福祉バスの運行

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の移動手段確保の一環として「福祉バスの運行」を行うものとされ、具体的には、

高齢者や障がい者などが、地域福祉事業や社会参加促進事業等に参加する場合に福祉バスを運行し、移動の支援を行います。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

福祉バス運行事業

【事業内容】

高齢者・障がい者団体等が福祉目的事業を実施する場合等の移動に、低廉な費用でマイクロバス又は大型バスを利用するものである。バス1台あたりの利用料金は、マイクロバス(福祉バス専用。松江市所有)は無料、大型

バス（松江市交通局）は40,000円であり、運行に係る経費（燃料、運転手の人件費等）は利用団体の負担となる。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は8,282千円であり、同年度決算歳出は6,525千円であった。

【実施状況】

平成30年度の利用実績（延べ台数）は、マイクロバス226台、大型バス63台であった。本事業については松江市のホームページで告知しているほか、特段の広報をしていない。平成26年からは運用上、一団体につき年1回の利用に限っているが、この制度を知っている団体や利用者からの申し込みがあるので、特段の広報をせずとも利用されている。

4 監査の結果

(1) 【福祉バス専用車両の所有に係るコストの再検討（意見）】

ア 現状

本事業には、松江市が平成17年に購入した福祉バス専用のマイクロバスが使用されているところ、このマイクロバスは、平成30年度利用実績によると少なくとも年間139日（年間約38%）は稼働していない。

イ 規範・基準

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。

ウ 意見

上記マイクロバスの稼働実績に加え、マイクロバスを所有することに伴う各種経費を併せ考えると、福祉バス専用のマイクロバスを松江市が所有することについての合理性に疑問が残る。

マイクロバスの所有に伴うコストを再検討し、たとえば市交通局又は民間のバスを使用して運行した場合のコストや、団体が自ら手配したバスの利用料金の一定額を補助する等の仕組みを採用した場合のコストと比較した上で、現在のあり方が適切か否か再検討するのが望ましい。

(2)【福祉バスに係る利用制限の明文化（意見）】

ア 現状

福祉バスの利用回数は、平成26年より一団体につき年1回に限定しているとのことであるが、平成30年度において、要綱（「松江市福祉バス運営事業実施要綱」）や要領（「松江市福祉バス運営事業実施要領」）、市民向けの利用の手引きにはその旨の規律及び記載はない。

イ 規範・基準

ある行政サービスにつき利用回数等の制限が設けられている場合、その制限の内容はあらかじめ市民に公表しておくのが望ましい。

ウ 意見

利用回数の制限は利用者にとって重要な条件であるから、そのような制限を定めるのであれば、要綱や要領、市民向けの利用の手引きにその旨を明示しておくことが望ましい。

なお、担当課より、市民向け利用の手引きについては、本監査期間中の令和元年10月1日より利用回数の制限を明記したとの報告を受けており、現時点では改善が図られているが、平成26年より長期にわたり訂正がなされていなかった点を踏まえ、上記のと通りの記載としたことを付言する。

(3)【サービスの公平・平等な利用を実現する方策の再検討（意見）】

ア 現状

福祉バスは利用料金が低廉であり、かつ、利用可能な団体の範囲も広範である。一団体につき年1回という福祉バスの利用制限は、市民間での不公平な利用状況を是正する目的で平成26年に導入されたルールであるが、現

在、松江市としては、特定の団体が毎年連続で福祉バスを利用しているか否かを把握していない。その理由は、申請団体名の変更や代表者・構成員の変動、特定のイベントの参加者によって構成された団体等、団体の同一性を容易に判断できないからだという。

イ 規範・基準

行政サービスは、市民が公平かつ平等に利用できるような方法で提供されるのが望ましい。

ウ 意見

現状では、一団体につき年1回という利用回数の制限により、公平かつ平等な福祉バスの利用が実現できているか不明である。仮に、申請団体名の変更や代表者・構成員の変動により団体の同一性が判断できないのが事実であれば、一団体につき年1回というルール自体が容易に潜脱可能な基準と言わざるを得ず、実質的に機能していないというべきである。より公平かつ平等な利用を実現する方策を再検討することが望ましい。

(4)【周知方法の検討の必要性（意見）】

ア 現状

福祉バスは利用料金が低廉であり、かつ、利用可能な団体の範囲が広範であるにもかかわらず、その広報は松江市のホームページでなされているのみである。

この点に関するヒアリングによると、福祉バスは現状でも一定程度利用されているため特段の広報をしていないとのことである。

イ 規範・基準

事業を実施する以上、効果的な周知・広報のあり方を常に検討すべきである。

ウ 意見

現状、特段の広報をしなくしても一定程度利用されているということが

事実であれば、裏を返せば、本事業を知っている一部の団体によるくり返しの利用が常態化している可能性がある。そうであれば、本事業につき特段の広報をしないことは、市民間の公平な利用を妨げる一因ともなりかねない。

本事業については、市民が平等に福祉バスを利用する機会を得られるよう、より一般的かつ広範な周知の方法を検討することが望ましい。

第4 一畑電車沿線地域への運賃助成

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の移動手段確保の一環として「一畑電車沿線地域への運賃助成」を行うものとされ、具体的には、

一畑電車沿線地域に住む70歳以上の高齢者が一畑電車を利用する際に、運賃を割引することにより高齢者の外出を支援します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

福祉総務課

【実施事業】

一畑電車沿線地域老人対策事業

【事業内容】

一畑電車沿線地域の公民館区（古江地区、秋鹿地区、大野地区）に居住する70歳以上の高齢者手帳所持者のうち、希望する者に1冊10枚つづりの利用券を交付し、この利用券を有する高齢者が一畑電車を利用したとき、所定の運賃から利用券1枚につき100円が割り引かれるものである。松江市は事後、一畑電車からの請求に基づき、本事業による割引分を同社に支

払う。

3 実施状況

【予算・決算】

本事業の平成30年度予算歳出は689千円であり、同年度決算歳出は632千円であった。本事業に係る歳出はすべて一畑電車に支払う割引分である。

【実施状況】

平成30年度の延べ利用人数は6,321人であるところ、近年の利用実績は漸減傾向にあり、平成26年度の延べ利用人数(7,579人)の約83%にとどまっている。

4 監査の結果

(1) 【要綱の規定整備の必要性(指摘)】

ア 現状

本制度による割引を受けようとする高齢者は、利用券とともに割引シールを貼付した高齢者福祉手帳又は高齢者証を提示することで割引を受けられるが、要綱(「一畑電車沿線地域老人対策事業実施要綱」)上、割引シールの貼付を求める規定はなく、また、高齢者福祉手帳だけでなく高齢者証の提示でも利用できることの規定がない。上記要綱は平成19年4月1日に施行されており、その後の改正はなされていない。

イ 規範・基準

要綱は法的拘束力を持たないが、行政機関において内部的に定められている規範である以上、実際の事業における運用と一致しているべきである。

ウ 指摘

本制度の利用方法を変更したのであれば、それを要綱に反映すべきである。

(2) 【目的を同じくする事業間の整合性(意見)】

ア 現状

本事業の目的は、一畑電車の運賃の一部を助成することにより高齢者の外出を支援することであり、高齢者バス割引乗車事業と目的が共通している。

しかしながら、高齢者バス割引乗車事業は、年間の利用回数に制限がない一方で、松江市内で乗車又は降車したことが割引の条件となるのに対し、本事業は、年間の利用回数に上限（最大40回）がある一方、割引の条件が松江市内での乗車又は降車の場合に限定されていない（たとえば、乗車駅と降車駅とがいずれも出雲市内の駅であった場合でも制度上は利用可能である。）。

イ 規範・基準

同一の目的を達成するために実施される複数の行政サービス間では、特段の事情がない限り、同一の利用条件を設定するのが望ましい。

ウ 意見

ヒアリングによると、本事業に係る割引の利用回数に上限が定められているのは、一畑電車の利用券の配布は一部の公民館区（古江地区、秋鹿地区、大野地区）の居住者に限定され、これらの地域に居住する高齢者は、バス割引と一畑電車割引の双方の制度を利用できるからだという。しかしながら、一畑電車と併行するバス路線が存在するのであれば格別、現状ではそのようなバス路線は存在しないのであるから、本事業の利用回数に上限を設ける理由として説得的とは言い難い。また、松江市内で乗車又は降車したことを条件とするか否かについて、両事業の間に差異を設ける合理的な理由は見出し難い。

本事業と高齢者バス割引乗車事業とは、ほぼ同一の目的に基づく類似の制度であるから、合理的な理由なく利用条件に差異を設けるべきではない。両事業の利用条件につき改めて検討することが望ましい。

第5 バス路線の見直しやデマンド交通の導入

1 実施事業の位置づけ

本計画では、高齢者の移動手段確保の一環として「バス路線の見直しやデマンド交通の導入」を行うものとされ、具体的には、

総合的な交通体系を検討する中で、高齢者を含め市民にとって利便性が高く、かつ効率的な運行方法を検討します。

としている。

2 具体的事業の概要

【担当課】

交通政策課

【実施事業】

コミュニティバス運行事業

【事業内容】

コミュニティバスとは、交通空白地帯の住民の交通手段を確保し、公共の福祉の増進に資するため、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送事業又は一般乗合旅客運送事業として運行されるバスである。平成30年度時点では、松江市の委託事業として美保関、八雲、玉湯、宍道、東出雲、古江、本庄持田、忌部、鹿島、島根、八束の計11地区において運行を行うほか、大野及び秋鹿地区では地元運営組織が松江市の補助金を活用し運行している。料金は大人1乗車につき200円（別途小人料金等あり）の定額料金制であり、その他に回数券料金、定期券料金の設定がある。

3 実施状況

【決算・実施状況】

平成30年度決算歳入は58,140千円（うち運賃収入28,515千円）、同年度事業費支出は200,744千円であった。また、平成30年度における収入支出差引額は▲142,604千円であり、支出全体に占める運賃収入の割合は14.2%であった。

4 監査の結果

本事業に関しては、特段の指摘すべき事項は見当たらなかった。

第6 サービスD（移送サービス）の新設に向けた研究（再掲）

この取り組みは、前記のとおり、基本方針2「健康づくりと介護予防の推進・認知症対策」の中の「(5) 介護予防・重度化防止の取り組みの推進」としても実施されており（第6章I第6参照）、本章では取り上げない。

指摘及び意見一覧表

第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2 一覧表」記載のとおりである。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。

指摘	地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、法令または規則等に照らして改善を要する必要があると判断したものの。	25
意見	地方自治法第252条の38第2項に定められている「監査の結果に添えて提出する意見」であり、将来のために改善・改良していくことが望ましいと判断したものの。	58

第2 一覧表

番号	指摘／意見	内 容
第3章 高齢者が安心して暮らせる住居の場の確保		
I 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保		
第1 公営住宅の供給		
第2 安心ハウスの提供		
1	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の存続の可否の早期検討 本事業の必要性・公共性は薄れており、事業の効率性も高くなく、公平性を欠く側面もある上、計画的に廃止することにより入居者に与える影響を抑えることも可能であるので、本事業は存続の可否について早

		期に検討することが望ましい。
第3 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等の質の確保		
II 安心して暮らせる住・生活環境の整備		
第1 公営住宅のバリアフリー化		
2	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化する住戸の選定 バリアフリー化する住戸の選定にあたっては、空室状況に左右される側面はあるものの、できる限りバリアフリー化した後に耐用年数まで使用できる期間が長い住戸を優先することが望ましい。
第2 住環境のバリアフリー化		
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上		
I 地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供		
第1 現在提供している介護保険サービスの充実		
第2 市町村特別給付（在宅復帰支援）		
3	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・原因分析の必要性 市町村特別給付の利用者が少ない原因について、在宅復帰したい人が少ないのか、在宅復帰をしたいが市町村特別給付を含む在宅医療・介護を支える制度が不十分なため在宅復帰を諦めているのか不明であり、この点について、より詳しい調査をすることが望ましい。
第3 地域共生型サービスの充実		
II 介護保険施設等の整備		
第1 特別養護老人ホームの整備		
4	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・次回公募に向けた早急な方針決定の必要性

		<p>本事業については、第6期計画から本計画への継続事業であり、現状2期6年を経過しても整備がされない状況にあり、次回の公募について、早急に方針を決定し、実施されることが望ましい。</p>
第2 医療系サービスの整備		
第3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備		
第4 生活支援ハウスの入所措置，養護老人ホームの入所措置		
5	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の早期廃止に向けた検討の必要性 <p>本事業の必要性・公共性は薄れており、事業の効率性も低いため、本事業は早期廃止に向けて検討することが望ましい。</p>
6	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書・決算書の記載形式の統一 <p>事後精算の規定がある以上、見積書・決算書ともに、利用料を含めた収入・支出を記載し、本事業全体の収入・支出を明確にすべきであり、松江市は、見積書と決算書の記載形式を統一するよう受託者に求めるべきである。</p>
7	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な委託料の算定 <p>委託料の算定が適切に行われておらず、見積書の審査が疎かになっている可能性が否定できないので、見積書の審査をより慎重に行うべきである。</p>
8	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書の精査の必要性 <p>入居者の推移に応じて精算できるよう余剰金の返還規定があるのであるから、決算書の支出に計上された項目・金額の相当性を精査すべきである。</p>

9	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 <p>標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。</p>
Ⅲ 第三者評価の充実		
第1 事業所への介護相談員派遣		
10	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣報告書の公表 <p>計画に沿って、派遣事業報告書が広く市民の目に触れるように公表をすべきである。</p>
11	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣受け入れ先事業所の増加への方策の検討 <p>介護サービス事業所が介護相談員の受け入れを断る理由・原因を分析し、派遣受け入れ先事業所を増やす方策を検討することが望ましく、介護サービス事業所には本事業の理解を得ることが望ましい。また、市民への広報活動の方策も検討されることが望ましい。</p>
12	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型施設の運営推進会議への派遣の再検討 <p>介護相談員の負担との兼ね合いにはなるが、介護相談員の地域密着型施設の運営促進会議への積極的な派遣について再検討することが望ましい。</p>
第2 地域密着型運営推進会議への参加とグループホームの外部評価		
13	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応についてのフォローアップ <p>外部評価で指摘された課題について解決を図る主体はグループホームの事業者であるが、グループホー</p>

		<p>ムの運営推進会議には、松江市や地域包括支援センターの職員が構成員として出席するのであるから、そのような場で、外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応について、フォローアップを行うことが望ましい。</p>
IV 事業所の指定・指導		
第1 地域密着型サービス事業所の指定及び指導		
第2 介護保険事業所の指定及び指導		
14	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業者向けの申請の手引き <p>中核市に移行するまでの期間中に、松江市の介護保険事業者向け申請の手引を作成し、準備すべきである。</p>
15	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載 <p>実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。</p>
16-1	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準の明確化 <p>文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確であるから、指導区分の適用の精確性をより向上させるためには、判断基準を明文化することが望ましい。</p>
16-2	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導結果報告書における文書指摘、口頭指導、助言の記載内容の区別 <p>文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載すべきである。</p>

第3 給付適正化事業の充実		
第4 老人福祉法に基づく老人福祉施設（事業所）の指定及び指導		
17	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載 <p>実地指導結果報告書に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。</p>
18-1	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断基準の明確化 <p>文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確であるから、指導区分の適用の精確性をより向上させるためには、判断基準を明文化することが望ましい。</p>
18-2	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地指導結果報告書における文書指摘、口頭指導、助言の記載内容の区別 <p>文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載すべきである。</p>
V 介護保険サービス事業所等関係機関の連携		
第1 介護保険事業所連絡会の開催を通じた事業所の組織化		
19	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業所連絡会への主体的関与 <p>松江市が主体となって、介護保険サービス事業所ごとに、介護保険事業所連絡会を開催し、参加者確保に努めることが望ましい。</p>
第2 ブロック連絡会への参加・連携		
第5章 介護人材の育成・確保の取り組みの強化		
I 介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保		
第1 ケアマネジャー等研修会の開催		

20	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値達成への取り組み <p>令和2年度までに、ケアマネジャー等の研修会を年3回開催できるよう、新たな研修会について、内容等をケアマネジャー協会とも協議のうえ、取り組むことが望ましい。</p>
第2 医師やケアマネジャー等多職種の合同研修会の開催		
第3 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援		
第4 介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援		
21	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム発足の検討・協議過程の記録化 <p>課題がある以上、プロジェクトチームの発足を検討することが望ましく、事後的な検証・見直しを行うために、その協議過程は記録化されることが望ましい。</p>
第5 介護に携わる専門職のスキルアップ研修		
第6 (仮称) 介護人材確保検討会議の開催		
第7 小中学生への社会教育の推進		
22	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象とした介護職の魅力発信事業 <p>小学生を対象とした、介護職への理解を深めるための事業を企画することが望ましい。</p>
第8 各種資格取得・研修参加に対する支援		
23	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・費用助成の対象となる資格・研修の検討 <p>他に費用助成の対象とすることが適切な資格・研修があるか否かにつき、検討することが望ましい。</p>
II 介護職場の環境整備		
第1 介護ロボット等の導入支援		

第2 介護事業所認定制度の創設		
24	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画における松江市の主体性 <p>松江市として、「介護事業所認定制度の創設」＝「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の創設」に向けた計画の策定，運用，進行管理をすべきである。</p>
第3 介護従事者の表彰制度の創設		
第4 「介護の日」のPR及び介護職場に関する情報提供		
第6章 介護予防・重度化防止の取り組みの推進		
I 介護予防・日常生活支援総合事業の充実		
第1 介護予防の充実による高齢者の自立支援，重度化防止		
第2 介護予防ケアマネジメントの実施		
第3 サービスA（緩和型）への移行促進		
25	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画の策定 <p>サービスAへの移行促進に向け，線引きする仕組みを導入する時期の目途を立て，それに向けてサービスAに対応する事業所を確保する具体的な計画の策定を行うことが望ましい。</p>
第4 サービスB（住民主体型）への移行促進		
26	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスBの担い手の育成の検討 <p>サービスBを実施する団体を立ち上げる担い手の育成をするか否かにつき，今後，検討されることが望ましい。</p>
第5 サービスC（短期集中型）の推進		
第6 サービスD（移送サービス）の新設に向けた研究		

II 一般介護予防事業の拡充・推進		
第1 なごやか寄り合い事業による介護予防の推進		
27	意見	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。
28	意見	・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約の適否 年度末に委託費の額を増減額(精算)する現在の運用の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく、事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。
29	指摘	・実施要綱における引用条項の誤記 実施要綱の引用条項を正確に記載すべきである。
第2 運動教室や介護予防教室の開催等による介護予防の普及		
第3 口腔・低栄養重症化予防事業による介護予防の推進		
第4 健康づくり活動の推進		
第5 地域リハビリテーション活動の促進		
第6 介護予防事業の評価		
III 介護予防の啓発促進		
第1 介護予防に関する意識啓発の促進		
第7章 認知症対策の強化		
I 認知症の早期発見・発症遅延・重度化防止		
第1 認知症予防に関する取り組みの促進		

30	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の検討過程の記録化 <p>計画を適切に評価するためにも、計画の策定（島根大学への提案）、運用（島根大学との協議状況）等を記録化しておくことが望ましい。</p>
第2 認知症初期集中支援事業の充実・強化		
第3 アセスメントツール等の活用による早期対応		
第4 認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用		
31	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画における松江市の主体性 <p>行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。</p>
第5 認知症にかかる医療機関との連携		
II 当事者・家族の支援		
第1 認知症ケアパスの見直し、普及		
第2 当事者や家族への支援の強化		
第3 若年性認知症対策の強化		
第4 認知症地域支援推進員による支援体制の強化		
32	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の具体的業務の拡充 <p>認知症地域支援推進員の業務については、その具体的業務内容を拡充することを検討することが望ましい。</p>
第5 認知症にかかる医療機関との連携		
III 啓発・ネットワークづくり		
第1 認知症サポーターキャラバンの強化		
第2 認知症に関する情報発信の強化		

3 3	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法の取り組みの必要性 <p>より効果的な周知方法を検討することが望ましい。</p>
第3 地域の見守りネットワークの充実・強化		
第4 徘徊SOSネットワークの強化		
3 4	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画における松江市の主体性 <p>行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。</p>
第5 徘徊高齢者対策の強化		
3 5	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画における松江市の主体性 <p>行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。</p>
第8章 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備		
I 在宅医療・介護を支えるサービス提供体制の整備		
第1 多職種連携会議を活用した切れ目ない在宅医療と在宅介護の一体的な提供体制の構築		
第2 医療・介護関係者間の情報共有ツールの普及		
第3 在宅医療・介護の提供体制の整備		
第4 在宅医療・介護を支えるための居宅サービスの整備		
3 6	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回，随時対応型訪問介護看護事業所の整備 <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施する事業者がない原因を分析した上、事業者が参入するためのインセンティブや松江市における同サービスの在り方、公募の方法等を検討し、同サービス</p>

		を実施する事業者を確保することが望ましい。
第5	介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援（再掲）	
II 多職種連携による生活支援		
第1 多職種連携会議の活性化		
37	意見	・多職種連携会議への主体的関与 松江市が主体となって、多職種連携会議を実施することが望ましい。
第2 松江市在宅医療・介護連携支援センターの活動促進		
第3 入退院支援の連携強化		
第4 医療依存度の高い住宅介護サービス利用者への支援強化		
第5 リハビリテーションの充実		
III 介護現場で働く従事者の質の向上と人材確保（再掲）		
IV 地域住民への普及啓発		
第1 地域住民に対する研修会の開催		
第2 在宅医療介護ガイドブック、終活支援ハンドブックの活用		
第9章 総合相談・支援体制の充実強化		
I 我が事・丸ごとの相談支援体制の整備		
第1 なんでも相談所の機能強化		
第2 コミュニティソーシャルワーカーの活動推進		
II 地域包括支援センター機能の充実強化		
第1 地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化		
38	意見	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。

39	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否 <p>年度末に委託費の額を増減額(精算)する現在の運用の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく、事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。</p>
第2 地域包括支援センターの評価・点検の取り組み強化		
第3 地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報の公表		
第4 ケアマネジメント支援		
Ⅲ 地域ケア会議の充実		
第1 地域ケア会議の推進		
第2 地域課題の把握・共有		
第3 地域ケア推進会議の推進		
第10章 地域における支え合う体制づくり		
Ⅰ 地域住民による支え合い体制づくり		
第1 協議体の立ち上げ、活性化		
40	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 <p>標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。</p>
41	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否 <p>年度末に委託費の額を増減額(精算)する現在の運用の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得</p>

		ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく、事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。
第2 生活支援コーディネーターの活動推進		
第3 暮らし安心サポーターの養成		
II 地域における見守り・相談体制の充実（再掲）		
III 要配慮者支援体制の強化		
第1 要配慮者支援組織の立ち上げや地域での見守り助け合い事業の推進		
42	意見	・目標値を達成した場合の事業規模の試算 最終的に目標値を達成した場合の事業規模を予測し、これを踏まえた効果的な事業運営を実現するために、目標達成時の歳出見込額を予め試算しておくことが望ましい。
43	意見	・会議体の活動を推進するための方策の検討 立ち上がった会議体を実効的に活動しうる組織とするため、会議体の活動促進の方策を検討することが望ましい。
第11章 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実		
I 在宅サービスの充実		
第1 「食」の自立支援事業の実施		
44	意見	・情報提供についての同意の書面化 委託事業者が利用者の情報を関係者に提供することについて、利用者の同意を書面で得ることが望ましい。
第2 緊急通報装置設置費助成事業の実施		

第3 外出支援事業（移送サービス・移送タクシー）の実施		
45	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱・契約書の統一 同種の事業については、実施要綱・委託契約書の内容をできる限り、統一することが望ましい。
46	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱の記載 実施要綱において、委託事業者を市社協と特定する記載は、変更すべきである。
47	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・契約形式の統一の必要性 同様の事業を行うのであれば、契約形式も統一すべきであり、不必要な追加支出を避けるためにも、単価契約をすることを検討すべきである。
第4 安心ライフ援助事業の実施		
48	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱・事業委託契約書と実態との一致 実施要綱の記載及び委託契約書の記載を実際にあわせて変更することが望ましい。
第5 救急医療情報活用事業の実施		
49	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法の検討の必要性 より多くの市民に利用されるよう、その周知・広報の方法を十分に検討することが望ましい。
第6 生活援助員派遣事業の実施		
50	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の検討の必要性 支出のわりに対象者の数が少なく、費用対効果の面から相当とは言えず、廃止して他の施策で代替するなど、県や国と協議することが望ましい。
第7 訪問理美容事業の実施		

5 1	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供についての同意の書面化 事業者が利用者の情報を関係者に提供することについて、利用者の同意を書面で得ることが望ましい。
5 2	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅延損害金の起算日の記載の明確化 委託料の支払期限が契約書上、不明であり、委託料の支払期限は、遅延損害金の計算の基礎となるものであるので、契約書上明確にすべきである。
第8 ゆうあいヘルプサービスによる支援		
5 3	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを計画に明示すべきである。
II 家族等介護者に対する支援		
第1 家族介護用品支給事業の実施		
第2 家族介護者交流事業の実施		
5 4	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要綱の実施主体の記載 実施要綱の記載を実際にあわせて変更することが望ましい。
5 5	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施予定回数が実施されていないこと 実施することを合意した実施回数については、発注者である松江市は、受注者である市社協が確実に実施するようにすることが望ましい。
第3 介護離職防止対策等の推進		
5 6	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等介護者に対する介護離職予防対策の検討の必要性

		<p>家族等介護者についても，松江市介護人材確保検討会において介護離職防止対策について検討するなど，何らかの取り組みを行うことが望ましい。</p>
<p>第12章 権利擁護の充実強化</p>		
<p>I 成年後見制度等の利用促進</p>		
<p>第1 成年後見制度利用支援の実施</p>		
<p>第2 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み</p>		
<p>第3 市民後見人の養成</p>		
57	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱の規定整備の必要性 <p>現状との乖離が生じている以上，たとえば要綱の規定を「事業の全部又は一部を」等に変更するなどして，実体との齟齬を解消すべきである。</p>
58	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約を選択した理由の再検討 <p>随意契約が例外的方法であることを踏まえると，随意契約の方法を選択した理由として挙げられた点は，不十分であり，本事業について随意契約の方法を選択しなければならない例外的理由の有無を再検討すべきである。</p>
59	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料の事後的な精算を目的とした変更契約締結の適否 <p>年度末に委託費の額を増減額（精算）する現在の運用の問題点も踏まえ，そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することが望ましく，事後的な対価の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。</p>

第4 法人後見の実施		
60	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを計画に明示すべきである。
第5 日常生活自立支援事業による支援		
61	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に挙げるとしても、市としてのかかわりを計画に明示すべきである。
第6 権利擁護推進委員会の開催		
II 虐待の予防・対策		
第1 高齢者虐待防止に向けた啓発の充実		
第2 高齢者虐待防止相談窓口の連携強化		
第3 高齢者虐待事例検討会の開催		
第4 虐待・困難事例等の緊急保護体制の強化		
第13章 生きがづくり・社会参加の促進		
I 生きがづくりや社会参加の促進		
第1 なごやか寄り合い事業による交流の場の充実		
第2 高齢者クラブを通じた交流の場の提供		
第3 高齢者の生きがづくりに向けた活動の支援		
62	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求 補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているのか、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を求めるべきである。

6 3	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計算根拠を示した収支内訳書の徴求補助金等交付申請書に添付する修士内訳書には、少なくとも個々の支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めることが望ましい。
6 4	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請時における具体的な事業計画書の徴求補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているのか、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を求めるべきである。
6 5	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計算根拠を示した収支内訳書の徴求補助金等交付申請書に添付する修士内訳書には、少なくとも個々の支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めることが望ましい。
第4 まめなかポイント事業の推進		
6 6	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・獲得したポイントを寄付するための仕組みの構築活動実績ポイントを寄付に充てることが可能であると本計画に明記し、市民向け案内文書にもその旨の記載をしている以上、活動実績ポイントの寄付を可能とする仕組みを速やかに構築することが望ましい。
6 7	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な周知・広報のあり方の検討 <p>本事業の目的達成に向けて個人の活動登録者を増加させるためには、より広範かつ効果的な広報のあり方を検討することが望ましい。</p>
6 8	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約を選択した理由の再検討 <p>随意契約が例外的方法であることを踏まえると、随</p>

		意契約の方法を選択した理由として挙げられた点は、不十分であり、本事業について随意契約の方法を選択しなければならない例外的理由の有無を再検討すべきである。
69	意見	・委託費算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。
70	意見	・実際の業務量に見合った人件費の算定 本業務に従事する職員の勤務実態等を精査し、実体に即した適切な人件費が計上されているか、改めて検討することが望ましい。
71	意見	・実績に応じて変動する支出を委託費に含めることの適否 活動交付金の支払分については委託費とは切り離して実績払いにするなど、常に年度末に変更や精算を必要とする現状の仕組みが適切であるか、改めて検討することが望ましい。
72	意見	・事後的に変更契約を締結して委託費を精算することの適否 委託した事務に係る経費の変動により、事後的に委託費を精算する仕組み自体が適切といえるか疑問があり、業務委託契約の内容を再検討することが望ましい。
II 雇用・就業対策とボランティアの推進		

第1 ボランティアの発掘・育成		
第2 ボランティアのコーディネート機能の促進		
第3 シルバー人材センターへの支援		
73	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費該当性に関する理由の明記 <p>「その他市長が必要と認める額」という本条項のような規定に基づいて補助金を支出する場合には、少なくとも、市長がいかなる事情を考慮して必要と認めたのか否かを明らかにすべきである。</p>
74	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費として認める必要性の再検討 <p>「その他市長が必要と認める額」という要件はあくまで補充的な要件として捉えるべきであり、事務局長人件費及び支所臨時職員人件費を「その他市長が必要と認める額」として認めるか否かにつき、その必要性を総合的に再検討することが望ましい。</p>
Ⅲ 効果的な情報の提供		
第1 効果的な情報提供・情報共有化の推進		
75	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的な情報提供・情報共有化の手段の構築 <p>効果的な情報提供・情報共有化を推進するためには、たとえば情報提供のあり方を総合的に検討し、集約する担当課を決めるなどして、各課横断的に効果的な手法を共有することを検討することが望ましい。</p>
第2 「高齢者お役立ち情報」の情報提供		
Ⅳ 移動手段の確保		
第1 外出支援事業（移送サービス・移送タクシー）の実施（再掲）		
第2 市内路線バスの運賃助成		

第3 福祉バスの運行		
76	意見	<ul style="list-style-type: none"> 福祉バス専用車両の所有に係るコストの再検討 マイクロバスの所有に伴うコストを再検討し、たとえば市交通局又は民間のバスを使用して運行した場合のコストや、団体が自ら手配したバスの利用料金の一定額を補助する等の仕組みを採用した場合のコストと比較した上で、現在のあり方が適切か否かを再検討することが望ましい。
77	意見	<ul style="list-style-type: none"> 福祉バスに係る利用制限の明文化 利用回数の制限は利用者にとって重要な条件であるから、そのような制限を定めるのであれば、要綱や要領、市民向けの利用の手引にその旨を明示しておくことが望ましい。
78	意見	<ul style="list-style-type: none"> サービスの公平・平等な利用を実現する方策の再検討 一団体につき年1回という利用回数の制限は、実質的に機能しているとは言えず、より公平かつ平等な利用を実現する方策を再検討することが望ましい。
79	意見	<ul style="list-style-type: none"> 周知方法の検討の必要性 本事業については、市民が平等に福祉バスを利用する機会を得られるよう、より一般的かつ広範な周知方法を検討することが望ましい。
第4 一畑電車沿線地域への運賃助成		
80	指摘	<ul style="list-style-type: none"> 要綱の規定整備の必要性 本制度の利用方法を変更したのであれば、それを要

		綱に反映すべきである。
8 1	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を同じくする事業間の整合性 <p>本事業と高齢者バス割引事業とは、ほぼ同一の目的に基づく類似の制度であるから、合理的な理由なく利用条件に差異を設けるべきではなく、両事業の利用条件につき、改めて検討することが望ましい。</p>
第5 バス路線の見直しやデマンド交通の導入		
第6 サービスD（移送サービス）の新設に向けた研究（再掲）		

おわりに

高齢者福祉に関する政策は、多岐にわたっているうえ、介護保険制度の改正等による新たな取り組みも多く、日々、そのような高齢者福祉に関する事務に取り組む職員の方々には、頭が下がる思いである。

昨年度の報告書にも記載したが、本監査における指摘・意見は、当該所管課やその所管課の職員を責めるものではない。本報告書は、今後、より適正・公平・有効な高齢者福祉施策を実現するために役立てて頂きたい。

松江市の推計では2025年には高齢化率は31.19%まで上昇するとされており、高齢者福祉に関する政策の重要性は高まる一方であり、本報告書がその一助となれば幸いである。

最後に、本監査にご協力いただいた松江市の職員の方々、松江市社会福祉協議会の方々に感謝申し上げ、本年度の監査報告を終える。